薩摩川内市
まちづくり計画



平成 15 年 12 月

川薩地区法定合併協議会

平成２５年７月　薩摩川内市（一部改定）
令和 元 年 ９ 月　薩摩川内市（一部改定）

目　次

序　章 5

１．はじめに 5
２．まちづくりの課題と合併の必要性 6
(1) 地方分権 6
(2) 少子・高齢化 6
(3) 地方拠点都市としての将来 7
(4) 広域行政 8
３．計画策定の方針 10
(1) 計画の趣旨 10
(2) 計画の構成 10
(3) 計画の期間 10

第１章　新市の概況と主要指標 11

１．位置と地勢 11
２．自然環境 11
３．面積 11
４．人口・世帯 11
５．産業構造 10
(1) 産業別就業人口 10
(2) 新市純生産額 10
(3) 人口１人当たり市民所得* 10
(4) その他主要指標 11

第２章　新市まちづくりの基本方針 12

１．新市まちづくりの基本理念 12
２．新市がめざす将来都市像 14
３　基本方針 15
(1) コミュニティを活かし地域力を育むまちづくり 17
(2) 健康でともに支え合うまちづくり 17
(3) 地域の特色を活かした教育・文化のまちづくり 18
(4) 誰もが安心して快適に暮らせるまちづくり 18
(5) 地域力を発揮し産業活力を創出するまちづくり 19
(6) 都市力を創出するまちづくり 19
(7) みんなで進める市民参画のまちづくり 20
４．新市の都市構造 21

(1) ゾーンごとの振興方向 21
(2) 交流・連携軸 23
(3) 土地利用の基本的考え方 26

第 3 章　公共施設の基本的な考え方 27

１．基本的考え方 27
２．本庁・支所 27
３．公共施設の呼称 27

第 4 章　新市一体化躍動プラン 31

１．地域力再生プロジェクト 32
(1) 地区コミュニティ主体の地域づくり 32
(2) 地域を支える人を育てるまちづくり 32
(3) 地域文化を大切にするまちづくり 32
(4) 地域が健やかで安心して暮らせるまちづくり 32
２．都市力創造プロジェクト 32
(1) 利便性の高い都市づくり 32
(2) 交流拠点を活かしたまちづくり 33
３．交流活力創生プロジェクト 33
(1) 産業活力を導くまちづくり 33
(2) 市域内の連携が盛んなまちづくり 33
(3) 市域外との交流が盛んなまちづくり 33

第 5 章　基本計画・まちづくり事業計画 34

１．コミュニティを活かし地域力を育むまちづくり 34
(1) 地区コミュニティを活かしたしくみづくり 34
(2) コミュニティ活動等への支援強化 36
(3) コミュニティ活動環境の整備 37
２．健康でともに支え合うまちづくり 38
(1) 保健・医療の充実 38
(2) 社会保障の充実 38
(3) 地域福祉社会の形成 39
(4) 高齢者福祉の充実 40
(5) 子育て支援・児童福祉の充実 40
(6) 障害者（児）福祉の推進 41
(7) 母子寡婦・父子福祉の充実 41
３．地域の特色を活かした教育・文化のまちづくり 42
(1) 生涯学習の推進 42

(2) 社会教育の促進 42
(3) 人権の尊重 42
(4) 幼児教育・学校教育等の充実 43
(5) 青少年の健全育成 44
(6) 地域文化の保存・継承 44
(7) スポーツの振興 45
(8) 交流活動の推進 45
４．誰もが安心して快適に暮らせるまちづくり 46
(1) 防災・生活安全対策の充実 46
(2) 環境対策の充実 47
(3) ごみ処理の充実 47
(4) 下水道・生活排水処理対策の推進 48
(5) 安定した水・温泉利用対策の充実 48
５．地域力を発揮し産業活力を創出するまちづくり 50
(1) 新市経済圏の創出 50
(2) 農業の振興 50
(3) 林業の振興 51
(4) 水産業の振興 52
(5) 商工業の振興 52
(6) 観光の振興 53
６．都市力を創生するまちづくり 55
(1) 住環境の整備 55
(2) 公園緑地の整備 55
(3) 道路・交通ネットワークの整備 56
(4) 市街地等の整備と拠点づくり 58
(5) 河川等の整備 58
(6) 港湾施設の充実及び利用促進 59
(7) 情報通信基盤の整備 59
(8) 土地の有効利用 61
７．みんなで進める市民参画のまちづくり 62
(1) 市民参画の推進 62
(2) 男女共同参画社会の形成 62
(3) 効率的な行政運営の推進 62
(4) 健全で安定的な財政運営の推進 63
第６章　新市における県事業の推進 64
１．鹿児島県の役割 64
２．新市における県事業 64

第７章　財政計画 67
１．財政計画の基本的な考え方 67
２．財政計画 68
３．歳入・歳出の推計方法 69
（１）歳　入 69
（２）歳　出 71
◆参考資料 72
１．圏域別主要指標データ 72
２．地区名一覧 77
３．川薩地区の市町村合併の変遷 78
４．まちづくり計画の策定経過 80
５．用語の解説 84

序　章

１．はじめに

21 世紀を迎え、少子・高齢社会が本格的に到来し、高度情報化や国際化の一層の進展や住民の価値観や生活様式の変化などにより、住民ニーズの多様化・高度化がますます進むものと予想され、自己決定・自己責任を基本とする地方分権を踏まえた行政施策の展開が必要となっています。

また、近年、交通や情報・通信手段の発達により、住民の日常生活圏は行政区域を越えて一層拡大しており、介護保険*、環境問題など隣接する市町村が協力し合いながら共同で取組まなければならない広域的な行政課題も多くなっています。

このような中で、市町村合併は緊急を要する全国的な大きな行政課題となっており、財政優遇措置等が盛り込まれている合併特例法*は平成 17 年（2005 年）3 月 31 日までの時限法であることを考慮するとき、川薩地区においても早急に取組まなければならない課題と考えられます。

市町村合併は、21 世紀の市町村が住民に対する総合サービス機関として効率的に機能し、地方の時代を実現するためには極めて有効な手段であるといわれており、住民の皆さんと一緒になった真剣な議論が必要になります。

そのため、川内市・樋脇町・入来町・東郷町・祁答院町・里村・上甑村・下甑村・鹿島村の１市４町４村（以下、「関係市町村」という。）が、どのような新市を建設していくか、また、合併して新市が誕生した場合に、どのようなまちづくりが可能となるのかなどを明確にするため「新市まちづくり計画」（以下、本計画という。）を策定しました。

介護保険…被保険者が要介護状態になった場合に介護費用やサービスなどを給付することを目的とする保険のことです。
合併特例法…市町村の合併の特例などを定めた法律です。合併協議会の設置請求、市町村建設計画の作成、議会の議員の定数・在任に関する特例、地方交付税の額の算定の特例などが定められています。

■地域・地区の考え方（イメージ）

本計画では、市域を小エリアの自治会区域、中エリアの地区（現小学校区・地区）、大エリアの地域（現市町村域）と設定しています。（校区又は地区という呼称は、「地区」で統一してあります）

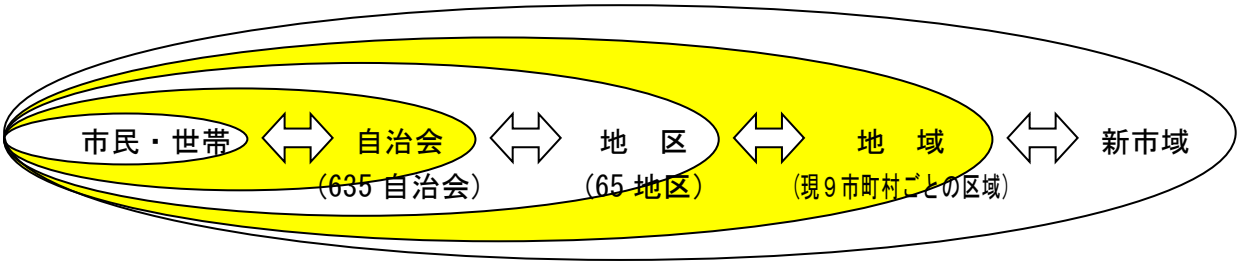

※平成 15 年７月 10 日現在

２．まちづくりの課題と合併の必要性

(1) 地方分権

①　地方分権の現状

・ 平成 12 年 4 月「地方分権一括法」の施行に伴い、自治体の自主性、自立性の尊重、地域住民の自己決定権の拡充が求められており、地方分権は議論から実行の段階に移行しています。

・ 身近な行政施策をできる限り市民に近い自治体において処理すべく、自治事務と法定受託事務の再編、権限移譲の推進及び補助制度の見直し等、抜本的な行政制度の改革が進められた結果、自治体による政策判断、政策遂行における役割と自己責任能力の重要性が高まっています。

・ 市町村への権限移譲については、人口規模に応じて段階的に権限を移譲していくものとされています。

・ 地方交付税制度についても段階補正（団体規模）の見直しや、いわゆる構造改革の効果論から見た適正人口規模等、地方財政制度の抜本的改革が進められようとしています。

②　地方分権により生じる課題

・ 市の自己責任能力の違いが、地域の行政サービスの差や地域の活力などに直接的に影響することが予想されます。

・ 一層主体的に行政運営に取組むことが必要となり、独自の条例や基準を設ける等、自治体の政策形成能力に関して格差が生じる時代となることから、今まで以上に職員の政策形成能力が重要になってきます。

・ 様々な権限移譲に伴ない市の事務量は増加し、さらに新しい分野での事務の発生や、より専門的な判断機会の増加などが予想されます。

③　合併による課題解決の方向

合併によって地方分権に対する適切な受皿づくり（財政基盤強化・行政機構強化）を進め、組織自体の強化を図る必要があります。

(2) 少子・高齢化

①　少子・高齢化の現状

・ 我が国では、平成 9 年 6 月にはじめて 65 歳以上の人口が 15 歳未満の人口を上回り、その後も少子・高齢化の流れが続いています。

・ 合計特殊出生率*は長期的な低下傾向が続いており、平成 12 年には 1.36 であり、本県においても同年で 1.58 と、少子化の傾向が強まっています。

合計特殊出生率…15 歳から 49 歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、１人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子ども数に相当します。

・ 少子化の主な要因としては、社会進出する女性にとって子供を産みにくく、育てにくい社会の構造的な特徴に根ざすところが深いと考えられます。
・ 高齢化率（平成 12 年度）をみると、本県は 22.6%となっており、全国よりもかなり早いテンポで高齢化が進んでいます。中でも新市の高齢化率は 24.3%と本県平均より高くなっています。

② 少子・高齢化の課題

・ 少子・高齢化に伴う課題としては、若年層の働き手の減少により経済活力が低下すること、保険・年金の収入減・支出増によりこれらの財源が悪化すること、福祉関連事業への行政負担が増大すること、地区コミュニティ*の活動が衰退することなどがあげられます。
・ 国全体の人口の増加が見込まれないため、新市の活力を高める定住施策が重要になってきます。

地区コミュニティ…人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域のことで、関係市町村の 65 地区（現小学校区・地区）を指します。

③ 合併による課題解決の方向

・ 新市においても少子・高齢化の進展は顕著であり、高齢化に伴う財政負担に対応できる効率的な行財政運営を図ることが重要です。
・ 市民一人ひとりが、自分の住む地区あるいは新市の活動に取組み、一人暮らしの高齢者に対する施策や青少年の育成など相互扶助による地区の活性化に向けた体制づくりの必要があります。
・ 人口の流入を促進し、若年層の定着を図り、新市の活力を高め、県内だけではなく全国的な都市間の競争に勝ち残るための戦略的な対応を図る必要があります。

(3) 地方拠点都市としての将来

① 地方拠点都市としての現状

・ 交通・情報技術の発達や経済活動の進展に伴い、市民の日常生活圏は市町村の区域をはるかに越えて拡大しています。
・ 新市は、人口や産業経済、文化面、県勢から見て南九州の拠点都市ですが、県土の均衡ある発展のため中核的な役割を担っています。
・ 平成 15 年度末には九州新幹線が一部開業（10 年後は全線開業）されるため、交流人口の増大、通勤圏の拡大などを視野に入れた施策展開が可能になります。
・ 南九州西回り自動車道隈之城インターチェンジの供用開始が控えており、新市への社会的・経済的効果が期待されます。
・ 都市規模について、基礎自治体として 10 万人規模を基準にした権限移譲や地方交付

税制度の見直しが進められています。

② 地方拠点都市としての課題

・ 高速交通体系の整備によって、福岡・熊本はもちろんのこと鹿児島市との時間的距離が短縮され、定住施策・観光等、交流人口施策等について都市間の競争が激しくなってきます。
・ 将来の都市間競争の激化に適切な対応をしていくためには、都市規模を拡大するスケールメリット*を活用し、その競争力を強化することが必要であり、地域の一体的なまちづくりや合併による財政基盤の強化が不可欠となります。
・ 交通渋滞を抑制するために、道路整備などの新たな投資をする必要が生じています。
・ 南九州の拠点都市として、従来よりも増した地域浮揚が望まれています。

スケールメリット･･･規模を大きくすることで得られる利益のことです。

③ 合併による課題解決の方向

・ 可能な限りの高い目標を掲げて全体的なまちづくりを進め、自然・歴史・伝統・文化などの地域資源を活かしながら都市規模の拡大による相乗効果を導き出し、市民や市域内の事業者の活力を生み出す必要があります。
・ 合併により実現する行財政運営の効率性の向上を文化的活動や福祉活動に還元し、市民生活を一層暮らしやすくさせる必要があります。

(4) 広域行政

① 広域行政の現状

・ 近年の都市化、道路交通網の整備や車社会の進展によって、市民の日常生活圏は、これまでの市町村の範囲を越えた広がりを見せています。これに対応するため関係市町村では、業務の効率化・経費の節減を図ることを目的として必要に応じて介護保険、ごみ・し尿処理、消防等に関する一部事務組合を設置し、広域的な事務の共同処理が行われています。しかし、一部事務組合制度は、事務の共同処理方式という性格から脱却できておらず、各種事務の統合ができずに非効率な面もあります。
・ 防災体制については広域的に取組まれ、原子力防災については県と川内市及び隣接市町村が一体となった防災体制となっています。川内川の水防活動については、国土交通省川内川河川事務所を中心に県と流域市町が一体となった体制が組織され、毎年水防演習が行われています。

② 広域行政の課題

・ 川内市及び甑島区域における一般廃棄物最終処分場等の整備が 10 年以内に必要となってきています。

・ 川内川の水防活動は、下流域一体となった活動が重要視されています。
・ 地方分権に伴う国・県からの権限移譲をはじめとする、新たな事務事業の制度化により、一つの自治体では対応が困難な広域化・高度化した行政課題が生じています。

③ 合併による課題解決の方向

・ 一部事務組合が共同処理する事務については、住民ニーズに対応した、より効率的な事務処理と住民サービスの提供を行う必要があります。
・ 一部事務組合の基本的な考え方としては、住民サービスを低下させないように努めるとともに、現有施設の活用も図っていく必要があります。
・ 災害等に対する防災活動体制の整備・充実を図っていく必要があります。
・ 日常生活圏の拡大や地方分権の推進を踏まえて、周辺自治体の実情に応じた役割分担と連携・協力体制の強化により、行政の効率化を進め、質の高い行政サービスの提供や地域特性を活かした個性ある圏域づくりを推進する必要があります。

３．計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

本計画は、関係市町村の総合計画等の基本構想及び過疎・辺地等の個別計画を踏まえながら新市を建設していくための基本方針を定め、その実現を図ることにより、新市の速やかな一体化をめざし、地域の発展と住民福祉の向上を目的としたものです。

なお、合併後に策定される「総合計画（基本構想・基本計画・実施計画）」は、本計画を可能な限り尊重して策定するものとします。

(2) 計画の構成

本計画は、新市のまちづくりを進めるための「基本方針」、「公共施設の基本的な考え方」、基本方針を実現するための「新市一体化躍動プラン」、「基本計画・まちづくり事業計画」、「財政計画」等で構成するものとします。

このうち、「基本計画」は、合併後のまちづくりの具体的施策を、「まちづくり事業計画」は「基本計画」を基本にして実施する主な事業を示したものです。

これらの施策、事業は、合併後、毎年度策定される総合計画実施計画（向こう３カ年計画）の策定作業や予算編成作業において、社会経済情勢を考慮に入れながら本計画を指針として事業選択され、実施されます。

(3) 計画の期間

基本方針は、新市の将来方向を展望した長期的なものとし、新市の基盤を形成するために、合併年度及びその後の 20 年間（平成 16 年度～令和６年度）を計画期間とします。

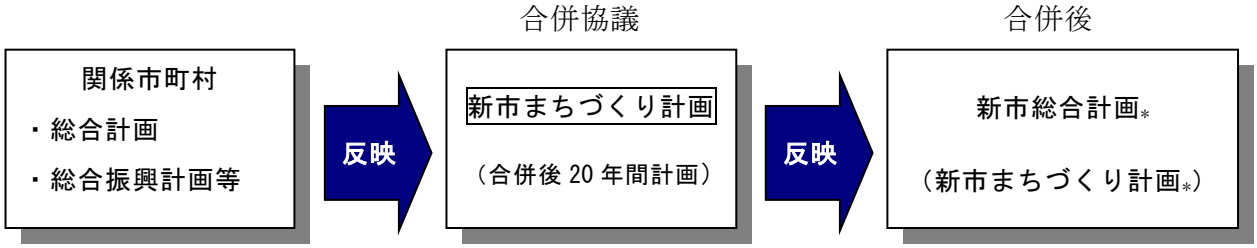

※新市総合計画は、合併後、新市において地方自治法の規定（第２条第４項）に基づき策定されます。このうち基本構想は、市議会の議決を要します。

※新市まちづくり計画は、市町村の合併の特例に関する法律（第５条：市町村建設計画の作成及び変更）に基づき協議会が策定しますが、合併後は新市議会の議決を経て変更することができます。

第１章　新市の概況と主要指標

１．位置と地勢

新市は、薩摩半島の北西部に位置し、南は県都鹿児島市と串木野市、北は阿久根市に隣接する本土区域と、上甑島、中甑島、下甑島で構成される甑島区域で構成されています。

２．自然環境

新市は、東シナ海に面した変化に富む白砂青松の海岸線、市街部を悠々と流れる一級河川「川内川」、藺牟田池をはじめとするみどり豊かな山々や湖、地形の変化の美しい甑島、各地の温泉など、多種多様な自然環境を有しています。

新市が有するこれらの多彩で美しい自然環境は、川内川流域県立自然公園、藺牟田池県立自然公園、甑島県立自然公園に指定され、人々に親しまれています。

３．面積

新市の総面積は 683.39ｋ㎡で、その内訳は、本土が 564.71ｋ㎡、甑島が 118.68ｋ㎡となっています。総面積は鹿児島県の総面積 9,132.42ｋ㎡の 7.5％を占めています。

４．人口・世帯

平成 12 年の国勢調査による新市の人口は 105,464 人であり、年々減少傾向にあります。また、増減率(平成 7 年から平成 12 年)を見ると県全体が 0.45%減少しているのに対して新市は 1.19%減少しており、新市は県よりも人口減少率が高い傾向にあります。一方、世帯数については近年増加傾向にあり、平成 7 年度は 40,606 世帯、平成 12 年では 41,648 世帯で 1 世帯あたり 2.53 人となっています。高齢化率は 24.3％と県全体を上回っています。

新市の将来人口を、コーホート*要因法により推計すると、平成 17 年で 104,112 人（平成 12 年度比 1.3％減）、平成 22 年で 102,457 人（同 4.7％減）と試算されます。

コーホート･･･同年（または同期間）に出生した集団のことです。コーホート要因法とは、その集団ごとの変化を用いて人口推計を行う方法です。例えば、ある地域の現在 20～24 歳の住民は、5 年後には 25～29 歳に達しますが、その間の死亡や転入･転出による移動によって人口に変化が生じます。このような年齢階層ごとの変化が、今後の 5 年間も継続すると仮定して、現在の人口の基にある階層における移動の数と人口の割合を用いて 5 年後の人口を推計することが可能となるという考え方です。

鹿児島県下の市町村・合併協議会*との人口の比較（上位５位まで）

市町村・協議会圏域名	人口（人）
鹿児島地区圏域	601,693
姶良中央地区圏域	127,912
大隅中央地区圏域	112,956
川薩地区圏域	105,464
姶良西部圏域	73,640

※人口は平成１２年国勢調査結果

合併協議会…これから合併をしようとする市町村が、合併を行うこと自体の可否も含めて、合併に関するあらゆる事項の協議を行う組織のことで、関係市町村の議会議員・長・その他の職員・学識経験者で構成されています。

鹿児島県下の市町村・合併協議会との面積の比較（上位５位まで）

市町村・協議会圏域名	面積（ｋｍ²）
川薩地区圏域	683.39
姶良中央地区圏域	603.67
鹿児島地区圏域	546.84
大隅中央地区圏域	544.33
屋久島地区圏域	540.98

県内の合併協議会の設置状況（H15.10.20 現在）

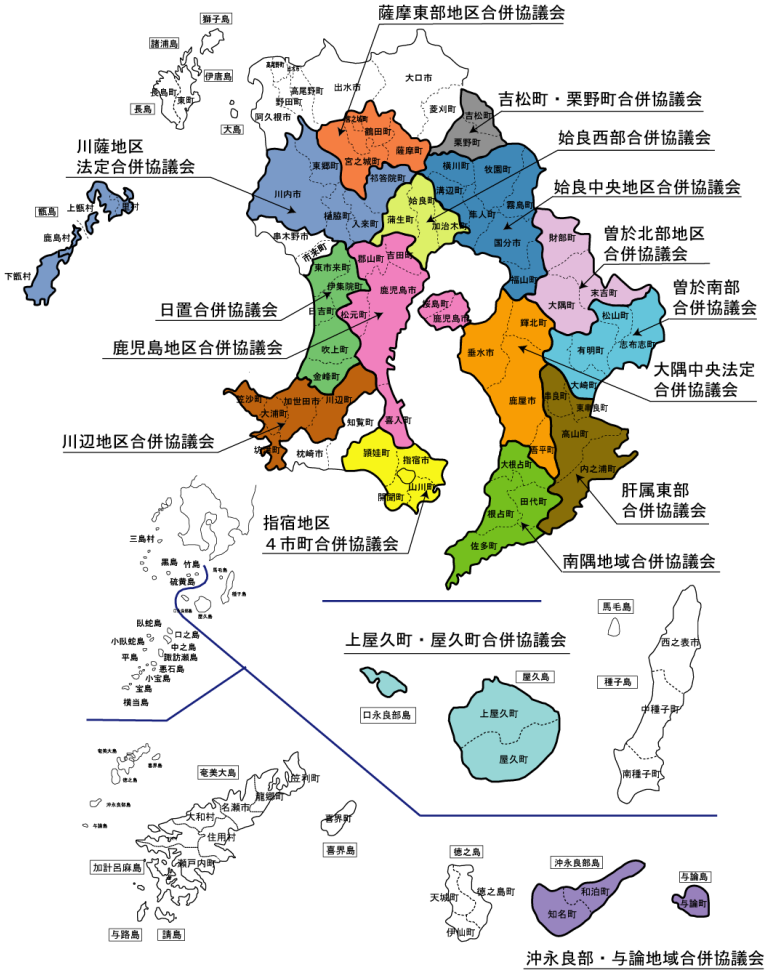

〔川西薩法定合併協議会は休止中〕

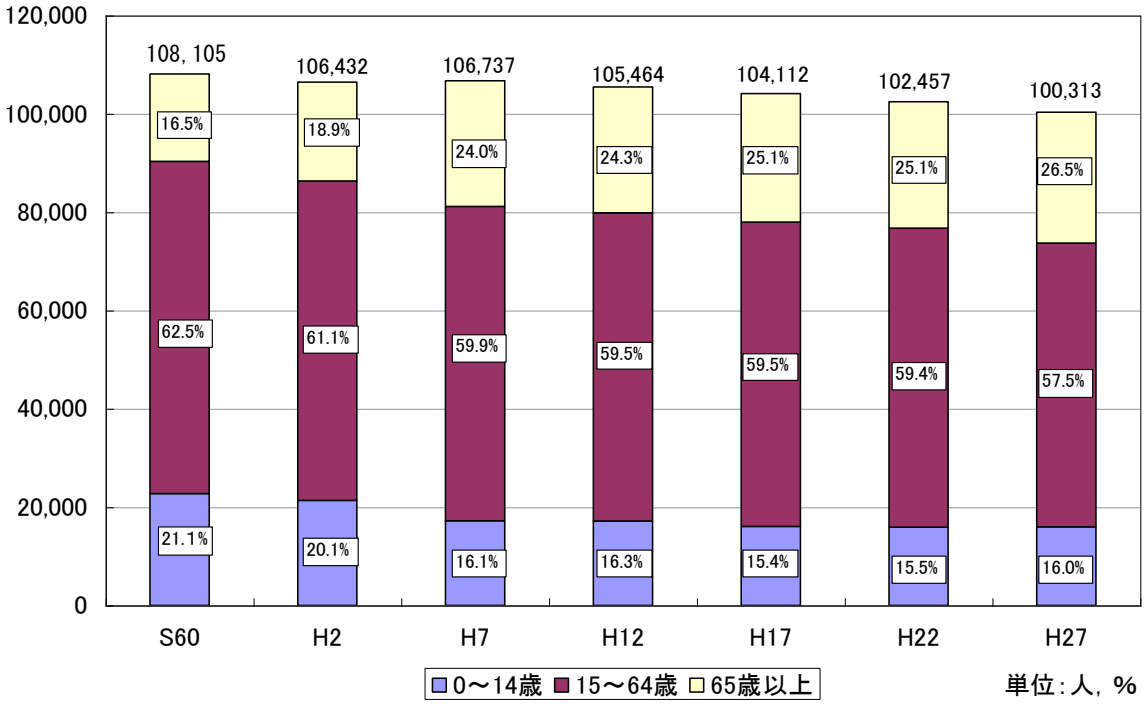

新市の総人口の推移

※国勢調査結果及び推計

新市の世帯数推移と1世帯当たり人口推移

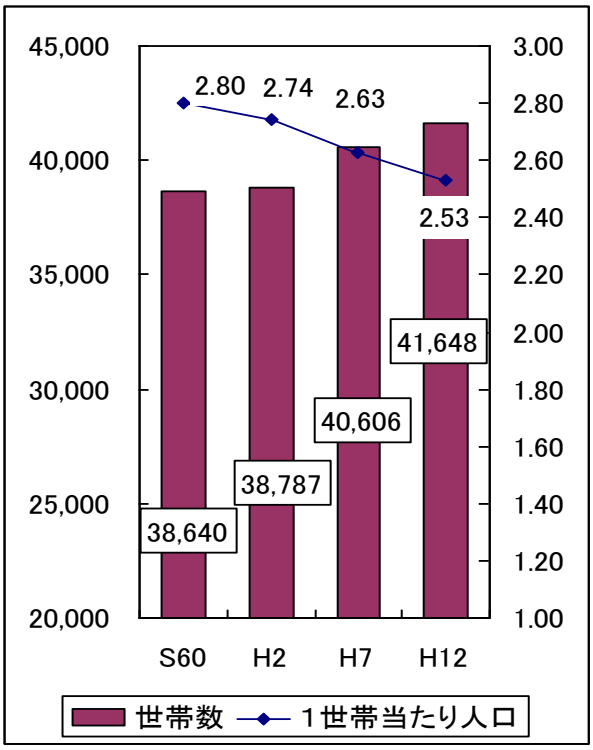

（単位：人）

５．産業構造

(1) 産業別就業人口

新市の産業別就業人口の割合は、第一次産業 9.3%、第二次産業 33.7%、第三次産業 56.7%となっています。県全体と比較すると第一次産業と第三次産業の割合が若干低くなっており、第二次産業の割合が高いというのが特徴です。

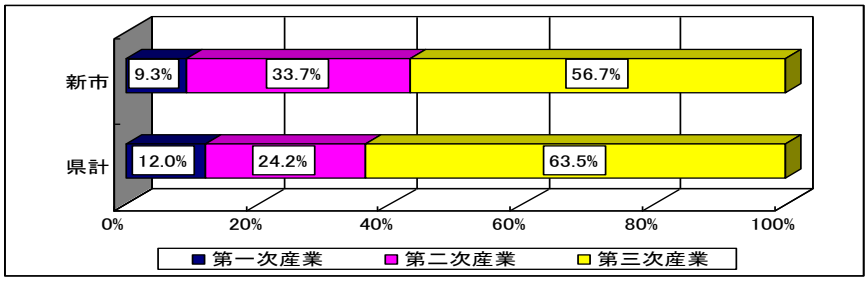

※平成 12 年度国勢調査結果

(2) 新市純生産額

新市純生産額は 3,076 億 7,200 万円となっており、県全体の 7.0%を占めています。県全体と比較すると、第二次産業の純生産額の割合が高くなっており、産業別就業人口と同様の傾向といえます。

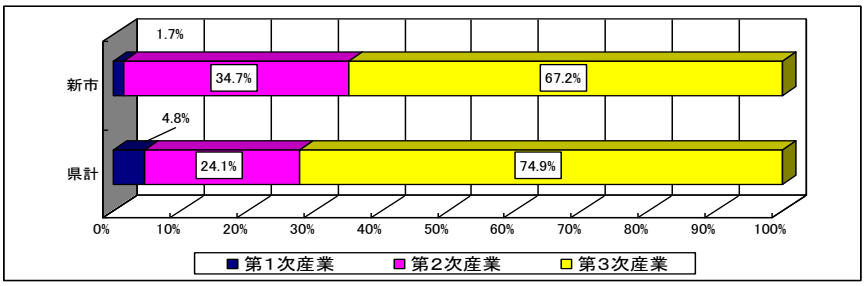

※平成 11 年度市町村所得推計報告書

(3) 人口１人当たり市民所得*

新市民の１人当たり市民所得は約 236 万円であり、県平均より若干高くなっています。

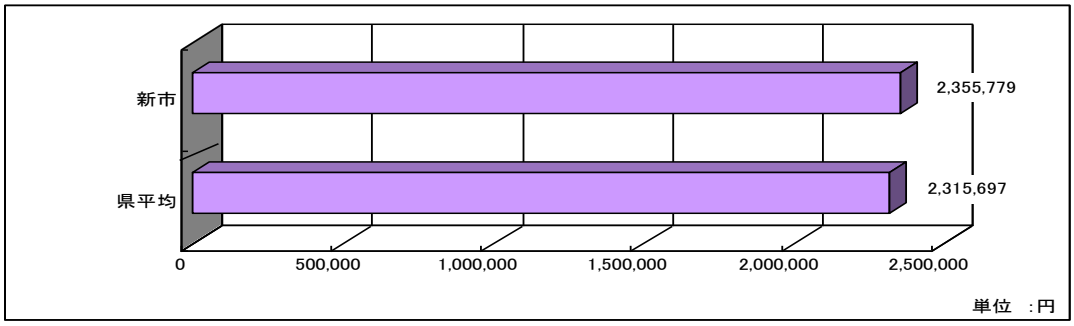

市民所得…一定期間において、市内居住者の生産活動により新たに生産された純生産物（最終生産物）を貨幣価値で評価したものです。

(4) その他主要指標

農業産出額の県内占有率

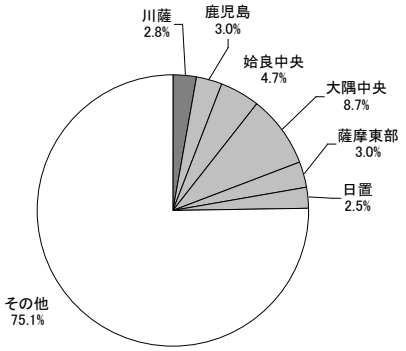

※第48次鹿児島農林水産統計年報(平成12年度)

サービス業事業所数（民営）の県内占有率

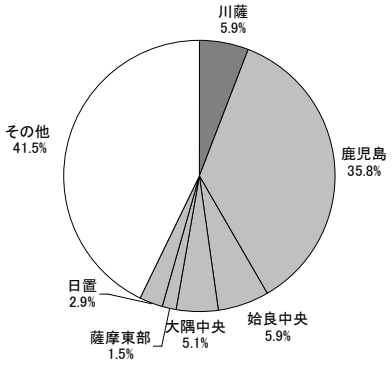

※総務省統計局(平成11年度)

水産業漁獲高の県内占有率

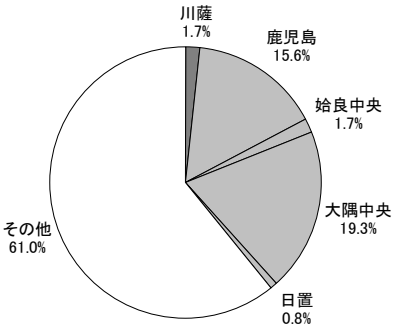

※平成10年漁業センサス

工業製造品年間出荷額等の県内占有率

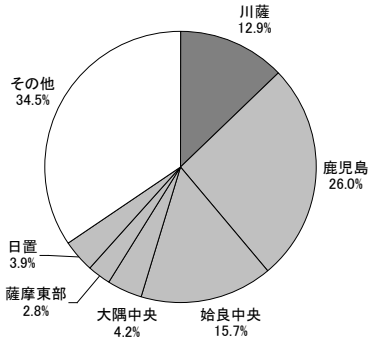

※経済産業省経済産業政策局（平成 11 年度）

民営総事業所数の県内占有率

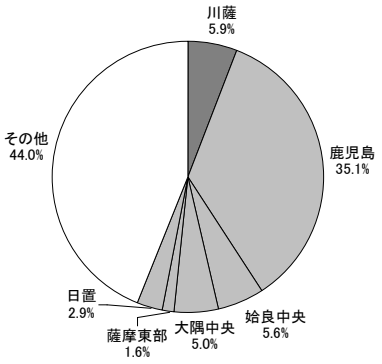

※総務省統計局(平成11年度)

新設着工住宅戸数の県内占有率

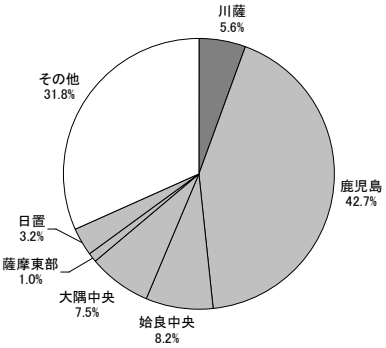

※国土交通省総合政策局(平成13年度)

第２章　新市まちづくりの基本方針

１．新市まちづくりの基本理念

「“地域力”が奏でる“都市力”の創出」

これからのまちづくりは、従来にも増して、「地域自らが考え、地域自らが取組む主体的な地域づくり」を進めていくという視点が求められています。

そのため、地域が持つ資源を再確認し、その歴史や特性を最大限に活かした取組みを展開するとともに、人々の価値観や社会経済の変化など、様々な環境に対応した取組みが必要となってきます。

また、これまでの市町村は、それぞれが持つ特性や立地条件を踏まえた様々なまちづくりを着実に行ってきており、多様性、個性を創出しています。貴重な地域資源を育み、長年にわたって積み重ねてきたまちづくりの成果が、現在の姿となって地域の人々の暮らしを支えてきました。このようなまちづくりの成果を尊重しつつ、南九州の拠点都市として、時流に応じた新たな歴史を刻みながら個性を創出する「地域らしさ」を重視したまちづくりを展開していくことが必要です。

一方、新市全体で資源や施設を共有し拠点的機能を分担・連携する中で、「都市力」を向上させ効果的に発展していくためには、魅力の高い都市機能を充実させるとともに、新市内の連携・交流を促進する快適で利便性の高い社会基盤の整備・強化が必要です。

このようなことから、それぞれの地域や地区コミュニティの特性を活かしながら 10 万人都市の潜在力を最大限に発揮し、これらが連携することにより新しい価値を創造していくという方針のもと、**「“地域力*”が奏でる“都市力*”の創出」**をまちづくりの基本理念（基本的姿勢）とします。

地域力･･･地域の自然や歴史文化というような財産と特性を踏まえた地力（本来持っている実力）のことです。
都市力･･･類似の資源が集まることによる規模拡大の効果の発揮や異なる資源が融合することによる相乗効果の発揮によって、都市としての魅力が向上することです。
地区コミュニティ･･･人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域のことで、関係市町村の 65 地区（現小学校区・地区）を指します。

この基本理念には、次のような４つの視点が含まれています。

①　「地域力」を育み、新しい地域創造をめざす

新市を構成する“まち”には、そこで生活を営んできた人々によって長年受け継がれた伝統や文化が形成され、地域の特性として醸成されてきました。新市は、面積が広く甑島区域を有する自治体となりますので、地域特性を活かした多彩な価値を有する「地域力」の向上を図ります。

②　「都市力」を最大限に発揮する

魅力の高い都市機能を充実させるとともに、新市内の連携及び市域外との交流を

促進する快適で利便性の高い幹線道路の整備や効率的な公共施設の整備など、生活･産業基盤の整備を図り､都市機能が強化された一体感のあるまちの醸成に努め、10 万人都市の魅力を最大限発揮できるまちづくりを展開します。

③ 市民参画*によるまちづくりを進める

市民と行政が同じ目標・視点に立ったまちづくりを進めるため、必要な情報を共有できるように情報公開を積極的に進めるとともに、市民の意見や意向を幅広く吸収し､施策運営に反映させる広聴の充実に努め､市民参画のまちづくりを進めます。

④ 行財政運営の効率化を進める

新市は約 10 万人の都市規模となることから､行政組織のスリム化等による効率的かつ健全な行財政運営を行い、多様化・高度化に対応した行政サービスの充実強化を図ります。

市民参画･･･行政の持つ情報を積極的に公開し、市民と行政が情報を共有しながら、政策等の形成過程において市民の意見を活かしていくことです。

２．新市がめざす将来都市像

「市民が創り　市民が育む　交流躍動都市」

基本理念に掲げた「地域力」の高揚により、将来における新市の「都市力」をどのような姿に向上させていくか、その目標となる姿を定めたものが「将来都市像」です。

新市は、都市機能が集積している地域、みどり豊かな農山村や趣のある温泉街地域、変化に富んだ海岸線を有する地域など、多彩な特性を持つ地域が結集した自治体であり、それぞれの特性に根ざす多彩な文化や風土が形成されています。加えて、市民生活を支え交流の基盤となる多くの資源が蓄積されているとともに、九州新幹線や南九州西回り自動車道の開通が見込まれるなど、広域的な交流・連携の基盤が整備されつつあります。

新市のまちづくりにおいては、南九州の拠点都市として、また、県都鹿児島市の隣接都市として、新市の持つ「多彩な特性と基盤の蓄積」を最大限に活かし、それぞれの潜在力をさらに向上させるとともに、互いの連携を強くすることにより相乗効果を高め、自立性の高いまちづくりを進めていくことが求められています。

また、自然や歴史・文化的な資源と人々の営みというような「地域力」を育てながら「都市力」を発揮する新しいまちづくりを実践する主体は市民です。この「地域力」は、市民の一人ひとりが、あるいは地区コミュニティがお互いの信頼関係を築きながら共有できる将来像を描き、その実現に向かって協働し努力していくことが必要です。

このような考え方を基本とし、**「市民が創り　市民が育む　交流躍動都市」**を新市がめざすべき将来都市像とします。

３　基本方針

新市における速やかな一体化を促進し、地域の発展と市民福祉の向上を図るとともに、南九州の拠点都市としてふさわしいまちづくりの総合的かつ計画的な推進を図るために、「コミュニティ」、「保健福祉」、「教育文化」、「生活環境」、「産業振興」、「社会基盤」、「市民参画」の７つの分野の基本方針を定めます。

新市まちづくり計画の体系図

まちづくりの基本理念
（まちづくりの基本的姿勢）

「地域力が奏でる都市力の創出」

地域特性を集積し、新市の魅力を最大限に発揮するまちづくりに取組みます。

〈視点〉
①「地域力」を育み、新しい地域創造をめざす
②「都市力」を最大限に発揮する
③市民参画によるまちづくりを進める
④行財政運営の効率化を進める

新市がめざす将来都市像

市民が創り　市民が育む　交流躍動都市

基本方針

1　コミュニティを活かし地域力を育むまちづくり（コミュニティ）
2　健康でともに支え合うまちづくり（保健福祉）
3　地域の特色を活かした教育・文化のまちづくり（教育文化）
4　誰もが安心して快適に暮らせるまちづくり（生活環境）
5　地域力を発揮し産業活力を創出するまちづくり（産業振興）
6　都市力を創生するまちづくり（社会基盤）
7　みんなで進める市民参画のまちづくり（市民参画）

新市の都市構造

●都市文化ゾーン
「にぎわいと活力に満ちた、風格のある市街地の形成」

●田園文化ゾーン
「水と緑と温泉に抱かれた、美しく趣のある田園地帯の形成」

●海洋文化ゾーン
「水産業の安定的な発展と海洋性の観光レクリエーションゾーンの形成」

●九州西岸軸
・南九州西回り自動車道・九州新幹線
・国道３号・国道３２８号

●新市東西軸
・甑島交流ライン・川内川連携ライン
・空港アクセスライン・アジア交流ライン

●地域交流軸
・川内樋脇連携ライン・川内入来祁答院連携ライン
・東郷樋脇連携ライン・東郷樋脇入来連携ライン
・甑島縦貫ライン

新市一体化躍動プラン

１　地域力再生プロジェクト
(1) 地区コミュニティ主体の地域づくり　(2) 地域を支える人を育てるまちづくり
(3) 地域文化を大切にするまちづくり　(4) 地域医療が充実し健やかで安心して暮らせるまちづくり

２　都市力創造プロジェクト
(1) 利便性の高い都市づくり　(2) 交流拠点を活かしたまちづくり

３　交流活力創生プロジェクト
(1) 産業活力を導くまちづくり　(2) 市域内の連携が盛んなまちづくり
(3) 市域外との交流が盛んなまちづくり

基本計画・まちづくり事業計画

１　コミュニティを活かし地域力を育むまちづくり
(1) 地区コミュニティを活かしたしくみづくり　(2) コミュニティ活動等への支援強化
(3) コミュニティ活動環境の整備

２　健康でともに支え合うまちづくり
(1) 保健・医療の充実　(2) 社会保障の充実　(3) 地域福祉社会の形成
(4) 高齢者福祉の充実　(5) 子育て支援・児童福祉の充実　(6) 障害者(児)福祉の推進
(7) 母子寡婦・父子福祉の充実

３　地域の特色を活かした教育・文化のまちづくり
(1) 生涯学習の推進　(2)社会教育の促進　(3)人権の尊重　(4) 幼児教育・学校教育等の充実
(5) 青少年の健全育成　(6)地域文化の保存・継承　(7)スポーツの振興　(8) 交流活動の推進

４　誰もが安心して快適に暮らせるまちづくり
(1) 防災・生活安全対策の充実　(2) 環境対策の充実　(3) ごみ処理の充実
(4) 下水道・生活排水処理対策の推進　(5) 安定した水・温泉利用対策の充実

５　地域力を発揮し産業活力を創出するまちづくり
(1) 新市経済圏の創出　(2) 農業の振興　(3) 林業の振興
(4) 水産業の振興　(5) 商工業の振興　(6) 観光の振興

６　都市力を創生するまちづくり
(1) 住環境の整備　(2) 公園緑地の整備　(3) 道路・交通ネットワークの整備
(4) 市街地等の整備と拠点づくり　(5) 河川等の整備　(6) 港湾施設の充実及び利用促進
(7) 情報通信基盤の整備　(8) 土地の有効利用

７　みんなで進める市民参画のまちづくり
(1) 市民参画の推進　(2) 男女共同参画社会の形成
(3) 効率的な行政運営の推進　(4) 健全で安定的な財政運営の推進

(1) コミュニティを活かし地域力を育むまちづくり

新しいまちづくりは、市民一人ひとりが主役であり、生活の基盤となる各地域の活性化こそが新市全体の活力の源です。従来の市町村の境を取り払い、新市の自然・文化・人材などの貴重な資源を有効に活用したまちづくりを進めるには、市民の意見や要望をより良く反映させるとともに、市民自らがまちづくりに積極的に参画することが必要です。

このため、市民の自主的な活動を促進するしくみづくりや組織体制の再構築を図ります。また、それぞれの地区コミュニティへの積極的な活動支援及び活動拠点施設の整備・充実を図るとともに、ボランティア団体や民間非営利組織（ＮＰＯ）*等を育成支援することにより、市民の社会参画を推進します。さらに、市民の地域社会やまちづくりへの参画を促すための広聴広報の充実と個人情報の保護を配慮した情報公開を推進するとともに、電子自治体の構築及び様々な機関との情報のネットワーク化の推進により、事務の効率化及び市民サービスの向上に努めます。

① 地区コミュニティを活かしたしくみづくり
② コミュニティ活動等への支援強化
③ コミュニティ活動環境の整備

NPO…民間非営利組織のことで、営利を目的としない公益的な市民活動などを行う組織、団体のことです。

(2) 健康でともに支え合うまちづくり

今後も高齢化が進む中で、高齢者、障害者、児童を含むすべての市民が、住み慣れた地域・地区の中で健やかに暮らせるまちづくりを進めることが必要です。

このため、保健・医療・福祉に関する様々な施策・事業の充実を図るとともに、市民が自ら進んで行動し、ともに助け合い、支え合う社会システムづくりを進め、誰もが安心して暮らせる福祉社会の構築に努めます。また、高齢者・障害者及び健常者の生きがいづくりに関する施策の推進、学童保育の推進、相談体制や子育て支援ネットワークの広域化、少子化対策の推進及び地域医療機関の確保や救急医療などの医療サービス体制の拡充に努めます。

① 保健・医療の充実
② 社会保障の充実
③ 地域福祉社会の形成
④ 高齢者福祉の充実
⑤ 子育て支援・児童福祉の充実
⑥ 障害者（児）福祉の推進
⑦ 母子寡婦・父子福祉の充実

(3) 地域の特色を活かした教育・文化のまちづくり

生涯を通じて自らの個性と能力を伸ばし、いきいきとした人生を築きたいという意識の高まりへの対応を図るとともに、豊かな心・国際的な広い視野・創造力を持った魅力ある人材を育む教育・文化のまちづくりが求められています。

このため、豊かな人間性を育む幼児教育・学校教育及び郷土教育の充実や教育施設の整備等による教育環境の充実を図ります。特に、家庭での教育力を高めながら学校と家庭、コミュニティが一体となった教育や青少年の健全育成を進めます。また、いつでも、どこでも、誰もが生涯にわたり多様な学習機会やスポーツ・レクリエーション活動を楽しみ、加えて、その学習成果を活かせる活動の場の確保等の支援体制、人材バンク*の整備及び派遣制度の普及など、生涯学習体制の充実強化、各地域・地区で受け継がれている伝統芸能・伝統文化の保存継承を図ります。さらに、広い視野を育てる交流活動を推進し、人材の育成や個性のある地域づくりに努めます。

① 生涯学習の推進
② 社会教育の促進
③ 人権の尊重
④ 幼児教育・学校教育等の充実
⑤ 青少年の健全育成
⑥ 地域文化の保存・継承
⑦ スポーツの振興
⑧ 交流活動の推進

人材バンク…厚生労働大臣の認可を受け職業を紹介する民間の職業安定所のことです。転職を希望する方のキャリアアップの相談を受け、企業から依頼された求人情報の提供を行います。

(4) 誰もが安心して快適に暮らせるまちづくり

新市は、海、山、川、湖、温泉などの豊かな自然環境資源に恵まれています。こうした豊かな環境と快適な生活との両立を前提にしながら南九州の拠点都市として発展していくためにも一層の生活環境の整備が求められています。

このため、市民生活における安全の確保をはじめ、自然環境の保全、上下水道の適正な整備などを進め、災害に強い、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進します。また、地球環境への負荷を軽減するため、市民・事業者と行政が協働して省資源化やリサイクルなどに努め、資源循環型社会の構築を図ります。

① 防災・生活安全対策の充実
② 環境対策の充実
③ ごみ処理の充実
④ 下水道・生活排水処理対策の推進
⑤ 安定した水・温泉利用対策の充実

(5) 地域力を発揮し産業活力を創出するまちづくり

新市の発展を支え、活力と活気を生み出す源は産業活動にあります。また、多様な雇用機会の確保・創出は、若者の定住や人口の増加のための重要な条件となります。

このため、新市の最大の資源である豊かな自然を活かした農業や水産業、更に各種製造業、サービス業など多種多様な地場産業の「地域力」を十分活用した創造性あふれる産業の展開を図り、新市内で循環する経済構造を創出することで、新市の自立的な発展をめざします。

① 新市経済圏の創出
② 農業の振興
③ 林業の振興
④ 水産業の振興
⑤ 商工業の振興
⑥ 観光の振興

(6) 都市力を創出するまちづくり

新市の潜在力の発揮を図るとともに、快適で利便性の高いまちづくりを進めるためには、情報通信基盤を含めた都市機能の向上を図ることが必要です。

このため、住宅・公園の整備や都市計画マスタープラン*に基づく都市計画事業等の実施により機能的で美しい都市空間を創出し、都市拠点性と総合的な魅力を一層高める取組みを進めます。また、九州新幹線や南九州西回り自動車道の波及効果を新市全体に広げるために、重点的かつ一体的な幹線道路網の整備を図るとともに、交通ネットワークのさらなる充実をめざします。併せて、港湾機能の向上と利用促進を図ります。さらに、安全で安心して暮らせる都市の形成をめざし、河川改修、砂防急傾斜地対策に取組みます。

① 住環境の整備
② 公園緑地の整備
③ 道路・交通ネットワークの整備
④ 市街地等の整備と拠点づくり
⑤ 河川等の整備
⑥ 港湾施設の充実及び利用促進
⑦ 情報通信基盤の整備
⑧ 土地の有効利用

都市計画マスタープラン…都市の発展の動向、人口、産業の現状及び将来の見通しや住民意向を反映させて、長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、土地利用や都市施設などの配置及び整備、その他の都市計画の基本的な方針を示すものです。

(7) みんなで進める市民参画のまちづくり

地方分権の進展により自治体の自主的な活動範囲が広がる中で、市民ニーズも多様化し、まちづくりの進め方も行政主導から、行政と市民の役割分担のもとでまちづくりを展開することが求められています。

このため、新しい「対等と協力」の視点から市民と行政の関係を見直し、よりよいまちづくりの方向を見極め協働していくことが必要であり、情報を共有し、知恵を出し合い、役割を分担し、まちづくりの実践に向けた体制の充実を図ります。

① 市民参画の推進

② 男女共同参画社会*の形成

③ 効率的な行政運営の推進

④ 健全で安定的な財政運営の推進

男女共同参画社会…男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受でき、かつ、共に責任を担うべき社会のことです。

４．新市の都市構造

新市の自然、産業、文化及び土地利用等の特性を活かした均衡ある発展をめざすため、新市を大きく３つのゾーン*に分け、次のように振興を図ります。

また、新市域内外との人やモノの活発な交流を促進するために、「交流・連携軸」を設定します。

さらに、土地利用区分ごとに、適正な土地利用・保全や効果的な利活用を図るため、土地利用の基本的な考え方を示します。

ゾーン…地帯・区域・範囲のことです。

(1) ゾーンごとの振興方向

① 都市文化ゾーン（川内の市街地）

「にぎわいと活力に満ちた、風格のある市街地の形成」

この区域は、九州新幹線やＪＲ鹿児島本線、南九州西回り自動車道、国道３号、267 号などが交差する交通の要衝に位置することから、商業・教育・文化・医療・行政等の都市機能が集中するとともに、工業団地には多くの企業が進出するなど南九州における経済・物流の拠点です。また、幹線道路や鉄道を利用して多くの入り込み客を導く新市域の玄関口としての要を担う役割があります。

このため、都市基盤の整備や魅力ある商業機能の創出、新市の顔にふさわしい風格のある市街地の形成、新市内各地域との道路・交通網や生活基盤等の整備により市民の交流拠点となる機能充実に努めます。

以上のことにより、**「にぎわいと活力に満ちた、風格のある市街地の形成」**を基本として、豊かで利便性の高い市民生活のための都市基盤の整備に努めます。

② 田園文化ゾーン（樋脇・入来・東郷・祁答院及び川内の田園地帯）

「水と緑と温泉に抱かれた、美しく趣のある田園地帯の形成」

一級河川「川内川」流域であるこの区域は、水と緑に抱かれた肥沃な農地が広がり、米作、果樹栽培、野菜栽培、畜産などが盛んな農業地域であり、また、多様な泉質の温泉が各地域にあることから交流促進の地域として期待されます。

このため、認定農業者や集落営農の育成、新市全体を範囲とする農業公社の設立による農地流動化や新規就農者の育成などを進め、効率的で安定した魅力ある農業経営をめざす農業の振興に努めます。加えて、地域間の道路交通網の整備、地域特有の文化・歴史・風土・多様な泉質の温泉を活かした観光・交流の推進、田園市街地の形成及び住宅地の整備などを進めます。さらに、森林のもつ多様な機能を活用し、森林資源の質的な充実と活力ある林業の育成を図り、森林の持続的な経営・管理とその多面的な利用を推進します。

以上のことにより、**「水と緑と温泉に抱かれた、美しく趣のある田園地帯の形成」**を基本として、区域の特性に相応した産業の振興、豊かで多様性に富んだ田園地帯の整備に努めます。

③ 海洋文化ゾーン（川内沿岸部及び甑島区域）

「水産業の安定的な発展と海洋性の観光レクリエーションゾーンの形成」

この区域は、東シナ海の恵まれた海洋資源を有した水産業が盛んに行われている一方、変化に富んだ海岸線、甑島等の美しい景観、地域特有の文化・歴史等の資源を活かした個性ある観光地づくりが進められています。

このため、高級魚介類(ｶﾝﾊﾟﾁ･ｼﾏｱｼﾞ･ｱﾜﾋﾞ等)を主体とした養殖業や加工・流通体制の強化、水産資源供給基地としての確立、新規就業者や後継者の育成・確保など水産業の振興に努めます。また、九州新幹線や南九州西回り自動車道の開通などの効果を最大限に導き出すため、観光資源を活かした自然とのふれあいや体験・滞在型観光を進めるとともに、温泉と水産物の連携など、異質の資源との組み合わせによって付加価値を高め、現代人の嗜好に対応した魅力ある観光地の形成や広域観光ルートの形成等を推進します。

以上のことにより、**「水産業の安定的な発展と海洋性の観光レクリエーションゾーンの形成」**を基本として、新市の基幹産業としての水産業の振興と、自然や文化・歴史等の資源はもとより甑島の「癒しの空間」としての特性を十分に活かした観光地づくりを進めます。

■ 都市構造のイメージ

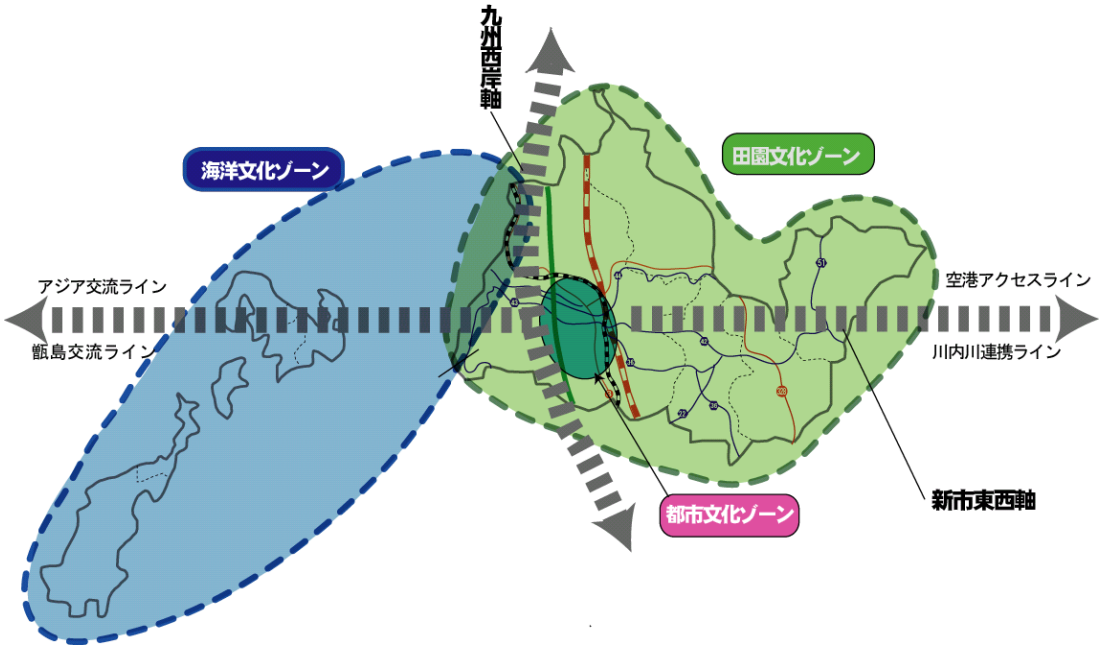

(2) 交流・連携軸

新市内外の交流・連携を活発化させるために、地域高規格道路、地域幹線道路、都市核道路*やこれらを補完する道路を整備・促進し、新市における九州西岸軸、新市東西軸、地域交流軸の形成を図ります。

都市核道路…川内市街地の２環状８放射道路網などの都市文化ゾーン等における幹線道路網のことです。各地域から川内市街地へあるいはインターチェンジ等へのアクセス向上のための道路です。

① 九州西岸軸

南九州西回り自動車道の早期整備や国道３号、国道 328 号の改良整備、九州新幹線の早期整備を促進し、北部九州と県都鹿児島市を結んだ九州を視野に入れた人とモノの交流を促進します。

- 南九州西回り自動車道の早期整備の促進
- 国道３号の整備促進、国道 328 号の整備
- 九州新幹線*の早期整備の促進
- 肥薩おれんじ鉄道*の利用促進

九州新幹線…平成 16 年３月 13 日に九州新幹線鹿児島ルート（鹿児島中央～新八代間）が開業されます。新八代～博多間は平成２５年開業が予定されています。
肥薩おれんじ鉄道…鹿児島県と熊本県及び沿線の 10 市町が出資し、第三セクター鉄道会社として平成 14 年 10 月 31 日設立された「肥薩おれんじ鉄道㈱」が運営する鉄道のことです。

② 新市東西軸

新市内外との交流・連携の活発化を図るために「甑島交流ライン」及び「川内川連携ライン」の形成を図ります。また、鹿児島空港への利便性向上やアジア方面との交流を促進するために、「空港アクセス*ライン」及び「アジア交流ライン」の形成を進めます。

アクセス…産業・住宅の立地等における交通の利便性のことです。

＜甑島交流ライン＞

- 甑島～本土間の海上交通網の調査・研究
- 新幹線川内駅～甑島間の交通アクセスの向上
- 地域間交流の促進

＜川内川連携ライン＞

- 国道 267 号、県道 43 号川内串木野線、県道 44 号京泊大小路線、県道 394 号山崎川内線の整備促進、地域高規格道路の指定促進
- 川薩グリーンロード（広域営農団地農道）の整備促進
- 川内川アクアフロント構想（21 世紀新かごしま総合計画）による観光ルートの設定やイベントの共同開催による交流の推進

＜空港アクセスライン＞

- 空港連携線（川内空港間）の整備促進

＜アジア交流ライン＞

- 川内港とアジア地域を結ぶ定期航路化と産業、経済、学術、スポーツ等の多様な交流の推進

③ 地域交流軸

新市域内の交流・連携を活発化させるために港湾や南九州西回り自動車道インターチェンジなどの交通拠点を結ぶ幹線道路網を構築し、「都市核道路」「川内樋脇連携ライン」・「川内東郷連携ライン」・「川内入来祁答院連携ライン」・「東郷樋脇連携ライン」・「東郷樋脇入来連携ライン」・「甑島縦貫ライン」の形成を図ります。

＜都市核道路＞

- 宮崎バイパス（隈之城 IC 関連）など川内市街地の２環状８放射道路網の整備及び整備促進

＜川内～樋脇連携ライン＞

- 県道 36 号川内郡山線、県道 42 号川内加治木線、県道 333 号川内祁答院線の整備促進

＜川内～入来～祁答院連携ライン＞

- 県道 42 号川内加治木線、県道 333 号川内祁答院線、県道 462 号堂山宮之城線の整備促進

＜川内～東郷連携ライン＞

- 県道 339 号東郷西方港線の整備促進

＜東郷～樋脇連携ライン＞

- 阿久根～東郷～樋脇～郡山連携線（県道 46 号阿久根東郷線、県道 335 号市比野東郷線、県道 36 号川内郡山線、県道 39 号串木野樋脇線等）の整備促進

＜東郷～樋脇～入来連携ライン＞

- 県道 346 号山田入来線の整備促進

＜甑島縦貫ライン＞

- 甑島縦貫道の整備促進及び薗牟田瀬戸架橋の事業化に向けた検討

※甑島縦貫道関係路線：県道 348 号桑之浦里港線、県道 351 号黒浜水深線、県道 349 号手打薗牟田港線

■　地域交流軸

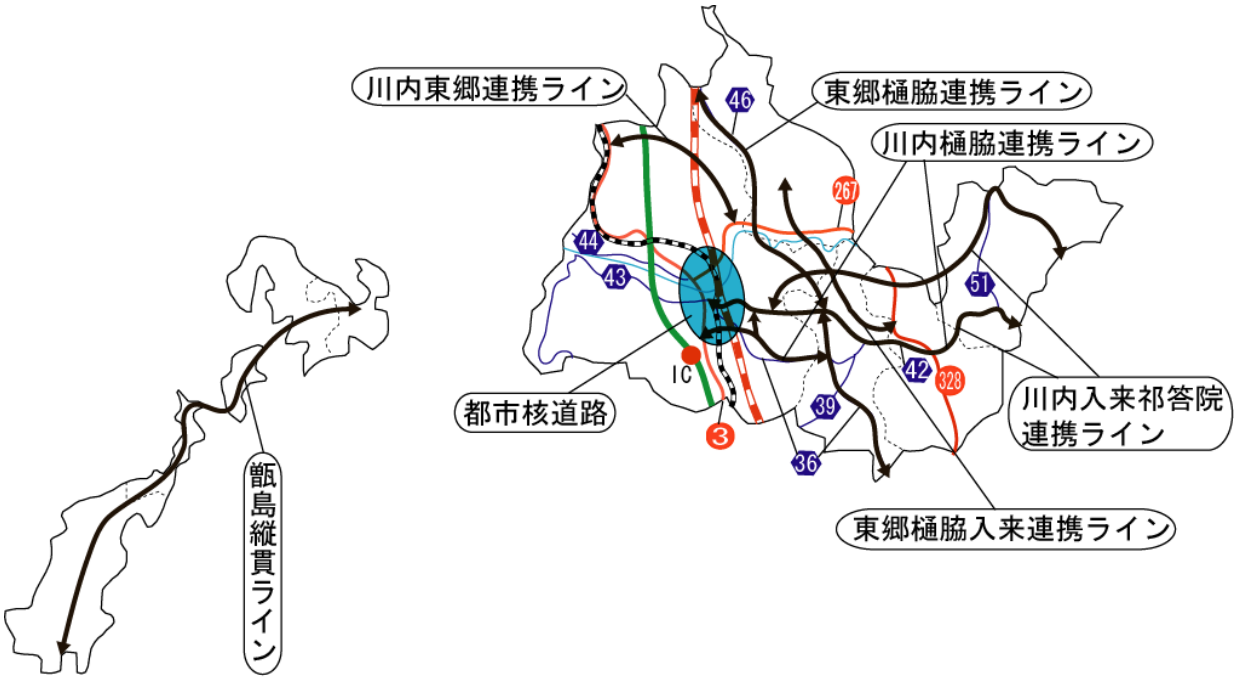
川内東郷連携ライン
東郷樋脇連携ライン
川内樋脇連携ライン
川内入来祁答院
連携ライン
東郷樋脇入来連携ライン
都市核道路
甑島縦貫ライン
IC
46
267
44
43
51
42
328
39
36
3

(3) 土地利用の基本的考え方

新市においては、将来のまちづくりを見据え、総合的・長期的な観点から土地利用を図ります。

① 農用地

農業振興地域整備計画*に基づき優良農地の保全・活用を図るとともに、その高度利用に努めます。なお、市街地と隣接する農用地については、無秩序な土地利用を防止し、農地の持つ機能の保全に配慮しながら都市的土地利用との調整を図ります。

② 森林

木材資源の有効活用と水源かん養をはじめ、自然環境との共生に配慮するとともに、多面的な機能が引き出せるよう、その利活用を図ります。

③ 宅地等

都市計画事業、土地区画整理事業を計画的に進めるとともに、交通アクセスを向上させ、生活利便性の向上、交流・連携の拡大のため、交通拠点・道路交通網等の整備を図ります。また、産業機能や都市機能の集積などの土地利用の現況・動向の変化、社会経済情勢の変化などに適切に対応するため、用途地域の指定・見直しを適宜実施し、機能的な市街地の形成に努めます。

農業振興地域整備計画…県知事より農業振興地域の指定を受け、農用地として利用すべき土地の区域（農用地区域）を定めた農用地利用計画のほか、農業生産基盤、農業近代化施設の整備等の計画からなる長期計画です。この農用地区域内で農地等を転用する場合は、農用地利用計画の変更を行う必要があります。

第３章　公共施設の基本的な考え方

１．基本的考え方

公共施設の整備については、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう既存施設の有効利用を図りつつ、地域の特性やバランス、利便性などにも十分配慮し、及び財政事情を考慮したうえで、計画的に進めていくことを基本とします。また、公共施設の整備・管理については管理公社への委託や民間事業者やボランティア、各種団体との連携を図りながらの民間活力の積極的な導入を図るとともにＰＦＩ*の導入について研究を行います。

２．本庁・支所

「本庁」については、新庁舎建設までの間は合併前の川内市役所（川内市神田町3番22号）とし、従前の樋脇町役場、入来町役場、東郷町役場、祁答院町役場、里村役場、上甑村役場、下甑村役場、鹿島村役場は、各種窓口業務機能だけでない従来の町村役場とほぼ同等の機能を有する総合的な業務を行う「支所」として、市民サービスの向上を図るよう必要な機能の整備・充実を図ります。

また、将来の新庁舎建設については、新市成立後、交通の事情、他の官公署との関係など、住民の利便性を考慮し、研究するものとします。

なお、合併前の祁答院町黒木支所、藺牟田支所、樋脇町市比野出張所は、「出張所」として、市民サービスコーナー*（合併前の川内市）は、引き続き「市民サービスコーナー」（大小路サービスコーナー）として配置するとともに、住民基本台帳ネットワークシステムが稼動することから、市民がどこでも住民基本台帳カードにより住民票等の交付を24時間受けられる自動交付機の設置を進めます。

ＰＦＩ･･･プライベート-ファイナンス-イニシアチブの略称です。これまでの公的部門による社会資本の整備・運営に民間資本や経営ノウハウを導入し、民間主体で効率化を図ろうという政策手法のことです。
市民サービスコーナー･･･住民票の交付など簡易的な窓口で、合併前の川内市中央公民館内に設置してあります。

３．公共施設の呼称

その他の類似公共施設については、その呼称を市民がわかりやすいよう統一し、かつ、新市の一体感の醸成と広報時等の利便性向上を図ります。

なお、既存施設に愛称等がつけられている場合は、施設名の後に引き続き、使用するものとします。

■公共施設呼称（類似施設）

	施設区分	新たな施設呼称	合併前の施設名称	備考
1	清掃施設	クリーンセンター	川内市クリーンセンター 上甑島クリーンセンター 下甑村清掃センター 鹿島村ごみ焼却場	一部事務組合等の協議によってはこの限りではない。
2	火葬施設	葬斎場	川内市葬斎場 甑島衛生管理組合火葬場(里) 平良火葬場 下甑村火葬場 鹿島村葬斎場	一部事務組合等の協議によってはこの限りではない。
3	し尿処理施設	環境センター	西薩環境センター 下甑村し尿処理場	有人施設
4	下水道 処理施設	浄化センター	川内市宮里処理場 中甑中野浄化センター 片野浦処理施設 鹿島村地域し尿処理施設	有人施設
5	幼稚園施設	幼稚園	(各市町村立)○○幼稚園 ○○小学校附属幼稚園	
6	保育所施設	保育園	川内市立保育所 里村へき地保育所	
7	健康保健 増進等施設	保健センター ※現市町村名に「保健センター」を続ける。 例：東郷町保健センター→東郷保健センター	保健センター(川内・入来・東郷・祁答院・上甑) 保健福祉センター(樋脇) 健康管理センター（下甑）	すこやかふれあいプラザ等の呼称は施設名に続き使用できる。
8	主な 老人福祉施設	高齢者福祉センター ※現市町村名に「高齢者福祉センター」を続ける。	入来町高齢者福祉センター 里村高齢者生活福祉センター 上甑村老人福祉センター 下甑村高齢者生活福祉センター 鹿島村高齢者生活福祉センター	
9	診療所	診療所	診療所(川内・祁答院・里・上甑・下甑・鹿島)	
10	総合運動 公園	総合運動公園	総合運動公園(川内・樋脇・上甑) 総合体育施設(東郷)	
11	その他 体育施設	現市町村名に体育施設名を続ける。 例：上甑村立体育館→上甑体育館	総合体育館/体育センター/武道館/弓道場/庭球場/運動公園/グラウンド/プール/B&G海洋センター/ゲートボール場等	サンアリーナせんだい等の呼称は施設名に続き使用できる。
12	主な勤労者 福祉施設	勤労者福祉センター 青少年ホーム 共同福祉施設	入来勤労者技術研修館 川内市勤労青少年ホーム 東郷共同福祉施設 祁答院共同福祉施設	
13	給食施設	給食センター	給食センター(川内・樋脇・入来) 共同調理場(東郷・里・上甑・下甑・鹿島)	
14	ホール施設	文化ホール	川内市民会館 入来町文化ホール	
15	中央公民館	生涯学習センター ※現市町村名に「生涯学習センター」を続ける。 例：樋脇町中央公民館→樋脇生涯学習センター	中央公民館等	
16	郷土資料 施設	郷土館	郷土館(樋脇・入来) 郷土資料館(上甑) 歴史民俗資料館（下甑）	川内市歴史資料館は除く。
17	(地区・校区) 公民館	地区コミュニティセンター ※現地区名に「地区コミュニティセンター」を続ける。	地区公民館・校区公民館・自治公民館・コミュニティセンター・集会所・地区集会所等	

※上記施設は関係市町村施設のうち主なものであり、同類で異なる呼称のものを列挙してあります。
※一部事務組合施設については便宜的に新市施設として列挙してありますが、今後事務組合等との協議により検討されるものです。

■支所・出張所の位置

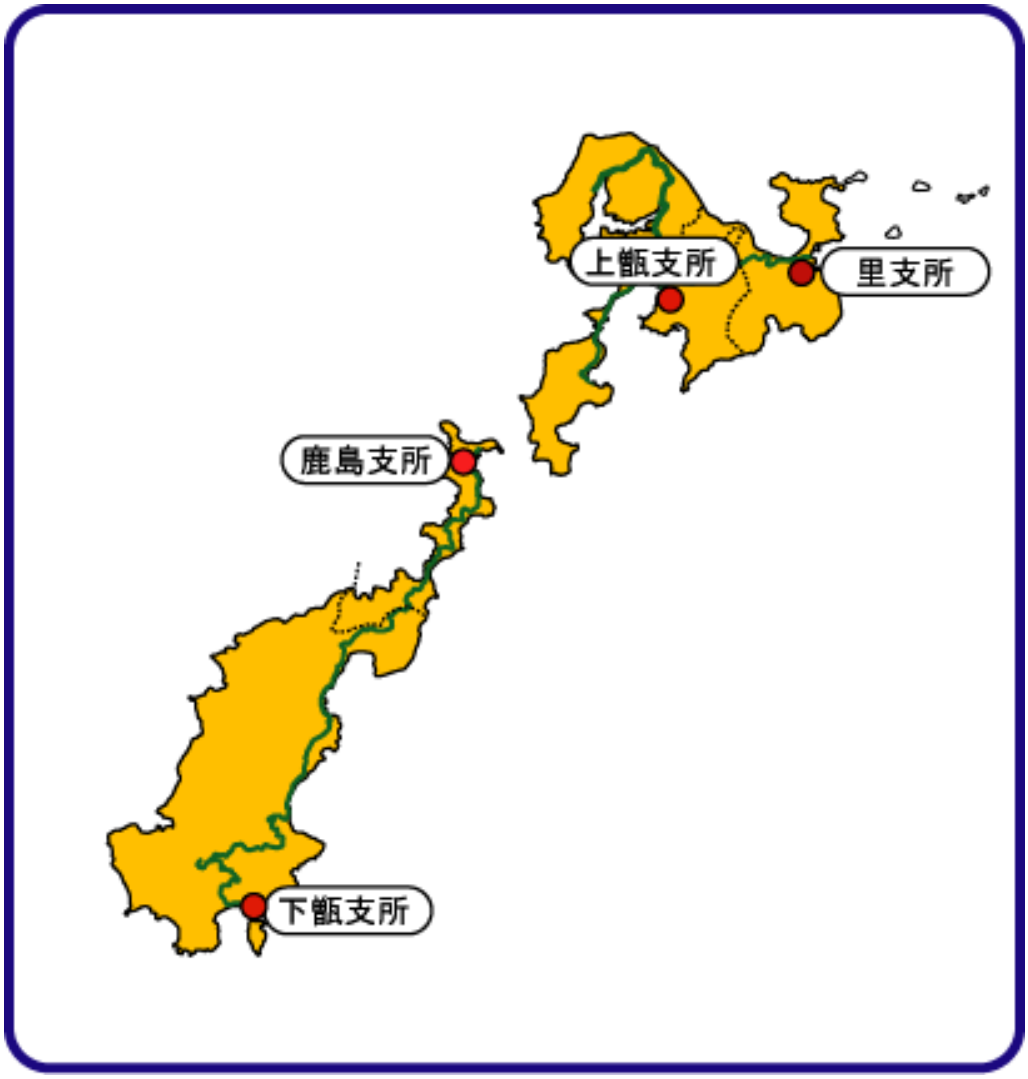

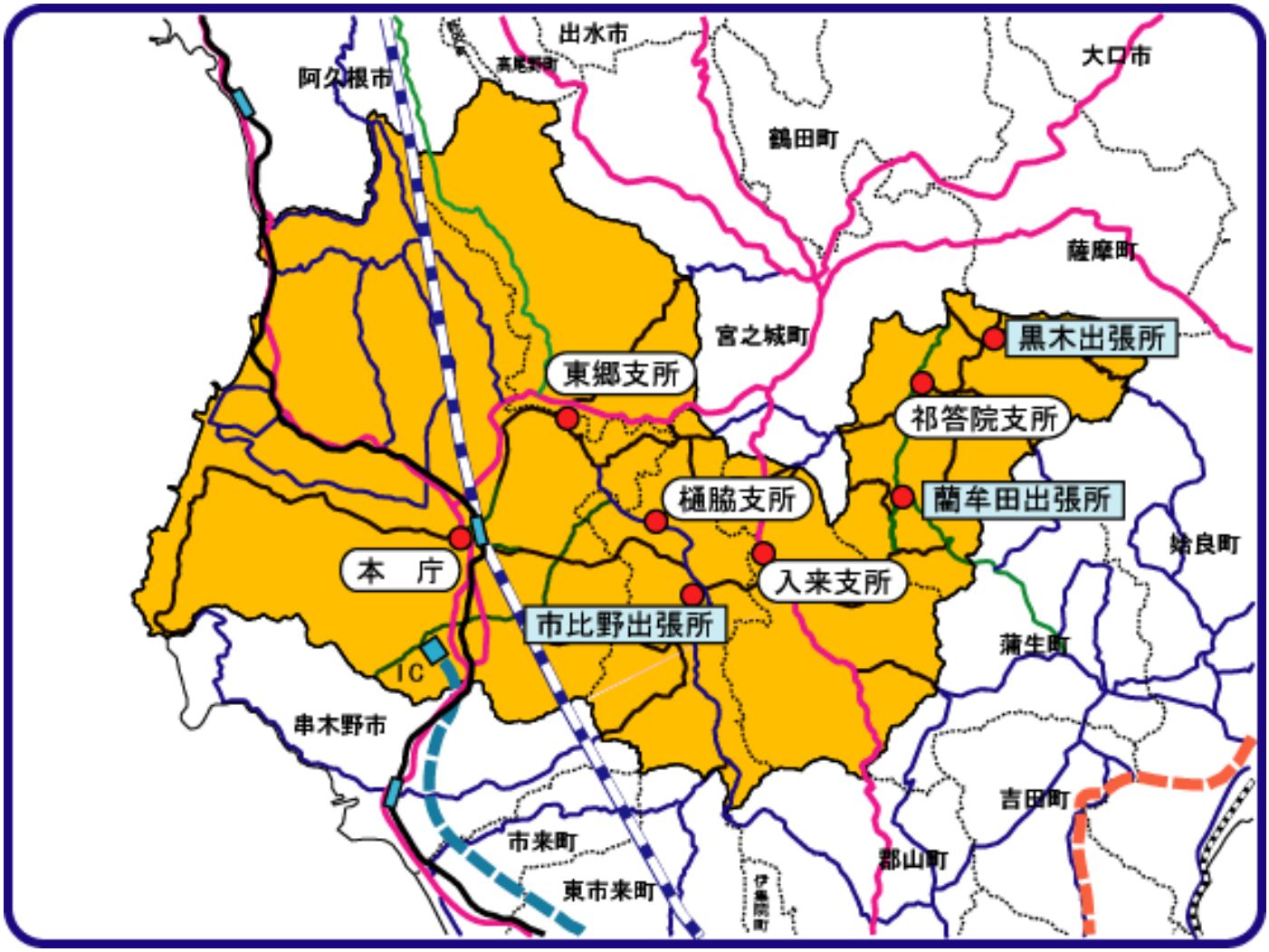

※本土と甑島区域の位置関係は実際と異なります。

第４章　新市一体化躍動プラン

まちづくりの７つの「基本方針」に基づき、将来都市像の実現と新市の９地域の速やかな一体化に向けた施策を「新市一体化躍動プラン」として定め、重点的かつ戦略的に取組みます。

なお、この「新市一体化躍動プラン」は、「基本方針」の７つの分野体系を横断した３つのプロジェクトから成ります。

■計画上の位置付け

基 本 理 念（まちづくりの基本的姿勢）

↓

将来都市像（新市がめざすべき将来都市像）

↓

基 本 方 針（将来都市像実現に向けた７つの政策*）

↓

新市一体化躍動プラン（重点的かつ戦略的に取組む施策*）

↓

「基本計画」・「まちづくり事業計画」（基本方針に基づく施策と主な事業）

政策･･･目標達成のための手段としてとる、特定の方法・進路のことです。
施策･･･ほどこすべき策。実行すべき計画のことです。

■新市一体化躍動プラン「３プロジェクト」の関係

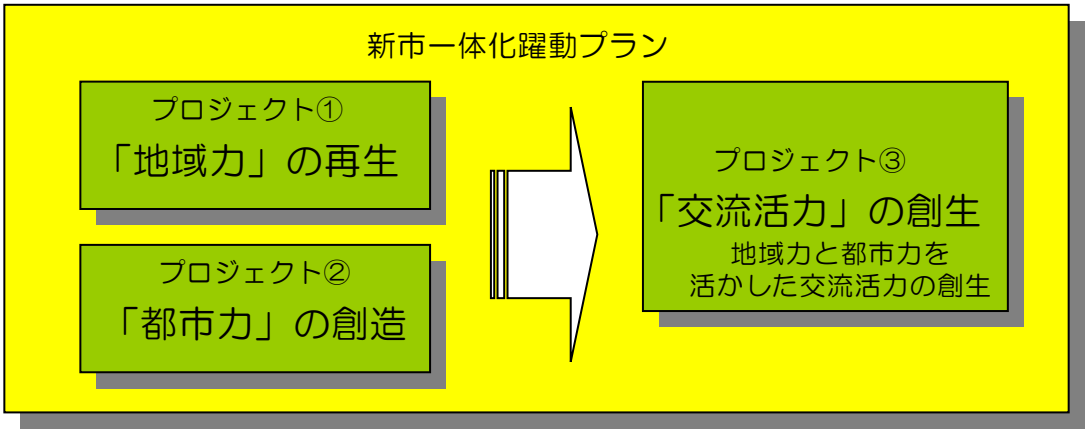

１．地域力再生プロジェクト

地域が本来持っている自然や歴史・文化などの財産や市民活動などの「地域らしさ」をこれまで以上に育むまちづくりを展開していくために、地区単位のコミュニティの活性化や生涯学習による人材の育成、市民が郷土の歴史文化に触れる機会の創出に取組みます。また、安心して生活できるような健康づくりの促進や救急医療体制、福祉サービス、環境対策の充実を図ります。

(1) 地区コミュニティ主体の地域づくり

①地区コミュニティ協議会制度の導入（地区コミュニティ協議会の設置、地区振興計画の策定支援）

②地区コミュニティ活動への支援強化（コミュニティ活動への支援、市民参画の推進、地区コミュニティセンターの機能強化）

(2) 地域を支える人を育てるまちづくり

①生涯学習の推進（推進体制の構築、生涯学習関連施設の整備、青少年の健全育成、スポーツの振興）

②男女共同参画社会の形成

③地域特性を活かした学校教育の推進 （郷土教育の充実、特認校制度の導入、英語教育の充実）

(3) 地域文化を大切にするまちづくり

①文化財及び伝統芸能等の保存・継承

②文化的施設の整備及び利用促進（歴史・文化施設の改修、伝統的建造物群保存地区の保存）

(4) 地域が健やかで安心して暮らせるまちづくり

①健康づくりの推進

②救急医療・消防防災体制の充実強化（救急医療体制・離島医療の充実、地域医療ネットワークの形成、消防防災救急体制の整備・充実）

③福祉サービス体制の充実強化（高齢者・障害者等福祉の充実、地域福祉推進体制の充実、子育て支援・児童福祉の充実）

④環境対策の充実強化（ごみ・し尿処理体制の充実、資源ごみの分別収集・リサイクルの推進、不法投棄の防止）

２．都市力創造プロジェクト

新市の持つ道路・交通網や港湾、公園・河川空間等の拠点的機能、その他市民生活を支えてきた生活・産業基盤を新市全体で分担・連携することにより魅力の高い都市機能の充実を図ります。また、定住対策や地域情報化を進め、各地域の均衡ある発展に努めます。

(1) 利便性の高い都市づくり

①中心市街地の活性化

②定住ネットワークの形成（公営住宅の整備・維持管理の推進、定住促進対策の推進）

③道路・交通ネットワークの形成

④情報通信基盤の整備推進（地域情報化、行政情報化、教育ネットワーク）

⑤ネットワークサイン*の整備

ネットワークサイン･･･
公共案内サイン→市境案内（ゲートイン）、公共施設案内・誘導、道路標識、施設名看板などです。
観光案内サイン→名所・旧跡案内、市内周遊散策ルート等の誘導看板、地域の産業解説看板などです。

(2) 交流拠点を活かしたまちづくり

①川内駅周辺の整備推進

②南九州西回り自動車道路インターチェンジ周辺の整備推進

③中国・韓国及び東南アジアとの定期航路の開設（ポートセールス）

④港湾機能の強化（港湾施設の整備）

⑤公園・緑地・河川空間の整備推進

３．交流活力創生プロジェクト

「地域力」を育て「都市力」を発揮できるように地域間の連携を強化するとともに、九州新幹線や南九州西回り自動車道の開通を見据えた新市内外からの交流人口の拡大を図り、人とモノの活発な交流を促進し、市民の一体感の醸成に努めます。

(1) 産業活力を導くまちづくり

①新市経済圏の創出（市内事業者の利用促進、地産地消の推進、新市ブランドの形成）

②企業育成・誘致の推進

③新市産業の振興（農林水産業の新たな展開、商工業の振興）

(2) 市域内の連携が盛んなまちづくり

①交流事業の推進（地域や地区コミュニティ間交流、スポーツ交流、生涯学習活動の交流）

②小中学校間の交流推進

(3) 市域外との交流が盛んなまちづくり

①九州新幹線等を活用した交流・体験型観光の推進

（資源の複合的な活用とスポーツ大会・合宿・各種会議〔コンベンション〕、フィルムコミッション*等の誘致促進、観光施設の機能充実）

②国際交流の推進

フィルムコミッション…映画やドラマ、コマーシャルなどの撮影活動を誘致・支援し、映像化による地域のイメージアップ、ロケ隊による経済効果、また、市民参加による地域の活性化を図ろうとするものです。

第５章　基本計画・まちづくり事業計画

まちづくりの基本方針に基づき、将来都市像の実現に向けた新市建設の根幹となるべき具体的施策を示す「基本計画」と、その主要な事業を示す「まちづくり事業計画」を次のようにとりまとめました。

１．コミュニティを活かし地域力を育むまちづくり

(1) 地区コミュニティを活かしたしくみづくり

市民が主体となった地区づくりを促進するために、従来の地区*における連絡協議会などの機能（運営体制や助成制度など）、事務局体制の強化を図りながら、より充実した横断的な組織体制をめざした「地区コミュニティ*協議会制度」を導入します。また、地区単位での課題や問題点を話し合いながら「地区振興計画」の自主的な策定を促進し、その課題解決のための施策・事業を実施することによりコミュニティ機能の活性化を図ります。なお、自治会における従来の活動についても地区コミュニティ協議会との連携を推進します。

施策項目	事業内容	主な事業
地区コミュニティ協議会制度の導入	自治会と地区各種団体が連携し、誰でも参加し、身近に地区の課題を話し合える場として、「地区コミュニティ協議会」を設置します。	①コミュニティ推進事業（市・地区）（新規）
地区振興計画*の策定支援	地区住民自らが、合併後に地区の特色を活かしながら、その地区の将来がどうあるべきかを話し合い、「地区振興計画」としてとりまとめる活動を支援するアドバイザーの派遣や策定に関する支援を行います。	②地区振興計画策定支援事業（市・地区）（新規）

地区･･･合併前の関係市町村の小学校区・地区の範囲を示します。
地区コミュニティ･･･人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域のことで、関係市町村の 65 地区（現小学校区・地区）を指します。
地区振興計画･･･
これからの地方分権の時代には、これまでにも増して地区住民の発想による施策を大事にしていくことが必要であり、自己決定、自己責任、自己実現の意識を持って行動することが大切となってきます。このような考え方に基づき、それぞれの地区の実情を最も知っている住民自らが、それぞれの地区の特色を活かしながら地区の将来がどうあるべきかを話し合って「地区振興計画」としてとりまとめたものを新市の総合計画の参考とするものです。

■「地区コミュニティ」と「行政」の関係の考え方（イメージ案）

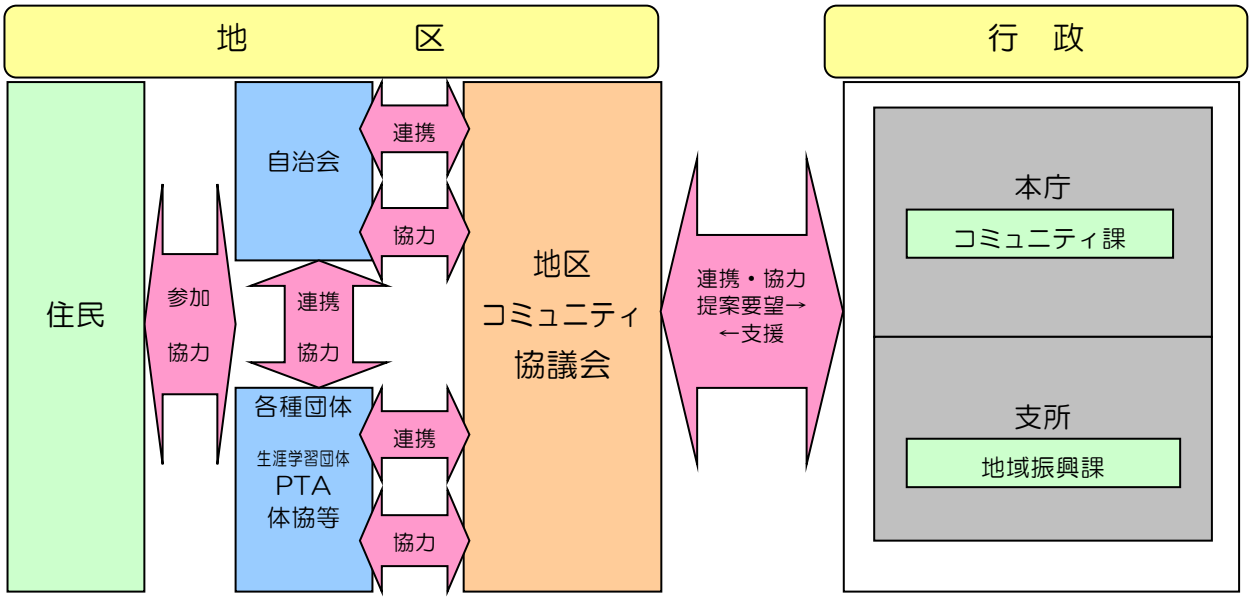

■「地区コミュニティ協議会」の位置付け考え方（イメージ案）

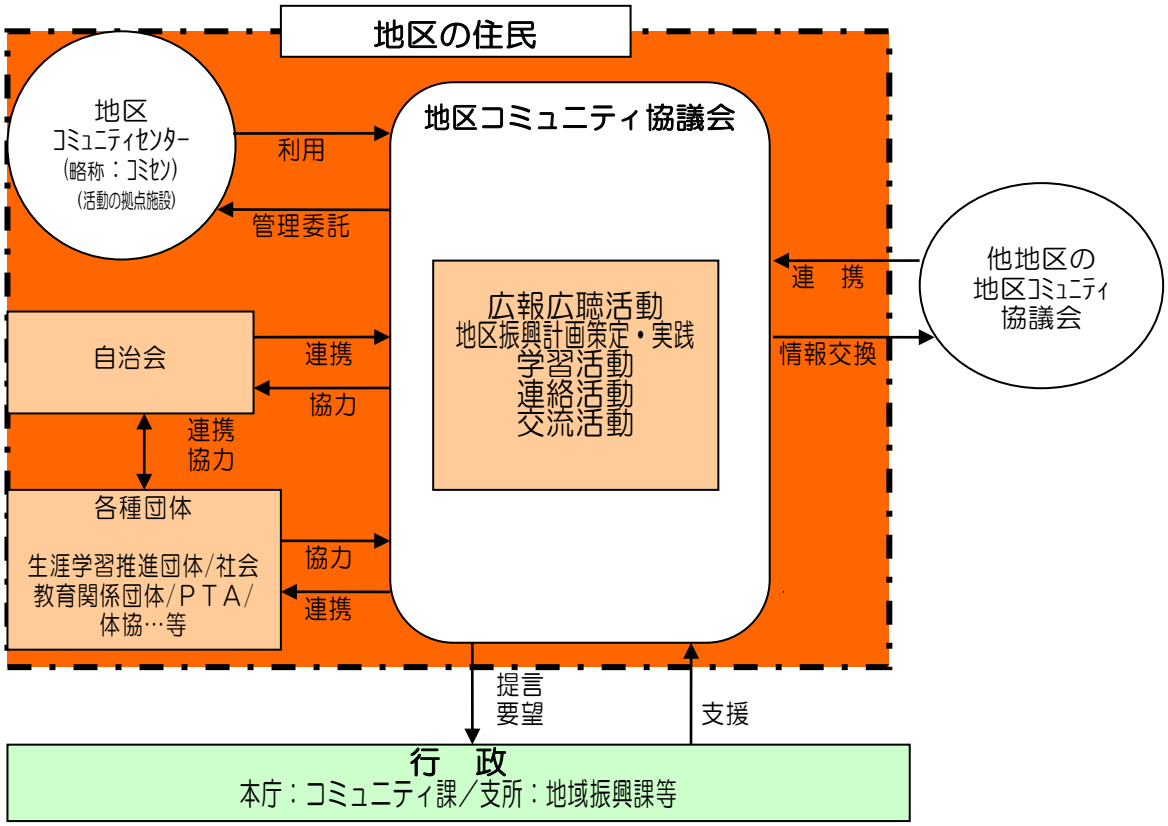

■「地区コミュニティ協議会」組織の考え方（イメージ案）

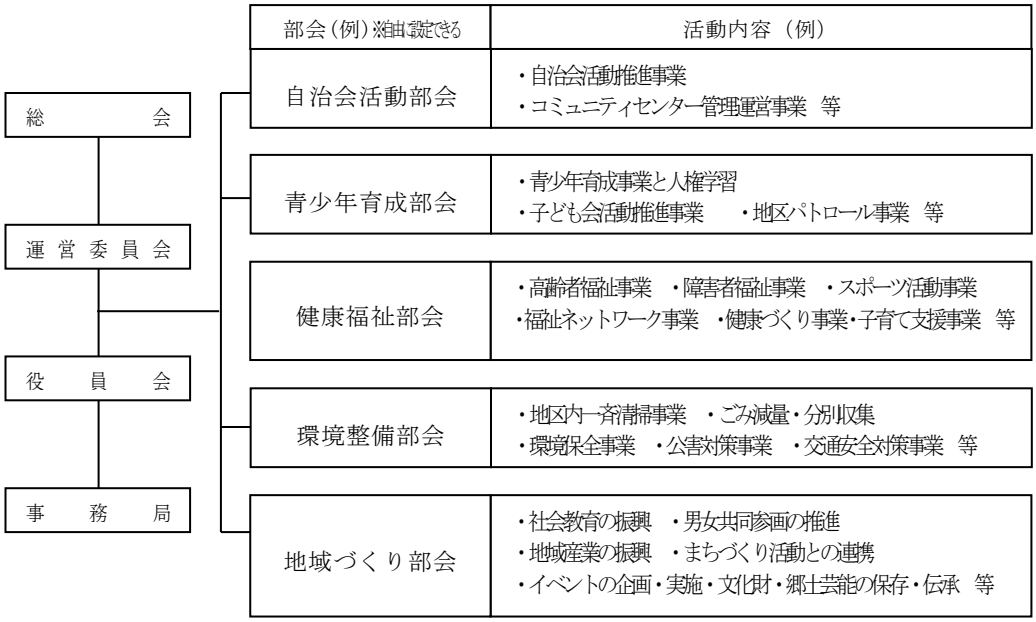

地区コミュニティ協議会…各地区のあらゆる分野の活動を連携強化し、行政とのやり取りを行う窓口としての団体とし、これまでの地区・校区連絡協議会等の機能を更に充実した自治活動組織です。
部会の考え方…地区コミュニティ協議会に設置される部会は、各地区にある各種団体を、その内容等によりまとめたもので、地区のための活動を行うものと想定しています。具体的に設置する部会とその活動内容は、地区の実情に応じて各地区のコミュニティで協議されるべきものと想定しています。

(2) コミュニティ活動等への支援強化

コミュニティ活動を積極的に支援するとともに、自治会への加入促進を図ります。また、ボランティア団体やＮＰＯ（民間非営利団体）における様々な活動が盛んなまちづくりをめざし、ボランティア等の体験機会の創出を図るとともに、多面的な支援を進めます。さらに、広報広聴の充実と情報公開を積極的に進めることにより、市民からの意見を取り入れるしくみを確立するとともに、男女共同参画社会の実現をめざし、市民の創意工夫を活かした自主創造の市民参画型社会の形成を推進します。

施策項目	事業内容	主な事業
コミュニティ活動への支援	ボランティア活動支援や地域づくり住民団体活動の支援など、コミュニティ活動に対する支援を強化します。	①地区ｺﾐｭﾆﾃｨ協議会支援事業(新規) ②自治会活動支援事業 ③ボランティア活動支援事業(市･県) ④ボランティア人材育成支援事業 (市･県) ⑤地域づくり活動支援事業 ⑥公共施設里親*推進事業(新規)
市民参画の推進	行政情報やまちづくり情報などの公開を進め、市民と情報を共有化し、市民と行政が一体となって、新しいまちづくりに取組む環境づくりに努めます。	⑦広報広聴事業 ⑧地域情報化推進事業(新規) ⑨情報公開制度充実事業(新規) ⑩まちづくり交流センター運営事業 ⑪男女共同参画推進事業

公共施設里親（アダプト）の制度･･･新市など自治体が、道路や公園、海岸などの清掃活動を地元住民に任せる制度で、地元住民を里親に公共施設などを養子になぞらえたものです。（社）食品容器環境美化協会等がまちの美化をめざして「アダプト・プログラム」として制度化、全国的な広がりを見せています。

(3) コミュニティ活動環境の整備

各地区におけるコミュニティ活動の拠点的な施設として、「地区コミュニティセンター」の整備・充実を図り、地区ごとの話し合い活動の場としての活用や伝統行事、イベント、市民交流などの場として活動しやすい環境づくりに努めます。

施策項目	事業内容	主な事業
地区コミュニティセンターの機能強化	地区ごとに設置する「地区コミュニティセンター」は自治活動を行う中心的な施設として位置付け、地区ごとの話し合い活動の場としての活用はもちろんのこと、伝統行事、イベント、市民交流の拠点として施設の整備や充実を図ります。	①地区コミュニティセンター運営管理事業 ②地区コミュニティセンター維持修繕事業 ③地区コミュニティセンター整備・改修事業

■**関連施設**（施設呼称は統一してあります）

区分	主な既存施設等
地区コミュニティセンター（略称：コミセン） ※既存のコミュニティセンター、校区公民館、分館、集会所、研修センター等地区・校区自治活動拠点の呼称を統一	【地区・校区施設】亀山/可愛/育英/川内/平佐西/限之城/永利/平佐東/水引/峰山/滄浪/寄田/八幡/高来/城上/陽成/吉川/湯田/西方/塔之原一区/塔之原二区/塔之原三区/塔之原四区/塔之原五区/市比野一区/市比野二区/市比野三区/市比野四区/市比野五・六区/温泉区/倉野区/副田/入来/朝陽/大馬越/八重/斧淵/南瀬/山田/鳥丸/藤川/黒木/上手/大村/轟/藺牟田/薗上/薗中/薗下/村西/村東/中甑/中野/江石/平良/小島/瀬上/桑之浦/手打/片野浦/瀬々野浦/内川内/青瀬/長浜/藺牟田（鹿島）

２．健康でともに支え合うまちづくり

(1) 保健・医療の充実

「自分の健康は自分で守る」という市民の健康に対する意識の高揚や、疾病に対する予防知識の普及と啓発を図るため、地域ごとに保健センターの整備・充実を図るとともに、各種保健事業の拡充により市民の健康づくりを推進します。また、都市文化ゾーンにおける総合的な高度医療施設の充実を促進するとともに、特に甑島区域の診療所の経営統合や病床数の増による病院化、医療機器整備による医療体制の強化、あるいは救急患者搬送などの救急医療体制の充実を図ります。さらに、情報通信技術を活用して各地の医療機関・診療所等の連携の形成を図りつつ、保健師・看護師等の専門性を備えた人材の育成・確保に取組みます。

施策項目	事業内容	主な事業
健康づくりの推進	市民の日常生活における健康に対する意識の高揚や疾病に対する予防知識の普及と自覚を促すため、保健センターの整備・充実を図るとともに、各種保健事業の充実により、健康づくりを促進します。また、保健師・看護師等の専門性を備えた人材の育成・確保に取組みます。	①健康づくり推進事業 ②健康づくり運動推進計画策定事業(新規) ③予防接種事業 ④感染症予防事業 ⑤保健センター運営管理事業 ⑥保健センター維持修繕事業 ⑦老人保健事業 ⑧母子保健事業
救急医療体制の充実	都市ゾーンの総合的な高度医療施設の充実を促進するとともに、特に甑島区域の診療所の経営統合による医療体制の強化や医療支援体制の充実等を図ります。また、情報通信技術を活用して各地の医療機関、診療所等の有機的なネットワークの形成を図ります。	⑨地域医療対策事業(市･県) ⑩診療施設運営管理事業 ⑪診療施設維持修繕事業 ⑫診療施設整備・改修事業(新規) ⑬初期救急医療対策事業(市･県) ⑭第２次救急医療対策事業(市･県) ⑮救急患者搬送ボランティア事業 ⑯離島緊急搬送体制整備事業(市･県)

■関連施設（施設呼称は統一してあります）

区分	主な既存施設等
保健センター	川内保健センター/樋脇保健センター/入来保健センター/東郷保健センター/祁答院保健センター/上甑保健センター/下甑保健センター
診療施設 （医師常勤施設）	黒木診療所/祁答院診療所/里診療所/甑島中央診療所/手打診療所/長浜診療所/下甑歯科診療所/鹿島診療所

(2) 社会保障の充実

市民の健康と老後の生活を支える年金・健康保険・老人保健・介護保険事業の健全な運営に努めるとともに、医療費の増大を抑制するための健康づくりを推進します。また、介護保険制度に基づく各種サービスの充実を図ります。なお、国民年金については、年金制度の普及啓発に努め、加入の促進を図ります。

施策項目	事業内容	主な事業
国民健康保険事業の健全運営	被保険者の健康づくりに対する意識の高揚を図るとともに、健康教育や健康づくり事業、疾病予防事業など保健事業を積極的に推進し、健康の保持･増進を図ることで、国民健康保険の健全な運営を図ります。	①国民健康保険事業

老人保健事業の健全運営	保健師等による訪問指導や医療費通知、ﾚｾﾌﾟﾄ点検などによる医療費の適正化に努め、老人保健事業の健全運営を図ります。	②老人保健事業(再掲)
介護保険事業の運営	介護が必要な高齢者に対して、必要な人が必要な時にサービスが受けられるように、介護保険制度の広報及び健全な運用を図ります。	③介護保険事業
国民年金事業の推進	年金制度の主旨や重要性等の広報を行い、加入促進を図ります。	④国民年金制度周知事業 ⑤国民年金加入促進事業

(3) 地域福祉社会の形成

市民がともに助け合い支え合う社会システムの一環として、ボランティア活動の支援・人材育成に努めます。また、生活保護制度の適正な運用、福祉に関する総合的な施設や温泉を活用したリハビリテーション施設の整備などを進めます。さらに、高齢者や障害を持つ人が不自由なく安全・快適に暮らすことができるための環境づくりを進めるため、公共施設等におけるユニバーサルデザイン*化を推進します。

施策項目	事業内容	主な事業
地域福祉活動の推進	地域福祉に関する意識強化、活動体制の充実、社会福祉協議会等の機能充実、生活保護制度の適正な運用を図ります。また、市民が共に助け合い、支え合う社会システムの一環として、ボランティアの活動支援・人材育成に努めます。	①地域福祉計画策定事業 ②地域福祉活動事業 ③生活保護事業 ④ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ活動支援事業(市･県)(再掲) ⑤ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ人材育成支援事業(市･県)(再掲)
福祉施設の機能充実	福祉に関する総合的な施設の整備など、福祉施設の機能充実を図ります。	⑥福祉施設管理運営事業 ⑦福祉施設維持修繕事業 ⑧福祉施設整備改修事業(新規)
公共施設等のユニバーサルデザイン化	高齢者や障害を持つ人が、不自由なく安全・快適に暮らすことができるための環境づくりを進めるため、公共施設等におけるユニバーサルデザイン化を推進します。	⑨ユニバーサルデザイン推進事業(新規)

■関連施設 (施設呼称は統一してあります)

区分	主な既存施設等
福祉施設	川内保育園/里保育園/川内総合福祉会館/入来高齢者福祉ｾﾝﾀｰ/里高齢者福祉ｾﾝﾀｰ/上甑老人福祉ｾﾝﾀｰ/上甑在宅介護支援センター/下甑高齢者福祉ｾﾝﾀｰ/鹿島高齢者福祉ｾﾝﾀｰ/養護老人ﾎｰﾑ和光園/養護老人ﾎｰﾑ甑島敬老園/特別養護老人ホーム甑島敬老園/老人ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ甑島敬老園/在宅介護支援ｾﾝﾀｰ甑島敬老園 【公設施設】心身障害児通園施設つくし園/特別養護老人ホーム鹿島園

ユニバーサルデザイン･･･老若、健常者・障害者のわけ隔てなく誰もが利用しやすい「すべての人のためのデザイン」のことです。「障害、障害者」に対する人々の意識を変えようと、デザインにおけるバリアフリー（段差や仕切りをなくすなど障壁のない状態）の概念をより一般的にしたものです。

(4) 高齢者福祉の充実

高齢者が健康で生きがいをもって生活できるように、給食サービスや生きがい対応型デイサービスなどの高齢者福祉事業の継続的な実施を図るとともに、安心して暮らせる生活環境・医療・生涯学習体制等の総合的な整備を推進し、高齢者が生きがいを感じながら主体的に社会参加できる環境づくりを進めます。

施策項目	事業内容	主な事業
高齢者の介護予防・生活支援の充実	給食サービス事業や生きがい対応型デイサービス事業などの高齢者福祉事業の継続的な実施を図り、高齢者の生活支援の充実を進めます。	①高齢者福祉事業
介護者・要介護者への支援充実	要介護者等が自立した生活を確保するために必要な支援及び家族介護者の身体的･経済的な負担軽減のための支援対策の充実を図ります。	②介護保険事業(再掲) ③家族介護生活支援事業
生きがい活動への支援充実	安心して暮らせる生活環境･医療･生涯学習体制等の総合的な整備を推進し、高齢者が主体的に生きがいを感じながら社会参加できる環境づくりを進めます。	④シルバー人材センター運営事業 ⑤すこやか長寿社会運動推進事業(県)

(5) 子育て支援・児童福祉の充実

核家族化、少子化等の社会環境の変化により世帯構成が多様化していく中で、安心して子供を産み育てることのできる環境づくりを進めるため、関係機関との連携のもとに地域ぐるみで取組める体制の整備を進めます。また、子育て支援ネットワークの広域化を進めるとともに、子育て支援施設の整備強化や多様な保育サービスの充実に取組みます。さらに、ファミリーサポートセンター*の設置等により子育てと仕事の両立を支援し、男女共同参画社会の実現をめざします。

施策項目	事業内容	主な事業
子育て支援体制の整備及び児童福祉の充実	安心して子供を産み育てることのできる環境づくりを関係機関が一体となって地域ぐるみで取組んでいく体制の整備を進めます。また、子育て支援ネットワークの広域化を進めるとともに、子育て支援施設の整備強化や児童クラブや多様な保育サービスの充実に取組みます。さらに、ﾌｧﾐﾘｰｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ等の設置により、子育てと仕事の両立を支援し、男女共同参画社会の実現をめざします。	①児童福祉事業 ②子育て支援対策事業 ③児童虐待予防事業 ④次世代育成支援行動計画策定事業

ファミリーサポートセンター･･･育児・介護について、援助を受けたい人（依頼人）と行いたい人（支援人）が会員となり、相互に助け合い、仕事と育児・介護を両立できる社会環境をめざすための制度です。

(6) 障害者（児）福祉の推進

社会の一員として障害者の人権が尊重され、家庭や地域の中で安心して生活できる環境づくりを進めるために、市民の意識啓発活動を促進しながら福祉施設の整備や各種サービスの提供及び支援体制の充実、さらに障害児の早期発見・早期療育体制の充実に努めます。また、公共施設等におけるユニバーサルデザイン化などの環境整備を行うとともに、社会的・経済的に自立するための学習環境の充実や就業機会の確保、訓練施設の整備や雇用条件の改善など総合的な施策を展開します。

施策項目	事業内容	主な事業
障害者（児）福祉の充実	社会の一員として障害者の人権が尊重され、家庭や地域の中で安心して生活できる環境づくりを進めるために、市民の意識啓発を促進しながら、福祉施設の整備や各種サービスの提供及び支援体制の充実さらに障害児の早期発見・早期療育体制の充実に努めます。	①障害者（児）福祉事業 ②知的障害者福祉事業 ③精神障害者福祉事業
社会参加の促進	社会的・経済的に自立するため、学習環境の充実や就業機会の確保、訓練施設の整備や雇用条件の改善など総合的な施策を展開します。	④雇用・勤労者福祉対策事業 ⑤鹿児島障害者職業能力開発校移転促進事業

(7) 母子寡婦・父子福祉の充実

母子寡婦・父子家庭の福祉向上、児童扶養手当・医療費の助成や相談機能などの周知を図り、生活安定の確保を支援するとともに、就業相談を進めるなど、経済的な自立を促進します。

施策項目	事業内容	主な事業
母子寡婦・父子福祉の充実	児童扶養手当・医療費助成や相談機能などの周知を図り、生活安定の確保を支援するとともに、就業相談を進めるなど、経済的な自立を促進します。	①母子寡婦父子福祉事業

３．地域の特色を活かした教育・文化のまちづくり

(1) 生涯学習の推進

人々の学習に対する関心の高まりに応え、すべての人々が生涯にわたり日常的に多様な学習ができ、その学習成果を活かせる活躍の場を確保する等の環境づくりを推進するため、生涯学習の広域的な展開・ネットワーク化を図り、生涯学習活動及び内容の充実に努めます。特に、地域・地区において、社会教育・生涯学習活動推進の中心的役割を担っている生涯学習に資する事業を行う機関及び団体との連携に努め、市民の学習を積極的に支援し、団体・グループ相互の連携を促進します。

施策項目	事業内容	主な事業
生涯学習推進体制の構築	生涯学習の推進を総合的に企画・調整するため、教育分野はもとより、行政関連部門や各種団体などで構成される生涯学習推進体制の構築を図ります。	①生涯学習推進事業（市・県） ②生涯学習基本構想策定事業（新規）
生涯学習ネットワークの形成	多様な学習活動が円滑に進められるよう、生涯学習に関する各種情報を収集整理し、学習の内容・方法、施設の状況など適切な学習情報の提供ができる学習情報システムの整備を進めるとともに、IT講習会を開催するなど市民の情報技術の向上を促進します。	③生涯学習ネットワーク事業（市・県） ④図書館ネットワーク事業（新規）
生涯学習関連施設の整備	各地域の生涯学習推進の拠点施設の整備、機能充実に努めるとともに、図書館機能や資料館機能等の充実を図ります。	⑤生涯学習施設管理運営事業 ⑥生涯学習施設維持修繕事業 ⑦生涯学習施設整備改修事業（新規）

■関連施設（施設呼称は統一してあります）

区分	主な既存施設等
生涯学習施設	川内文化ホール/入来文化ホール/川内生涯学習センター/樋脇生涯学習センター/入来生涯学習センター/東郷生涯学習センター/祁答院生涯学習センター/里生涯学習センター/上甑生涯学習センター/下甑生涯学習センター/鹿島生涯学習センター/図書館（中央・樋脇分館・入来分館・東郷分館・祁答院分館・里分館・上甑分館・下甑分館・鹿島分館）/少年自然の家/宇宙館/国際交流センター/セントピア/祁答院生態系保存資料館（アクアイム）/地域資源活用交流体験施設（竹材造作活動）

(2) 社会教育の促進

社会の著しい進展に人々が柔軟に対応していくために、実際生活に即した、生涯各期にわたる幼児教育や青少年教育、成人教育、高齢者教育並びに近年、特に重要視されている家庭教育の促進を図ります。

施策項目	事業内容	主な事業
社会教育活動の充実	市民の教養や実生活に即する講座や学級を設置し、社会教育の充実を図ります。	①社会教育活動支援事業

(3) 人権の尊重

すべての人々の基本的人権は、憲法で保障された重大な問題であることから、これらの課題を人々が身近な問題としてとらえ、地域・学校・行政などあらゆる場において人権教育活動を展開します。また、人権問題を正しく理解するために、積極的な人権問題の啓発や広報活動を行い、人権に対する市民の意識の高揚を図ります。

施策項目	事業内容	主な事業
人権教育活動の推進	地域・学校・行政などあらゆる場において人権教育活動を展開し、正しい理解に努めます。	①人権教育推進事業
啓発活動の推進	積極的な人権問題の啓発、広報活動を行い、人権に対する人々の意識の高揚を図ります。	②人権問題啓発事業

(4) 幼児教育・学校教育等の充実

幼児教育については、郷土の自然を愛する心豊かな幼児の育成を目指します。学校教育の面では、小規模校と大規模校の混在、特認校制度の有無、複式学級の存在等の各地域の事情を踏まえながら、各地域の特色を活かし、家庭での教育力を高めつつ学校と家庭・地域が一体となった教育を進め、児童生徒一人ひとりの個性と多様な能力を伸ばすための教育活動を推進します。また、市域内の高等学校の振興を図るとともに、国際化教育や情報教育などを進め、新しい時代に対応できる人材の育成に努めます。さらに、高等教育機関については教育内容の充実に努めるとともに、地域の企業との連携・交流を進めます。

施策項目	事業内容	主な事業
幼児教育の振興	郷土の自然を愛する心豊かな幼児の育成を目指します。	①幼児教育振興事業
学校教育の充実	基礎学力の向上をめざしつつ、一人ひとりを大切にする教育を進めます。また、心の教室相談員・ｽｸｰﾙｶｳﾝｾﾗｰ・教育相談員を配置するなど、教育相談等への対策及び学校給食の充実を図ります。また、市域内の高校の振興対策を図ります。さらに、障害のある児童生徒に対する教育についても、充実を図ります。	②学校教育振興事業（市･県） ③教育相談対策事業（市･県） ④学校給食事業 ⑤高校振興対策事業
学校教育施設等の整備充実	老朽化した校舎や体育館、プール、図書館等の計画的な修繕、改修を図ります。	⑥学校施設整備改修事業 ⑦学校施設維持修繕事業 ⑧教職員住宅維持管理事業 ⑨教職員住宅整備事業
地域特性を活かした学校教育の推進	郷土教育や小規模校の活性化を図るための特認校*制度の導入など、地域の特性を活かした学校教育の推進を図ります。	⑩郷土教育推進事業（新規） ⑪小学校特認校制度事業 ⑫学校間交流事業 ⑬漁村留学推進事業（市･県） ⑭通学対策事業
高等教育機関との連携・交流	高等教育機関の専門性や実践力の向上を図るとともに、地域や企業などとの連携・交流を進め、これらを通じて社会人教育の充実に努めます。	⑮専門教育充実事業 ⑯地域と高等教育機関との連携事業 ⑰サテライト*教室促進事業（新規）
国際化教育や情報教育などの新時代への対応	学校内におけるパソコンなどの設置を図るとともに、校内LAN*やテレビ会議システムを整備し、新市内の学校間で情報交流等が可能となる環境の整備を進めます。また、国際交流を推進し、国際化時代に対応できる人材の育成を図ります。	⑱ALT 配置事業 ⑲英語大好きかごしまっ子育成事業 ⑳教育用パソコン整備事業 ㉑教育ネットワーク運営事業 ㉒国際交流事業（再掲）

■ **関連施設**（施設呼称は統一してあります）

区分	主な既存施設等
学校施設	【市立幼稚園:20 園】 八幡/陽成/湯田/城上/寄田/亀山/樋脇/市比野/入来/副田/朝陽/大馬越/東郷/祁答院/里/中津/手打/青瀬/長浜/鹿島 【市立小学校:47 校】 亀山/可愛/川内/隈之城/平佐西/平佐東/水引/永利/峰山/寄田/滄浪/八幡/育英/高来/城上/吉川/陽成/湯田/西方/樋脇/市比野/藤本/野下/倉野/入来/副田/朝陽/大馬越/東郷/南瀬/山田/鳥丸/藤川/黒木/上手/大喜/藺牟田/里/中津/平良/浦内/手打/西山/青瀬/長浜/子岳/鹿島 【市立中学校:16 校】 川内北/川内中央/川内南/水引/高江/平成/高城西/樋脇/入来/東郷/祁答院/里/上甑/海星/海陽/鹿島 【給食センター】 川内給食センター/樋脇給食センター/入来給食センター/東郷給食センター/里給食センター/上甑給食センター/下甑給食センター/鹿島給食センター

サテライト教室･･･大学等が、大学施設以外で社会人等を対象にして講義を行う分校のことです。
特認校･･･小規模校入学特別認可制度により、自然環境に恵まれた小規模の小中学校で、心身の健康増進を図り、豊かな人間性を培いたいという保護者の希望がある場合には、通学状況や生活指導面など教育的な配慮の上、市内に住んでいる児童生徒が、通学区域に関わりなく、誰でも入学申し込みをできる制度です。
ＬＡＮ･･･同一敷地（同一建物）内などの総合的な情報通信ネットワークのことです。コンピューターネットワークを基本とし多様な情報を一括して送受・処理できるものです。（ローカルエリアネットワーク）

(5) 青少年の健全育成

健全で心豊かな人間性を育むために、家庭教育・学校教育はもとより、地域・地区における世代間交流、青少年を守る活動、あるいは青少年活動等を促進・啓発しながら、家庭を中心に学校・コミュニティの三者が一体となった青少年の育成を図ります。

施策項目	事業内容	主な事業
青少年の健全育成	学校教育はもとより、地域やコミュニティ、家庭と一体となった青少年の健全育成を図ります。	①青少年健全育成事業（市･県）

(6) 地域文化の保存・継承

地域の伝統芸能や文化は、それぞれの地域に根ざした文化であり、特色であることを踏まえ、愛郷心を培いながら、引き続き保存・伝承の取組みを支援するとともに、新市が一体となった新たな文化の創造とネットワーク化を図ります。

施策項目	事業内容	主な事業
文化活動の推進	新市が一体となった新たな文化活動を推進するとともに、国・県・市指定文化財や埋蔵文化財、天然記念物など、地域に伝わる伝統芸能・文化など先人の培った文化の保存・継承を進めます。	①文化活動推進事業 ②歴史文化振興事業 ③郷土芸能保存継承事業(新規) ④文化財保護事業 ⑤清色城跡保存関連整備事業 ⑥入来麓地区伝統的建造物群保存事業
歴史・文化資源のネットワーク化	新市の有する歴史的遺産や文化財を活かし、歴史・文化探索ルートを設定し、ネットワーク化を図ります。	⑦歴史・文化ネットワーク事業(新規) ⑧公共サイン整備事業(新規)
文化的施設の整備及び利用促進	文化活動の核となる施設や市民が身近に広く文化に接することのできる施設の整備・充実を図ります。	⑨歴史文化施設運営管理事業 ⑩歴史文化施設維持修繕事業 ⑪歴史文化施設整備・改修事業(新規)

■関連施設（施設呼称は統一してあります）

区分	主な既存施設等
歴史・文化施設	歴史資料館/まごころ文学館/樋脇郷土館/入来郷土館/上甑郷土館/下甑郷土館

(7) スポーツの振興

市民それぞれの体力に応じて、生涯にわたりスポーツに親しむことで、個々の健康維持・増進のために、運動公園や体育館などの体育施設、レクリエーション施設の整備・充実を図るとともに、スポーツクラブの育成や各種大会の開催を通じて、市民スポーツの振興やスポーツ交流の推進に努めます。また、地域に根ざしたスポーツ団体の強化・振興を図ります。

施策項目	事業内容	主な事業
スポーツの振興	運動公園や体育館などの体育施設、レクリエーション施設の整備・充実を図るとともに、スポーツクラブの育成や各種大会の開催を通じて、市民スポーツの振興や市民スポーツを通じた市民交流の促進に努めます。また、地域に根ざしたスポーツ団体の振興を図ります。	①地域スポーツクラブ育成事業 ②スポーツ振興事業（市・県） ③運動公園運営管理事業 ④運動公園維持修繕事業 ⑤運動公園整備事業（新規） ⑥屋内体育施設維持修繕事業 ⑦屋内体育施設整備改修事業（新規） ⑧県民体育大会（県）（新規）

■関連施設（施設呼称は統一してあります）

区分	主な既存施設等
運動公園等施設	川内総合運動公園/御陵下運動公園/川内ﾌﾟｰﾙ/ﾚｶﾞｯﾀﾊｳｽ/樋脇総合運動公園/B&G樋脇海洋ｾﾝﾀｰ/樋脇ｻﾝﾍﾙｽﾊﾟｰｸ/樋脇人工芝競技場/入来ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ/藺牟田池ｹﾞｰﾄﾎﾞｰﾙ場/藺牟田池ﾃﾆｽｺｰﾄ/入来武道館/入来弓道場/入来全天候型ｹﾞｰﾄﾎﾞｰﾙ場/入来ﾃﾆｽｺｰﾄ/藺牟田池運動広場/轟運動広場/東郷総合運動公園/東郷池畠運動公園/東郷ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞｺﾞﾙﾌ場/祁答院ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ/祁答院弓道場/里ﾌﾟｰﾙ/上甑総合運動公園/江石運動公園/藺牟田池流水ﾌﾟｰﾙ/上甑 B&G 海洋ｾﾝﾀｰ/鹿島ｺﾐｭﾆﾃｨﾌﾟｰﾙ
屋内体育施設	川内総合体育館/樋脇総合体育館/入来体育館/東郷総合体育館/祁答院体育館/上甑(ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ)体育館

(8) 交流活動の推進

交流活動は、新しいまちづくりを進めるに当たり、地域に刺激を与え、新しい価値を生み出す活力となります。このため、国際交流や国内・地域間交流など広範な地域との交流を積極的に進めることにより、他地域との結びつきを深め、地域に活力とにぎわいを創出します。

施策項目	事業内容	主な事業
国際交流の推進	国際交流のための組織体制の確立、青少年の国際交流事業の推進や地域密着型の国際交流の整備なども進めます。	①国際交流事業 ②国際交流員招致事業 ③鹿児島純心女子大学留学生支援事業 ④外国人受入体制整備事業
国内・地域間交流の推進	市域内の交流を促進するとともに、他市町村との交流・連携を進めます。	⑤地域間青少年交流事業（市・県）（新規） ⑥漁村留学推進事業（市・県）（再掲） ⑦地域・地区団体交流事業（市・県）（新規）

４．誰もが安心して快適に暮らせるまちづくり

(1) 防災・生活安全対策の充実

防災対策については、市域が広がるなか、防災体制の充実・強化を図るとともに、自主防災組織等の育成を図ります。また、防災行政無線*の統合や消防資機材の一層の充実を図るとともに、関係機関との連携・協力のもと、迅速な消防救急活動など危機管理体制を構築することにより、災害に強い、市民が安心して暮らせる生活環境づくりを進めます。特に、原子力発電所やＬＰＧ（液化石油ガス）基地等のエネルギー供給基地として役割を担っている新市においては、これらの施設との共生を図りながら安全運転の確保、事故防止体制の徹底を設置者に促すとともに、国・県との協力による防災体制の充実に努め、市民の安全確保と環境の保全を図ります。さらに、消費生活の安全確保のための消費生活相談の充実等を図るとともに、交通安全意識や防犯思想の高揚と併せて、人にやさしい安全なまちづくりを進めます。

防災行政無線…市町村が防災情報を収集し、また、住民に対して防災情報を周知するために整備している無線ネットワークのことです。

施策項目	事業内容	主な事業
防災体制の強化	防災計画の拡充や自主防災組織等の育成を進めます。また、防災行政無線の統合や気象データ等の共有化、防災情報のシステム整備を図るなど、危機管理体制の強化に努めます。	①災害対策事業 ②原子力安全対策事業（市･県） ③自主防災組織等育成事業 ④防災行政無線整備事業(新規) ⑤地域防災対策事業 ⑥防災情報システム整備事業(新規) ⑦危機管理センター整備事業(新規)
消防・救急体制の充実	消防車、救急車等の計画的な更新、防火貯水槽の設置など、消防資機材の一層の充実を図ります。また、消防通信施設や消防団拠点施設の整備・組織、甑島区域の患者搬送体制の強化、防災救急ヘリポートの充実などを進め、消防体制の充実に努めます。	⑧消防通信施設整備事業(新規) ⑨消防無線局整備事業(新規) ⑩消防庁舎改修事業(新規) ⑪消防分署整備事業(新規) ⑫消防資機材整備事業 ⑬防火水槽整備事業 ⑭消防団施設整備事業 ⑮消防団資機材整備事業 ⑯消防団活性化事業 ⑰救急患者搬送ボランティア事業(再掲) ⑱離島緊急搬送体制整備事業（市･県）(再掲)
安全な市民生活の確保	消費生活の安全を確保するための消費生活相談の充実等を図るとともに、その監視体制を強化します。	⑲消費生活対策事業
交通安全・防犯対策の推進	交通安全運動の推進を図るとともに、ロードミラーやガードレールなどの交通安全施設の整備を進めます。また、防犯意識の高揚や防犯環境対策を図ります。	⑳交通安全対策事業 ㉑市道交通安全施設整備事業 ㉒県道交通安全施設整備事業（県） ㉓防犯対策事業

■関連施設（施設呼称は統一してあります）

区分	主な既存施設等
防災・救急ヘリポート	西開聞町川内川左岸河川敷/陸上自衛隊川内駐屯地/白浜ヘリポート他 22 ヶ所/入来グラウンド/入来中学校/入来城山ゴルフクラブ/東郷グラウンド/東郷中学校/東郷小学校/黒木小学校/祁答院グラウンド/祁答院中学校/藺牟田小学校/みなと公園/上甑ﾍﾘﾎﾟｰﾄ/下甑ﾍﾘﾎﾟｰﾄ/鹿島ﾍﾘﾎﾟｰﾄ

(2) 環境対策の充実

新市の有する豊かな自然環境を保全し、環境監視の充実などに努めるとともに、太陽光や風力などの自然エネルギーの積極的な導入を進めます。また、環境に対する意識の高揚を図るために、生涯学習と連動した環境学習を推進するとともに、環境美化活動等への支援充実を図ります。さらに、葬斎場の整備や適正な維持管理及び墓地の整備を進めます。

施策項目	事業内容	主な事業
自然環境の保全及び公害対策	自然環境の保全に努めるとともに、公害対策や環境監視の充実に取組みます。	①自然環境保全事業 ②公害対策事業 ③環境基本計画策定事業(新規)
自然エネルギー*の導入	太陽光や風力等の、自然エネルギーの活用を進めるとともに助成制度の検討を行います。	④新エネルギー*推進事業(新規)
環境衛生対策の充実	市民の環境に対する意識の高揚を図るために、生涯学習と連動した環境学習を実施するとともに、環境美化活動等への支援充実を図ります。	⑤環境衛生対策事業(市･県)
葬斎場・墓地環境の整備	需要に応じた葬斎場の整備や維持管理及び墓地の整備を進めます。	⑥葬斎場維持管理事業 ⑦葬斎場整備改修事業(新規) ⑧市営墓地維持修繕事業 ⑨市営墓地整備改修事業(新規)

■関連施設（施設呼称は統一してあります）

区分	主な既存施設等
市営葬斎場	川内葬斎場（やすらぎ苑）/里葬斎場/下甑葬斎場/鹿島葬斎場
市営墓地	川内墓地/入来大内田共同納骨堂/入来向山墓地/鹿島共同墓地

自然エネルギー・・・太陽光・熱・風力・地熱などの自然界のエネルギーを指すが、法制度では「再生可能エネルギー」と呼んでいます。
新エネルギー・・・自然エネルギー（再生可能エネルギー）、ごみ焼却熱や下水熱等の「リサイクルエネルギー」、「従来型エネルギーの新利用形態」であるコ・ジェネレーション（熱電併給）、燃料電池等のエネルギーの高効率利用、電気自動車や天然ガス等のクリーンエネルギー利用を含めたエネルギーの総称です。

(3) ごみ処理の充実

ごみの減量化や再資源化を図るために分別収集を徹底するとともに、ダイオキシン対策を施した焼却施設や粗大ゴミ処理施設、水処理施設等の適正な維持管理、最終処分場の整備を図り、環境負荷の軽減に配慮した資源循環型社会の構築をめざします。

施策項目	事業内容	主な事業
資源ごみ分別収集・リサイクルの推進	ごみの減量化、再資源化のために分別収集の徹底を図ります。	①資源ごみ収集・リサイクル推進事業 ②衛生自治組織活動支援事業 ③リサイクルセンター整備事業(新規)
不法投棄の防止推進	不法投棄の防止のため、環境学習の推進等によって市民の美化意識を高めます。	④不法投棄防止事業
ごみ処理施設の機能充実	ダイオキシン対策を施した焼却施設や粗大ごみ処理施設、水処理施設等の適正な維持管理等ごみ処理機能の充実を図ります。	⑤クリーンセンター維持修繕事業 ⑥ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ等施設整備改修事業(新規)

最終処分場の整備	ごみの適正な処理を図るために、最終処分場の整備を進めます。	⑦最終処分場施設整備事業(新規) ⑧ごみ処分場閉鎖事業

■関連施設（施設呼称は統一してあります）

区分	主な既存施設等
クリーンセンター（ごみ処理施設）	川内ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ/上甑島ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ/下甑ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ/鹿島ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ

(4) 下水道・生活排水処理対策の推進

し尿処理施設の適正な維持管理及び設備更新に取組むとともに、地域の特性に応じて、公共下水道、合併処理浄化槽、農業・漁業集落排水事業などの計画的な整備及び普及促進を図り、快適な生活環境と河川等の水質の保全に努めます。

施策項目	事業内容	主な事業
し尿処理施設の整備充実	環境センターの適正な維持管理に努めるとともに、必要に応じた更新を図ります。また、汚泥再生処理センターの建設に取組みます。	①環境センター維持修繕事業 ②川内環境センター施設更新事業(新規) ③汚泥再生処理センター建設事業(新規)
合併処理浄化槽の整備促進	地域の特性に応じて、合併処理浄化槽の整備を促進します。	④合併浄化槽整備促進事業 ⑤浄化槽市町村整備推進事業
公共下水道等の計画的な整備・適正な維持管理	住宅や事業所、店舗等が集積している地域については、公共下水道の計画的整備及び適正な維持管理を図ります。	⑥向田処理区公共下水道事業 ⑦永利地区下水処理事業 ⑧中甑中野地区下水道事業 ⑨鹿島地区下水道事業
農業・漁業集落排水施設の整備・適正な維持管理	農村、漁村において住宅等が集積している集落の農業・漁業集落排水施設の整備及び適正な維持管理を図ります。	⑩城上地区農業集落排水事業 ⑪入来中部地区農業集落排水事業 ⑫大馬越地区農業集落排水事業 ⑬祁答院中央地区農業集落排水事業 ⑭里地区農業集落排水事業 ⑮平良地区漁業集落排水事業 ⑯片野浦地区漁業集落排水事業 ⑰手打地区漁業集落排水事業(新規)

■関連施設（施設呼称は統一してあります）

区分	主な既存施設等
環境センター（し尿処理施設）	川内環境ｾﾝﾀｰ/下甑環境ｾﾝﾀｰ
下水道浄化センター	宮里浄化ｾﾝﾀｰ/永利浄化ｾﾝﾀｰ/中甑中野浄化ｾﾝﾀｰ/片野浦浄化ｾﾝﾀｰ/鹿島浄化ｾﾝﾀｰ

(5) 安定した水・温泉利用対策の充実

安全な水の安定供給のために、水資源の確保や安全性に配慮した水道施設の維持管理に努めるとともに、水源となる河川等の水質保全活動の強化や水源かん養林の保護を進めます。また、簡易水道も含め水道事業の統合・整備を図り、水道事業の管理体制の強化をめざします。さらに、温泉施設、農業用水、工業用水施設等の整備及び適正な維持管理、利用促進に努めます。

施策項目	事業内容	主な事業
簡易水道の整備充実	簡易水道施設の維持管理を強化し、安全な水の安定的な供給を図ります。また、効率的な水道事業運営を図ります。	①簡易水道施設管理事業 ②簡易水道施設維持修繕事業 ③簡易水道施設整備事業

上水道の計画的な整備及び適正な維持管理	上水道の計画的な整備を進めるとともに、水道管の更新などその適正な維持管理を進め、安全な水の安定供給を図ります。また、川内川等の水質保全活動の強化や水源かん養林の保護を進めます。	④上水道施設管理事業 ⑤上水道施設維持修繕事業 ⑥上水道施設整備事業
温泉施設の整備及び適正な維持管理	各地の公営温泉施設の整備・維持管理及び分湯の適切な維持管理を図るとともに、市民や観光客が気軽に温泉を利用できる環境づくりに努めます。	⑦温泉施設管理事業 ⑧温泉施設維持修繕事業 ⑨温泉施設整備事業(新規) ⑩温泉分湯事業
産業用水供給体制の充実	農業用水、工業用水等施設の適切な維持管理を図るとともに、利用促進に努めます。	⑪農業振興施設維持修繕事業 ⑫農業振興施設整備事業(市・県) ⑬工業用水事業

■**関連施設**（施設呼称は統一してあります）

区分	主な既存施設等
簡易水道施設	【簡易水道営業区】川内/樋脇/入来/東郷/祁答院/里/上甑/下甑/鹿島
上水道施設	【上水道営業区】川内/樋脇/入来/東郷 【浄水場:有人施設】丸山浄水場
温泉施設	【公設温泉】上之湯/下之湯/あぜろ湯/柴垣湯/さざらし会館/下ノ湯温泉/大村温泉/黒木温泉/竜仙館 【公営宿泊施設:再掲】いこいの村いむた池/東郷温泉ゆったり館/甑島館 【温泉分湯】樋脇/入来/祁答院
工業用水	【工業用水道】川内/入来

５．地域力を発揮し産業活力を創出するまちづくり

(1) 新市経済圏の創出

産業・経済の活性化を図るためにも新市内での経済循環を活発化させ、域内産業の連携を高めることによる地域経済の底上げが求められています。そのため、新市内事業者の利用促進と新市内における新しい流通体制の構築により、新市内で生産されたものを新市内で消費するという、顔の見える「地産地消」の取組みを進めます。また、これまでの農畜産物、加工特産品等の個別ブランド*を基に総合的な新市ブランドを形成し、ＰＲすることでブランド力の底上げと市民や地場産業の新市に対しての求心力を高めます。

施策項目	事業内容	主な事業
市内事業者の利用促進	市民の購買や取引に関して市内事業者の利用促進を図ります。	①市内事業者利用促進事業(新規)
地産地消の推進	新市内で生産された農林水産品が新市内で消費できるように新しい流通体系を構築し、新市内の小売店で販売されるような取組みを進めます。	②地産地消推進事業(新規) ③物流拠点施設整備事業(新規)
新市ブランドの形成	これまでの農畜産物、加工特産品等の個別ブランドを基に総合的な新市ブランドを形成し、PRすることでブランド力の底上げと市民や地場産業の新市に対しての求心力を高めます。	④新市ブランド形成事業(市･県)(新規)

ブランド･･･商標、銘柄のことです。

(2) 農業の振興

地域農業の安定的かつ継続的な振興を図るという観点に立ち、優良農地の流動化、経営規模の拡大や新規就農者の育成などの農業政策を新市全域で総合的に実施・支援する農業公社の設立を図り、地産地消を基本とした流通体制の確立や、土地改良事業等による農業生産基盤の整備など、活力のある農業の振興を図ります。また、農業農村の持つ国土や自然環境の保全、文化伝承などの多面的な機能を活かした農村振興の推進を図ります。

施策項目	事業内容	主な事業
安定的な農業経営の実現	新市の農業を支える中核的な農家及び生産組織について、経営感覚あふれる経営体として育成、強化するため認定農業者制度の積極的な活用を図るとともに、農協と連携した集落ごとの生産組織の育成など、営農組織による協業化･法人化を進めます。また、高齢者や女性のグループなど、新たな形の営農組織づくりを進めます。	①農村振興基本計画策定事業(新規) ②農業振興推進事業(市･県) ③農地利用促進事業
農業公社の設立	農地流動化や新規就農者等の育成、農作業の受委託事業などを総合的に取組むために農業公社を設立します。	④農業公社設立事業(新規)

畜産振興対策の実施	肉用牛を中心とした支援の充実に努めるとともに、家畜排せつ物処理施設の建設を推進します。	⑤畜産振興推進事業 ⑥畜産施設整備事業(新規) ⑦新市ブランド形成事業〈市･県〉(新規/再掲)
新規作目・加工品の導入及びブランド化の推進	産地間競争の激化に対応していくために近年特産化を図っている作物のほか、新たな高収益作物の導入や従来からある地域特産物を掘り起こし、販路の開拓や広域出荷体制の構築により、競争力の高い作目の振興を図ります。また、消費者ニーズを反映した生産体制とするために市場動向を適時把握するとともに、流通業、観光業等との連携を図ります。	⑧農畜産物活性化事業 ⑨観光物販施設運営管理事業 ⑩地産地消推進事業(新規/再掲)
農村振興	安全で良質な食料の生産という役割を果たすとともに、国土や環境の保全、美しい景観の形成、自然とのふれあいの場の提供など多面的な機能を一層発揮しながら、都市や地域の人々とのふれあいを促進し、農村が担う役割や機能の重要性についての理解を深めるとともに、農業者自らの取組みを助長する農業･農村政策の推進を図ります。	⑪むらづくり推進事業〈県〉 ⑫体験学習・交流推進事業〈市･県〉(新規) ⑬里地棚田保全整備事業〈県〉
農業基盤整備の推進	農業基盤整備を推進するとともに、農林道の整備を計画的に進めます。また、集落内の道路･公園等の整備など農業集落の環境整備に努めます。	⑭広域営農団地農道整備事業川薙3期地区〈県〉 ⑮農道維持修繕事業 ⑯農道整備事業〈市･県〉 ⑰農業振興施設維持修繕事業(再掲) ⑱農村振興施設整備事業〈市･県〉(再掲) ⑲農地等防災事業〈市･県〉

(3) 林業の振興

森林のもつ多面的機能をより発揮するため計画的な森林整備に努めるほか、自然環境の保全に留意した林道の整備を図ります。また、早掘りたけのこ等の地域資源の有効活用による特用林産物の産地化を図ります。さらに、地域で生産された木材を使用した「地材地建」の取組みを促進します。

施策項目	事業内容	主な事業
森林資源の確保	環境保全･水源かん養林などの整備に努めるなど、長期的な視野に立って森林資源を確保します。	①森林保全対策事業〈市･県〉 ②治山事業〈市･県〉 ③森林整備計画策定事業(新規)
林業経営の高度化	組織の活性化を促進するとともに、担い手の育成や緑の公共事業(林道の草刈りなど)を実施します。また、木材需要拡大に向けたPRの強化を図ります。	④林業振興対策事業 ⑤林業後継者育成対策事業〈県〉 ⑥森林整備担い手育成確保総合対策事業〈県〉 ⑦かごしま材利用推進事業〈県〉
特用林産物の振興	竹林の改良や生産技術の向上に努め、早掘りたけのこのブランド化を推進します。また、炭釜の整備により、竹炭等の生産振興とその有効利用を図ります。	⑧特用林産物対策事業〈県〉
林業生産基盤の整備	森林資源の開発および林業基盤強化のため林道網の整備拡充に努めます。	⑨林道維持修繕事業 ⑩林道整備事業〈市･県〉

(4) 水産業の振興

海面漁業はもとより川内川を中心とした内水面漁業のつくり育てる漁業及び経営感覚にすぐれた水産業の担い手の育成・確保を進めます。また、漁業経営の安定に向けてキビナゴ、チリメン、ウナギ、アユ等の水産加工の高度化やブランド化を推進し、地産地消を基本とした新しい流通体系の構築を図ります。特に水産資源の維持・かん養*、その拠点となる中甑・平良・手打・藺牟田・唐浜・寄田・里・小島・青瀬・瀬々野浦・片野浦・芦浜漁港の適正な維持管理と整備改修、漁場の整備に取組みます。

施策項目	事業内容	主な事業
安定的な水産業経営の実現	水産業経営の安定に向けてブランド化の推進や流通体制の強化、さらに、漁協と連携して経営感覚にすぐれた水産業の担い手の育成・確保を進めます。	①水産業振興推進事業 ②地産地消推進事業(新規/再掲) ③漁業生産の担い手育成事業(県) ④水産物市場整備事業(新規)
つくり育てる漁業の推進	大型魚礁の設置をはじめ、稚貝稚魚の放流、安定的な養殖業を営むための施設の整備改修等、栽培型漁業に向けた様々な取組みを進めます。	⑤水産業振興推進事業(再掲) ⑥魚礁漁場整備事業
水産加工の高度化	加工業者と流通業界の連携の基に販路拡大に努め、新製品の開発やブランド化、施設の近代化、協業化、集団化を促進します。	⑦水産業振興推進事業(再掲) ⑧活魚流通体制調査事業(新規)
漁村振興	体験学習の推進や都市住民との交流促進、Uターン・Iターン等*を進める地域づくり、定住促進対策等を進め、活力ある漁村づくりをめざします。	⑨漁村留学推進事業(市・県)(再掲) ⑩漁業集落環境整備事業
漁業基盤整備の推進	大型魚礁の設置による漁場の整備を進めるとともに、漁港の計画的な整備を進めます。	⑪漁港施設管理事業 ⑫漁港維持修繕事業 ⑬市営漁港整備事業 ⑭県営漁港整備事業(県) ⑮水産業振興施設整備事業 ⑯漁港海岸保全整備事業(県)

■関連施設（施設呼称は統一してあります）

区分	主な既存施設等
漁港	【県管理】中甑/平良/手打/藺牟田 【市管理】唐浜/寄田/里/小島/青瀬/瀬々野浦/片野浦/芦浜

かん養･･･水が自然にしみ込むように、少しずつ養い育てるということです。
Uターン・Iターン･･･U：出身地から地域外へ進学や就職のため都会に出た後、出身地に戻ることです。
I：出身地にかかわらず、住みたい地域を選択し移り住むことです。

(5) 商工業の振興

商工会議所・商工会と連携し、新しい時代の変化に対応できる経営体質の強化を図るとともにＴＭＯ*を中心とした中心市街地の活性化や地域を支える商店街の形成や経営基盤の強化を促進し、市民の日常的な生活を支える商業環境の維持・向上に努めます。工業については、既存企業の活性化を図るため、各種制度、施策を有効に活用するとともに、地場産業の体質強化に努め、その育成を図ります。また、

鹿児島市と九州北部を結ぶ中継地域として情報・製造業等の企業育成・誘致を図ります。さらに、地場産業を含む多様な業種の民間企業や大学、研究機関との交流を活性化し、これに伴う新たな業種・業態の転換や海洋深層水*の活用というような成長分野を中心とした新規産業の立地を促進します。雇用・就業環境についてはファミリーサポートセンターの設置やシルバー人材センターの充実、労働情報の提供などを進め、様々な就業形態に対応するように努めます。

施策項目	事業内容	主な事業
商工業団体への支援の充実、市街地活性化及び地域商店街の経営基盤強化	商工会議所・商工会と連携し、経営体質の支援強化を図ります。また、TMOを中心に地域を支える市街地・商店街の活性化を図ります。	①商工業振興対策事業 ②ＴＭＯ運営支援事業
既存企業の活性化及び新たな企業の育成・誘致の推進	既存企業の活性化を図るため、各種制度、施策を有効に活用する中で地場産業の体質強化に努め、その育成を図ります。また、新市の新しい産業振興計画を策定するとともに、情報・製造・物流業等の企業育成・誘致や起業化支援を進めます。さらに、地場産業を含む多様な業種の民間企業や大学、研究機関等において交流が活性化することによる新たな業種・業態の転換や新規産業の立地を促進します。	③市内事業者利用促進事業(新規/再掲) ④地産地消推進事業(新規/再掲) ⑤地域企業振興事業 ⑥企業誘致事業 ⑦公共用地活用事業(新規) ⑧産業振興構想策定事業(新規) ⑨起業化支援推進事業(新規) ⑩産学官連携事業(新規) ⑪異業種交流促進事業(新規)
雇用・就業環境の充実	様々な就業形態に対応するように、ﾌｧﾐﾘｰｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰの設置やｼﾙﾊﾞｰ人材ｾﾝﾀｰの充実、労働情報の提供などを進めます。	⑫雇用対策事業(市･県) ⑬子供たちの体験学習推進事業(県) ⑭勤労者福祉事業(市･県) ⑮シルバー人材センター運営事業(再掲)
産業拠点整備・活用の推進	南九州西回り自動車道のIC周辺とともに、市域内への産業施設に関する誘致・活用の調査を行います。	⑯産業拠点調査事業(新規)

■関連施設（施設呼称は統一してあります）

区分	主な既存施設等
公共用地	天辰地区公益的施設用地/複合拠点施設用地
勤労者福祉施設	川内勤労青少年ホーム/入来勤労者技術研修館/東郷共同福祉施設/祁答院共同福祉施設

ＴＭＯ･･･中心市街地活性化法に基づき、商業関係者が組織する機関のことです。中小小売商業高度化事業構想を策定し、それを具体化した事業計画が国の認定を受けることによって、補助金や免税措置などの支援措置を受けることができる。タウンマネージメント機関ともいいます。
海洋深層水･･･大陸棚沖合いの水深２００ｍより深い層にある海水で、水温が低く清浄で、栄養素を多く含むなどの特性を有しています。清涼飲料水等への利用において、事業化が図られるとともに、水産養殖への活用、健康食品などへの利用のほか、冷却水としての活用などに関する調査・研究が進められています。

(6) 観光の振興

自然環境の保全に配慮しながら、九州新幹線や南九州西回り自動車道の開通を見据えた新市内外からの交流人口の拡大を図るため、海、山、川、湖、温泉や歴史的遺産、文化財など新市内の様々な地域資源を有機的にネットワークさせた観光ルートの形成を進め、滞在型保養観光都市の形成をめざします。具体的には、甑島の美しい景観の演出、雄大な海岸線、趣のある温泉街などの連携を図りながら、農林業

や水産業等の体験型観光を推進するとともに、宿泊施設や文化施設、スポーツ・レクリエーション施設等を活用したスポーツ大会や合宿、各種会議（コンベンション）、フイルムコミッション*等の誘致に取組み、併せて「もてなしの心」の醸成など、受け入れ態勢の充実を図ります。また、きゃんせふるさと館等の物産販売所の機能充実及び連携を促進するとともに、海洋深層水を活用したタラソテラピー（海洋療法）施設の整備、観光客が気軽に利用や宿泊できる施設の充実や、観光情報の効果的な提供に努めます。

施策項目	事業内容	主な事業
観光資源の複合的な活用	新市内の様々な地域資源を観光振興に有機的な活用を図ります。特に、甑島の美しい景観の演出、趣のある温泉街などのﾈｯﾄﾜｰｸを図りながら、農林業や水産業、ﾏﾘﾝｽﾎﾟｰﾂ等の体験・滞在型観光を推進します。	①新市ブランド形成事業（市・県）（新規/再掲） ②観光振興計画策定事業（新規） ③観光協会運営支援事業 ④観光パッケージ開発事業（新規） ⑤観光キャンペーン事業 ⑥地域・地区団体交流事業（市・県）（新規/再掲） ⑦国立電波望遠鏡等連携事業
スポーツ大会や合宿・コンベンション等の誘致促進	全国的なスポーツ合宿やスポーツ大会、コンベンションや自然環境・歴史・文化資源を活かした研究活動、エネルギー施設等の見学などの誘致を図るとともに、フィルムコミッション*事業を導入します。さらに、「もてなしの心」の醸成など、観光客の受入れ体制の充実を図ります。	⑧ｲﾍﾞﾝﾄ・ｺﾝﾍﾞﾝｼｮﾝ誘致促進事業（市・民間）（新規） ⑨イベント運営促進事業（市・民間）（新規） ⑩ﾌｨﾙﾑｺﾐｯｼｮﾝ事業（市・民間）（新規） ⑪研究活動誘致事業（新規） ⑫修学旅行・社会科見学誘致事業（新規）
温泉街の活性化	温泉街らしい雰囲気づくりを進めるなど、各地の温泉街の活性化を図り、観光資源としての魅力を高めます。 （川内高城・市比野・入来・藺牟田）	⑬温泉街活性化事業（新規）
観光施設の機能充実	新市内の特産品、土産品などを展示・販売できる物産販売所の機能充実を図りネットワーク化を促進します。また、海洋深層水を活用したタラソテラピー（海洋療法）施設の整備、観光客が気軽に宿泊できる施設の充実や、観光情報の効果的な提供に努めます。	⑭観光物販施設運営管理事業（再掲） ⑮観光物販施設維持修繕事業（市・民間） ⑯観光物販施設整備・改修事業（市・民間）（新規） ⑰観光物販施設販売促進事業（市・民間）（新規） ⑱タラソテラピー施設整備事業（新規） ⑲宿泊施設運営管理事業 ⑳宿泊施設維持修繕事業 ㉑宿泊施設整備・改修事業（新規）

■関連施設（施設呼称は統一してあります）

区分	主な既存施設等
公設観光・物販施設	【物販・飲食提供施設】 きゃんせふるさと館/寺山いこいの広場（再掲）/道の駅樋脇/東郷ふれあい館/清流館/竜仙館/世界一郷水車売店/祁答院ロード51 【観光船】 水中展望船「きんしゅう」/観光遊覧船「かのこ」/観光遊覧船「おとひめ」 【体験施設】下甑スクーバダイビング拠点施設
公営宿泊等施設	入来ふれあい館/東郷ゆったり館/いこいの村いむた池/甑島館/すのさき荘/竜宮の郷

フィルムコミッション･･･映画やドラマ、コマーシャルなどの撮影活動を誘致・支援し、映像化による地域のイメージアップ、ロケ隊による経済効果、また、市民参加による地域の活性化を図ろうとするものです。

６．都市力を創生するまちづくり

(1) 住環境の整備

公営住宅等の維持管理体制の充実を図るとともに、速やかな入居情報の一元化や若者、高齢者等のニーズに対応した住宅の整備を進めるほか、民間との連携・協力による良好な住宅・宅地の供給を促進し、市域の均衡ある発展のための定住拠点ネットワークの形成を図ります。また、県都鹿児島市の隣接都市として、あるいは甑島区域の振興策として、新市への定住を促進する様々な定住促進対策事業に取組むとともに、がけ地近接住宅などの危険地に対する対策も進めます。

施策項目	事業内容	主な事業
公営住宅の整備、維持管理の推進	公営住宅等の維持管理体制の充実を図るとともに、若者、高齢者等のニーズに対応した住宅の整備を進めるほか、民間との連携・協力による良好な住宅・宅地の供給を促進します。	①公営住宅等管理事業 ②公営住宅ストック改善事業 ③公営住宅整備計画策定事業(新規) ④公営住宅整備事業(新規) ⑤シルバーハウジング整備事業（市・県） ⑥ｳｯﾄﾞﾀｳﾝﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ推進事業（県）
定住促進対策の推進	新市への定住を促進するために、Uターン・Iターン等促進、分譲住宅優遇制度や定住奨励金などの制度を引き続き継続します。また、周辺地域において、宅地分譲を計画的に実施します。	⑦定住促進対策事業 ⑧定住体験事業 ⑨地域活性化住宅整備事業(新規) ⑩地域活性化宅地造成事業(新規)
がけ地近接住宅の対策	がけ地近接住宅などの危険地については、その対策を講じます。	⑪がけ地近接住宅対策事業

■関連施設（施設呼称は統一してあります）（平成 15 年 3 月 31 日現在）

区分	主な既存施設等
公営住宅	川内 43 団地 1362 戸/樋脇 11 団地 149 戸/入来 15 団地 193 戸/東郷 13 団地 176 戸/祁答院 13 団地 124 戸/里 6 団地 39 戸/上甑 6 団地 57 戸/下甑 15 団地 94 戸/鹿島 3 団地 41 戸
公設一般住宅	樋脇 5 団地 22 戸/東郷 8 団地 32 戸/祁答院 15 団地 56 戸/里 4 団地 15 戸/上甑 5 団地 17 戸 /下甑 7 団地 20 戸/鹿島 3 団地 11 戸

(2) 公園緑地の整備

公園緑地、スポーツ・レクリエーション施設等については、各地域の主要な施設をネットワーク化することによって新市域内外の市民の交流の場としてなど、多様な積極的活用を図ります。また、生活に身近な自由空間（オープンスペース）や子どもの遊び場として、公園施設等の整備充実と適正な管理体制の構築を図り、身近な生活環境の向上に努めます。

施策項目	事業内容	主な事業
公園の適正な維持管理体制の構築	市民の身近な場所の一般公園・児童公園・都市計画公園などの維持・整備を行います。また、地区コミュニティ等との役割分担を明確にした上で、公園の適正な維持管理体制を構築します。	①公園施設管理事業 ②公園維持修繕事業 ③公園整備事業(新規) ④都市計画公園整備事業(新規) ⑤ボランティア活動支援事業(再掲) ⑥公共施設里親推進事業(新規/再掲)
観光公園の整備	森林公園や自然公園、展望所などの整備充実を図るとともに、温泉広場やｷｬﾝﾌﾟ場などの維持補修・整備を行います。	⑦観光公園施設維持修繕事業 ⑧観光公園施設整備事業(新規)

運動公園の整備	新市内各地の運動公園の維持補修及び整備を進め、機能充実を図ります。	⑨運動公園運営管理事業(再掲) ⑩運動公園維持修繕事業(再掲) ⑪運動公園整備事業(新規/再掲) ⑫屋内体育施設維持修繕事業(再掲) ⑬屋内体育施設整備改修事業(新規/再掲)

■関連施設（施設呼称は統一してあります）

区分	主な既存施設等
公園施設	一般公園・緑地公園・児童公園等
都市計画公園	【都市計画公園】向田/八坂/春田川/泰平寺/芋野/門田/上大島/前水流/笹脇/田麦/古原/前田/山田島/香田/野間島/御陵下/清水ヶ岡/唐浜臨海/川内総合運動公園(再掲) 【都市公園】湯島/隈之城/高原/外薗原/田海/水引/国分寺/宅満寺/火扇/前畑/蛭田/丸坊/諏訪田/丸山/樋脇/小野/市比野
観光公園	寺山いこいの広場/川内川宮里公園/唐浜臨海公園ｷｬﾝﾌﾟ場/西方海水浴場/丸山自然公園/湯之滝公園/小野河川公園/八幡河川公園/愛宕ﾋﾞｽﾀﾊﾟｰｸ/向山自然公園/清浦ダム周辺公園/鉄道記念公園/とうごう五色親水公園/平和公園/藺牟田池自然公園/いむた滝の山森林浴の森/矢立農村公園せせらぎの里/市の浦ｷｬﾝﾌﾟ場/県民自然ﾚｸﾚｰｼｮﾝ村/田ノ尻展望所/帽子山展望所/観光ｾﾝﾀｰながめ/観音三滝公園/芦浜ｷｬﾝﾌﾟ場/片野浦ｷｬﾝﾌﾟ場/前の平展望所/鳥ノ巣山展望所/夜萩円山公園/百合草原藺落/八尻展望所/多目的広場/花瀬緑地公園/健康交流広場

(3) 道路・交通ネットワークの整備

九州新幹線の早期整備や肥薩おれんじ鉄道の利用を促進し、広域交通網の充実を図ります。また、新市の一体感の醸成や交流促進を図るために新市内外や駅・港湾・インターチェンジなどの交通拠点を結ぶ都市核道路*をはじめとする幹線道路網のネットワークを整備します。この幹線道路網については、生活道路との区分を図り、市外との連携強化、渋滞の緩和に努めながら、温泉街などの観光拠点へのアクセス強化など地域活性化へ結び付ける基盤整備を図ります。さらに、すべての人が快適に不自由なく移動できる交通ネットワークを構築するために、特に、川内駅を中心として他の交通拠点を結ぶ路線バスの運行を促進するとともに、交通弱者等の移動手段の確保のために各地域におけるコミュニティバス等の運行の維持・強化に努めます。また、海上交通網の調査・研究や新幹線川内駅との交通アクセスの向上を図ります。甑島縦貫道については整備を促進するとともに、藺牟田瀬戸架橋の事業化に向けた検討を促進します。

施策項目	事業内容	主な事業
南九州西回り自動車道の早期整備の促進	南九州西回り自動車道の早期整備に向けた取組みを行い、強力に要請します。併せて、ICの周辺及びアクセス道路等の整備を進めます。	①南九州西回り自動車道建設促進事業
国道 3 号、267 号、328 号の整備充実	新市の幹線道路である国道 3 号、267 号、328 号については、生活道路との区分を図りながら、市外との連携強化、渋滞の緩和に努めます。	②国道３号整備促進事業 ③国道 267 号整備事業(県) ④国道 328 号整備事業(県)

県道の整備推進	新市内外の地域や交通拠点を結ぶ主要地方道及び一般県道の改良・整備を促進します。また、甑島の一体性を確保するために甑島縦貫道整備を促進し、薗牟田瀬戸架橋の事業化に向けた検討に取組みます。さらに、東西方向の幹線道路網については、鹿児島空港とのアクセス強化を図るために、幹線道路としての機能の強化を図ります。	⑤薗牟田瀬戸架橋建設促進事業(新規) ⑥川内空港道路整備促進事業(新規) ⑦宮崎バイパス整備促進事業(新規) ⑧県道整備事業(県) ⑨県道交通安全施設整備事業(県)(再掲) ⑩街路事業(県)不戦
市道の整備推進	市民生活に密着した生活道路である一般市道については、市民の意見を十分に反映しながら、機能性、安全性に配慮して、誰もが利用しやすいような整備、維持修繕に努めます。	⑪市道維持修繕事業 ⑫市道整備計画策定事業(新規) ⑬市道整備事業(新規) ⑭市道交通安全施設整備事業(再掲) ⑮都市計画道路整備事業 ⑯ユニバーサルデザイン推進事業(新規/再掲)
交通サービスの強化	九州新幹線の早期整備や、肥薩おれんじ鉄道の利用を促進し、広域交通網の充実を図ります。川内駅を中心として、他の交通拠点を結ぶ路線バスの運行を促進し、利用客の交通手段確保を図ります。また、交通弱者等の移動手段の確保のために、各地域におけるコミュニティバス等の運行の維持・強化及び広域化に努めます。さらに、海上交通網の調査・研究を行います。	⑰九州新幹線整備促進事業 ⑱肥薩おれんじ鉄道利用促進事業 ⑲路線バス運行支援事業〈市・県〉 ⑳コミュニティバス運行事業(新規) ㉑上甑島バス運行事業 ㉒下甑島バス運行事業 ㉓海上交通対策推進事業 〈市・県〉(新規)

■関連施設（施設呼称は統一してあります）

区分	主な既存施設等
市道 ※平成14年4月1日現在	【路線数】2,475 路線 【実延長】1,499km（改良率 52.9％／舗装率 90.5％）

〈新市まちづくりの基本方針～都市構造～〉（再掲）

■新市東西軸

＜甑島交流ライン＞

- 甑島～本土間の海上交通網の調査・研究
- 新幹線川内駅～甑島間の交通アクセスの向上
- 地域間交流の促進

＜川内川連携ライン＞

- 国道 267 号、県道川内串木野線、京泊大小路線、山崎川内線の整備促進、地域高規格道路の指定促進
- 川薩グリーンロード（広域営農団地農道）の整備促進
- 川内川アクアフロント構想（21 世紀新かごしま総合計画）による観光ルートの設定やイベントの共同開催

＜空港アクセスライン＞

- 空港連携線（川内空港間）の整備促進

＜アジア交流ライン＞

- 川内港とアジア地域を結ぶ定期航路化と産業、経済、学術、スポーツ等の多様な交流の推進

■地域交流軸

＜都市核道路＞

- 宮崎バイパス（隈之城 IC 関連）など川内市街地の２環状８放射道路網の整備及び整備促進

＜川内～樋脇連携ライン＞
- 県道 36 号川内郡山線、県道 42 号川内加治木線、県道 333 号川内祁答院線の整備促進

＜川内～入来～祁答院連携ライン＞
- 県道 42 号川内加治木線、県道 333 号川内祁答院線、県道 462 号堂山宮之城線の整備促進

＜川内～東郷連携ライン＞
- 県道 339 号東郷西方港線の整備促進

＜東郷～樋脇連携ライン＞
- 阿久根～東郷～樋脇～郡山連携線（県道 46 号阿久根東郷線、県道 335 号市比野東郷線、県道 36 号川内郡山線、県道 39 号串木野樋脇線等）の整備促進

＜東郷～樋脇～入来連携ライン＞
- 県道 346 号山田入来線の整備促進

＜甑島縦貫ライン＞
- 甑島縦貫道の整備促進及び藺牟田瀬戸架橋の事業化に向けた検討

※甑島縦貫道関係路線：県道 348 号桑之浦里港線、県道 351 号黒浜水深線、県道 349 号手打藺牟田港線

都市核道路…川内市街地の２環状８放射道路網などの都市文化ゾーン等における幹線道路網のことです。
各地域から川内市街地へあるいはインターチェンジ等へのアクセス向上のための道路です。

(4) 市街地等の整備と拠点づくり

にぎわいある都市づくりをめざし、駅や港湾などの交通拠点と一体となった中心市街地等の整備を行うとともに、商業・教育・文化・医療・行政等、多彩な機能を有する新たな拠点地区の形成を推進します。また、各地域の中心地についても、利便性が高く快適な市街地の形成を図ります。

施策項目	事業内容	主な事業
新市の中心市街地の形成	駅や港湾などの交通拠点と一体となった市街地等の整備を図ります。	①川内駅周辺地区整備事業 ②川内駅周辺地区土地区画整理事業 ③都市景観整備事業(新規) ④公共施設里親推進事業(新規/再掲) ⑤ユニバーサルデザイン推進事業(新規/再掲) ⑥サイン計画策定事業(新規) ⑦公共サイン整備事業(新規/再掲) ⑧都市下水路維持修繕事業 ⑨都市下水路整備･改修事業
市内各地の市街地の整備	土地区画整理事業の導入等により、利便性が高く快適な市街地の形成を図ります。	⑩天辰地区土地区画整理事業 ⑪入来温泉場地区土地区画整理事業

(5) 河川等の整備

河川等の整備については、新市の持つ多様な自然環境の保全を図りながら、市民が安全で安心して生活できるよう、親水・治水機能の強化をめざした改修を図るとともに、土砂災害から人命を守るための砂防・急傾斜地対策に取り組みます。さらに、水辺のうるおいのある環境・景観づくりを進めます。また、川内川市街部改修については、都市計画マスタープランに基づき整備を促進します。

施策項目	事業内容	主な事業
河川等の整備	人々が安全で安心して生活できるよう、治水機能の強化をめざした改修を図るとともに砂防・急傾斜地の対策に取り組みます。また、川内川市街部改修については、都市計画ﾏｽﾀｰﾌﾟﾗﾝに基づき整備を促進します。	①河川水路維持修繕事業 ②河川改修事業〈市･県〉(新規) ③排水路整備事業 ④砂防・急傾斜地対策事業〈市･県〉 ⑤海岸保全整備事業 ⑥川内川市街部改修促進事業 ⑦川内川下流改修促進事業
河川等の環境整備	自然環境の保全を図りながら海洋ｽﾎﾟｰﾂや水上ｽﾎﾟｰﾂ、散策などが楽しめる、水辺のうるおいのある環境・景観づくりを進めます。	⑧親水施設整備事業〈市･県〉 ⑨海岸環境整備事業〈県〉

(6) 港湾施設の充実及び利用促進

川内港の南九州における中国・韓国及び東南アジアとの貿易・流通拠点としての港湾機能の整備を図りながら定期航路の開設をめざします。また、西方・里・江石・桑之浦・長浜港等の港湾機能の整備促進等に努め、人とモノが行き交うにぎわいのある港湾としての整備を進めます。また、甑島航路の避難港について、調査検討を促進します。

施策項目	事業内容	主な事業
中国・韓国及び東南アジアとの定期航路の開設	川内港整備を進め、鹿児島県の西の玄関口・貿易拠点港としての中国・韓国及び東南アジアとの定期航路の開設をめざします。	①港湾利用促進事業 ②定期航路開設促進（ﾎﾟｰﾄｾｰﾙｽ）事業〈市･県〉
港湾機能の強化	港湾施設の整備拡充を促進するとともに、南九州における外国貿易、流通拠点としての港湾機能の整備を図ります。また、甑島を結ぶ交通拠点として、人とモノが行き交うにぎわいのある港湾としての整備を進めます。	③港湾整備事業〈市･県〉 ④旅客待合所管理事業

■関連施設（施設呼称は統一してあります）

区分	主な施設等
港湾	【県管理】川内・西方・里・長浜 【市管理】江石・桑之浦

ポートセールス･･･航路や港湾物流機能等の誘致のために、港湾管理者や港運業者等がその施設やサービスの充実を図り、港湾利用の開拓や拡大をめざした荷主・船会社等に向けて展開する港湾利用セールス活動のことです。

(7) 情報通信基盤の整備

各種行政手続きや広報紙の電子化等、行政サービス水準の向上を実現するとともに、生活関連情報等を提供するなど市民生活をより便利にする施策を展開します。また、情報拠点施設の整備について研究を行います。特に甑島においては、双方向性・即時性を活かした医療体系、福祉サービスの強化や防災行政無線の統合を図りネットワーク化するなど、便利で安心できる市民生活の確立に向けた取組みを進めます。一方、産業面については、観光施設の情報化を進めるとともに、電子モール*の整備等を進め、特産品情報や観光情報を市内外に効果的に発信できる体制づくりを進めます。また、地域企業の情報化を支援するなど民間における情報通信技術の

利用を促進します。また、新市内において、情報通信格差が生じないように、インターネット*環境面からは光ファイバー*網の民間企業等による早期整備を働きかけるとともに、テレビ難視聴解消等のためにＣＡＴＶ局*の設置を、移動体通信サービスにおいては通話エリアの拡大促進を働きかけます。

施策項目	事業内容	主な事業
地域・行政情報システムの統一、本支所・出張所間のネットワークの構築及び情報化への支援	行政情報システムの統一及びネットワーク化を図ることで、各種行政手続きや広報誌の電子化等、行政サービス水準の向上をめざします。特に、甑島の利便性向上を図るために、テレビ会議システムなどの情報通信基盤の整備を進め、本土との交流・連携が進みやすい環境づくりを行います。また、観光客の利便性向上や地域企業の情報化対応への取組みを促進するために、観光情報の電子化や地域企業等の情報化への支援を行います。	①地域情報化推進事業(新規/再掲) ②行政情報化推進事業 ③地域情報施設整備事業
防災情報ネットワークの構築	市民の安全を守るため、防災行政無線の統合を進めるとともに、防災情報ネットワークを構築します。また、気象情報データ等の共有化を図り情報提供に努めます。	④防災行政無線整備事業(新規/再掲) ⑤防災情報システム整備事業(新規/再掲)
情報通信格差への対応	携帯電話等の普及に伴う市民の利便性の向上を図るため、移動体通信サービスの通話エリアの拡大を促進します。さらに、光ファイバー網の整備を促進します。	⑥移動通信用鉄塔施設整備促進事業

光ファイバー･･･光信号を伝達するために作られたガラスあるいはプラスチックを素材とする細い線のことです。従来の電話回線などと比べ、大容量のデータを瞬時に送ることが可能です。
ＣＡＴＶ･･･アンテナを用いずに映像を同軸ケーブル・光ファイバーケーブルを用いて伝送する有線のテレビで、双方向通信が可能。回線は電話・インターネットにも用いられます。
電子モール･･･コンピューターネットワーク上の仮想商店街のことで、インターネットを用いて商品の通信販売を行います。
インターネット･･･世界中のあらゆる機関（大学、研究所、政府組織、企業、個人等）のコンピュータネットワークを相互接続した大規模なネットワークのことです。

■参考：地域情報化・行政情報化とは･･･

項目	地域情報化（住民向けサービス）	行政情報化（行政内部サービス）
整備内容	・地区コミュニティセンター等へのネットワーク整備 ・小中学校のネットワーク整備	・本支所庁舎内 LAN、出先機関とのネットワークなどの基盤の整備 ・国県施設との全国ネットワーク・インターネット接続環境の整備
想定されるサービス内容	・公共施設などの予約管理、電子申請システム等の住民窓口サービス ・行政情報、防災情報の提供 ・市議会情報の提供 ・生涯学習･図書館情報･産業･観光等の情報提供 ・学校情報の提供	・財務会計、文書管理、人事給与、電子決裁、グループウエア、テレビ会議等のシステム導入による業務支援サービス

(8) 土地の有効利用

秩序ある新市発展のため、国土利用関連法令に基づく県等の計画との調整を図りつつ、都市的・農地的・森林的・自然的土地利用の区分けを明確にし、都市計画法や農業振興地域の整備に関する法律等との関連を考慮しながら、土地利用に関する規制誘導の指針として国土利用計画等を策定し、広域的な土地利用体系の確立をめざします。また、土地利用の総合調整、地籍調査の推進、公共事業用地の計画的な取得等用地行政の充実を図ります。

施策項目	事業内容	主な事業
土地利用の推進	長期的な観点に立った総合的・計画的な土地の有効利用を図るため、国土利用関連法令に基づく国土利用計画の策定と適切な運用を推進し、無秩序な開発を防止し、適正かつ合理的な土地利用を図ります。	①国土利用計画策定事業(新規) ②都市計画マスタープラン策定事業(新規)
用地行政の充実	公共用地取得事務及び嘱託登記事務の手順の一元化を図ります。	③土地利用対策事業 ④用地対策事業 ⑤未登記土地整理事業 ⑥地籍調査事業

7．みんなで進める市民参画のまちづくり

(1) 市民参画の推進

まちづくりの主役である市民との協力関係（パートナーシップ）*を築くため、個人情報保護のもとに情報公開制度の充実を図り、市民の「知る権利」を最大限に尊重した開かれた市政の推進を図ります。また、行政サービスの内容や将来計画などに関する市民の意見を直接聴取する機会を拡充し、透明で効率的・効果的な行政活動をめざします。

施策項目	事業内容	主な事業
市民参画の推進	市民との協力関係（パートナーシップ）構築の前提条件として、情報公開制度の充実を図り、市民が欲しい情報を提供できる体制を構築します。	①情報公開制度充実事業(新規/再掲) ②まちづくり交流センター*運営事業(再掲) ③地区振興計画策定支援事業（市・地区）（新規/再掲）
広報広聴の充実	広報紙やホームページなど多様な情報提供手段による広報活動を実施するとともに、提案制度の充実や市民意識調査の実施などによる広聴の強化に努めます。	④総合機能支所の設置 ⑤広報広聴事業(再掲) ⑥地域情報化推進事業(新規/再掲) ⑦行政情報化推進事業(新規/再掲) ⑧地区コミュニティセンター運営管理事業（再掲）

パートナーシップ･･･友好的な協力関係のことです。
まちづくり交流センター…ボランティア活動支援の総合窓口として、ボランティアに関する情報の受発信、相談、調査、研究、ボランティアの登録、ボランティア団体の活動支援等を実施する組織です。

(2) 男女共同参画社会の形成

人々の意識や行動、社会の制度において性別にとらわれることなく、男女がともに参画できる社会の実現に向けた施策を展開します。このため、公的、私的分野を問わず、社会のあらゆる場への女性の参画を支援する体制づくりや人材育成といった取組みのほか、家事や介護、地域社会活動等へ男女がともに参画できる環境づくりをめざし、活動支援施設の充実、意識改革、雰囲気づくりのための啓発、広報活動等を促進します。

施策項目	事業内容	主な事業
男女共同参画社会の実現	あらゆる分野に共同で参画できる環境づくりや条件整備に努めるとともに、活動支援施設の整備などを推進します。また、配偶者等に対する暴力に関する相談業務の充実、育児、就業・起業の支援、男女共同参画に対する意識の醸成を図るために、各種広報活動の充実を図ります。	①男女共同参画条例策定事業(新規) ②男女共同参画推進事業(再掲)

(3) 効率的な行政運営の推進

地方分権一括法により国及び県から市町村に権限移譲が推進されつつあり、事務量の増大が予想される中で変化に速やかに対応する効率的な行政運営を図ることが求められています。そのため、新市施策の長期的かつ総合的な計画を策定するとともに、適切な行政組織機構の見直しを随時行います。また、市民サービスの向上を

進めながら事務の効率化と情報処理の迅速化を図り、行政運営に必要な情報を効果的に収集・共有化・有効活用できる情報システムを確立します。さらに、公共施設等の案内標識や看板などについて、統一的なネットワークによる整備を進めます。

公共施設の整備・管理については、管理公社への管理委託やＰＦＩ等の民間による事業推進を促進する事業方式を積極的に研究・導入します。さらに、本庁・支所等管理施設については、適正な管理と必要に応じた改修を行います。

施策項目	事業内容	主な事業
実効性の高い行政運営の推進	計画の実効性を向上させるため、行政評価制度の導入による事務事業の見直しを図るなど、総合的かつ計画的な行政運営に努めます。また、質の高い住民サービスを効率的・効果的に提供できるよう、職員の資質向上や計画的な定員管理に努めます。	①総合機能支所の設置(再掲) ②総合計画策定事業(新規) ③行政評価制度運営事業(新規) ④定数管理計画策定事業(新規) ⑤地域情報化推進事業(新規/再掲)
公共施設の整備・管理	管理公社への管理委託や民間事業者、ボランティア、各種団体との連携を図りながら民間活力の積極的な導入を図るとともに、施設の適正な管理・改修を進めます。	⑥公共施設等の更新・長寿命化・統廃合・除却等推進事業 ⑦本庁舎駐車場整備事業(新規)
電子自治体の構築	市民サービスの向上と行政運営の効率化を図るために、庁舎内ＬＡＮ及び本庁・支所・出張所等公共施設間の情報ネットワークの構築やテレビ会議システムの導入を図ります。	⑧行政情報化推進事業(新規/再掲)
ネットワークサイン*の整備	公共施設等の統一的なサインを整備するために、サイン計画を策定するとともに、それに基づく公共サインの整備を進めます。	⑨サイン計画策定事業(新規/再掲) ⑩公共サイン*整備事業(新規/再掲)

ネットワークサイン･･･
公共案内サイン→市境案内（ゲートイン）、公共施設案内・誘導、道路標識、施設名看板などのことです。
観光案内サイン→名所・旧跡案内、市内周遊散策ルート等の誘導看板、地域の産業解説看板などのことです。

(4) 健全で安定的な財政運営の推進

多様化する市民ニーズに的確に対応しながらも最少の経費で最大の効果を上げるという基本的な方針に立ち、財政運営の安定化を図るための中・長期的視点に立った財政計画の策定や事業別コストの把握、市民への説明責任の向上を図るための貸借対照表（バランスシート）の作成、財政運営の透明性を高めながら、経費の効率化等を図り、これに基づく予算の適正執行を展開します。

施策項目	事業内容	主な事業
健全で安定的な財政運営の推進	中・長期的な視点に立った財政計画の策定や、貸借対照表の作成など、より透明性が高く、効率的な財政運営に努めます。	①財政計画策定事業(新規) ②バランスシート策定事業(新規)

第６章　新市における県事業の推進

１．鹿児島県の役割

鹿児島県は、新市の一体性を高めるための事業を推進するとともに、新市が南九州の拠点都市として、中核的な役割を担う地域となるための事業を支援します。

また、市町村合併特例交付金制度を活用し、合併に伴い発生する緊急かつ特殊な財政需要について、新市の一体的なまちづくりを支援します。

２．新市における県事業

鹿児島県は、新市の施策と連携しながら、次のような事業を実施していくことなどにより、新市のまちづくりを積極的に支援していきます。

■実施事業一覧（抜粋）

主要施策	施策	実施事業（全て再掲）	関連県事業名
コミュニティ活動等への支援強化	コミュニティ活動への支援	●ボランティア活動支援事業 ●ボランティア人材育成支援事業	学校内外を通じた奉仕活動･体験活動推進事業
保健・医療の充実	救急医療体制の充実	●地域医療対策事業	離島へき地医療確保対策事業
		●初期救急医療対策事業 ●第２次救急医療対策事業 ●離島緊急搬送体制整備事業	救急医療確保対策事業
高齢者福祉の充実	生きがい活動への支援充実	●すこやか長寿社会運動推進事業	すこやか長寿社会運動推進事業
生涯学習の推進	生涯学習推進体制の構築	●生涯学習推進事業	文化鑑賞事業
	生涯学習ネットワークの形成	●生涯学習ネットワーク事業	生涯学習情報ネットワーク整備事業
	青少年の健全育成	●青少年健全育成事業	親と子が共に育つ家庭教育推進事業/かごしま青年元気塾事業/非行防止推進事業
	スポーツの振興	●スポーツ振興事業	健やかスポーツ１００日運動推進事業
		●県民体育大会	県民体育大会
幼児教育・学校教育の充実	学校教育の充実	●学校教育振興事業	可能性をのばす教育推進事業
		●教育相談対策事業	不登校児童生徒支援員派遣「メイクふれんず」事業/スクールカウンセラー配置事業/いじめ問題等対策事業
交流活動の推進	国内･地域間交流の推進	●地域間青少年交流事業	南のふるさとづくりネットワーク事業 / かごしまグリーン・ツーリズム総合推進事業
		●漁村留学推進事業	子供たちの体験学習推進事業
		●地域・地区団体交流事業	南のふるさとづくりネットワーク事業
防災・生活安全対策の充実	防災体制の強化	●原子力安全対策事業	原子力防災対策事業
	交通安全対策の推進	●県道交通安全施設整備事業	特定交通安全施設等整備事業/県単交通安全施設整備事業
環境対策の充実	環境衛生対策の充実	●環境衛生対策事業	地球にやさしい県民運動推進事業
新市経済圏の創出	新市ブランドの形成	●新市ブランド形成事業	かごしまブランド確立運動推進事業

主要施策	施策	実施事業（全て再掲）	関連県事業名
農業の振興	安定的な農業経営の実現	●農業振興推進事業	かごしま営農塾設置事業/ 経営体育成支援高度化事業/農業青年確保対策事業/農業青年育成対策事業/青年農業士等育成対策事業/担い手農家育成研修事業/高齢者活動促進システム確立事業/農業・農村男女共同参画チャレンジ支援事業/農産物流通加工研修事業
	農村振興	●むらづくり推進事業	きらめくむらの創造事業/むらづくり推進体制強化事業/話し合い活動推進事業/むらづくり活動啓発普及事業
		●里地棚田保全整備事業	里地棚田保全整備事業
		●体験学習交流推進事業	かごしまの“食”交流展開事業/子どもたちの体験学習推進事業
	基盤整備の推進	●広域営農団地農道整備事業川薩３期地区	広域営農団地農道整備事業
		●農道整備事業	一般農道整備事業/農林漁業用揮発油税財源身替道整備事業
		●農業振興施設整備事業	農道環境整備事業/中山間地域総合整備事業/農村振興総合整備事業/県営かんがい排水事業/畑地帯総合整備事業/中山間ふるさと水と土保全対策事業/経営体育成基盤整備事業/ダム維持管理事業/地域用水環境整備事業/農村振興支援総合対策事業/農業水利施設保全対策事業/地域用水機能増進事業
		●農地等防災事業	湛水防除事業/団体営河川工作物応急対策事業/水質保全対策事業（一般型）/ため池等整備事業（農業用河川工作物応急対策事業等）/農地侵食防止事業/特殊農地保全整備事業
林業の振興	森林資源の確保	●森林保全対策事業	子供たちの体験学習推進事業/間伐促進緊急対策事業（間伐調査員活動事業等）/造林事業・水土保全林整備事業（公的森林整備推進事業等）/造林事業・資源循環林整備事業（流域循環資源林整備事業）/造林事業・機能回復整備事業（特定森林造成事業等）/造林事業・森林居住環境整備事業（居住地森林環境整備事業）
		●治山事業	県単治山事業/松くい虫駆除事業/松くい虫伐倒駆除事業/県単治山施設事業
	林業経営の高度化	●林業後継者育成対策事業	林業後継者育成対策事業
		●森林整備担い手育成確保総合対策事業	森林整備担い手育成確保総合対策事業
		●かごしま材利用推進事業	かごしま材利用推進事業
	林業生産基盤の整備	●林道整備事業	林道事業・森林環境保全整備（林道舗装その他等）/県単林道事業

主要施策	施策	実施事業（全て再掲）	関連県事業名
林業の振興	林業生産基盤の整備	●特用林産物対策事業	特用林産物産地化総合対策事業/特用林産物産地化推進事業(特用林産担い手支援事業)
水産業の振興	安定的な漁業経営の実現	●漁業生産の担い手育成事業	漁業生産の担い手育成事業
	漁村振興	●漁村留学推進事業	漁村留学推進事業
	漁業基盤整備の推進	●県営漁港整備事業	地域水産基盤整備事業/広域漁港整備事業/漁港環境整備事業/県単漁港整備事業/漁港機能高度化事業/漁港関連道整備事業
		●漁港海岸保全整備事業	漁港海岸保全事業
商工業の振興	雇用･就業環境の充実	●雇用対策事業	高齢者労働能力活用事業
		●子供たちの体験学習推進事業	子供たちの体験学習推進事業
		●勤労者福祉事業	女性の働きやすい環境づくり推進事業
	観光資源の複合的な活用	●地域・地区団体交流事業	南のふるさとづくりネットワーク事業
	公営住宅の整備､維持管理の推進	●シルバーハウジング整備事業	シルバーハウジングプロジェクト推進事業
		●ｳｯﾄﾞﾀｳﾝﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ推進事業	ウッドタウンプロジェクト推進事業
道路・交通ネットワークの整備	国道３号、267号、328号の整備充実	●国道 267 号整備事業 ●国道 328 号整備事業	国道 267 号整備事業 国道 328 号整備事業
	県道の整備	●県道整備事業	県単舗装補修事業/県単道路整備事業（緊急地方道整備事業等）/地方特定道路整備事業/道路改築事業/道路特殊改良事業/県単道路景観整備事業
		●県道交通安全施設等整備事業	特定交通安全施設等整備事業/県単交通安全施設整備事業
		●街路事業	街路事業
	交通サービスの強化	●路線バス運行支援事業	地方バス路線維持対策事業
		●海上交通対策推進事業	離島航路補助事業
河川等の整備	河川等の整備	●河川改修事業	地方特定河川環境整備事業/基幹河川改修事業等の床上浸水対策事業
		●砂防・急傾斜地対策事業	通常砂防事業/火山砂防事業
	河川等の環境整備	●親水施設整備事業	リバーフロント整備事業
		●海岸環境整備事業	海岸環境整備事業
港湾整備の充実及び利用促進	中国･韓国及び東南アジアとの定期航路の開設	●定期航路開設促進（ポートセールス）事業	ポートセールスの実施
	港湾機能の強化	●港湾整備事業	重要港湾・地方港湾の改修費補助

第７章　財政計画

１．財政計画の基本的な考え方

新市の財政計画は、合併後の財政運営の指針として、歳入・歳出の項目ごとに現況及び過去の実績、経済情勢、人口推移等を勘案しながら推計し、合併前の川内地区消防組合、西薩衛生処理組合、甑島衛生管理組合を含む普通会計ベース*で作成したものです（平成２９年度以前は決算額、平成３０年度は決算見込額、令和元年度以降は推計額）。

作成にあたっては、想定される合併効果等に加え、一般財源の節約に努めながら新市において健全な財政運営が行えるように十分留意しました。また、第５章の基本計画・まちづくり事業計画についても、合併後の新市において、緊急性・効果等を勘案しながら策定していく実施計画等に従い、限られた財源の中で実施することとしています。

この財政計画において、特に留意した点は、以下のとおりです。

- ●地方交付税は、国・県等の動向等を考え、過度に見積もることのないように留意しています。
- ●合併特例債は、後年度の返済を考慮して、事業実施可能額約 480 億円のうち約 400 億円（約８割程度）を活用するものとしています。
- ●合併効果である行政機構の合理化による、人件費、物件費の削減を見込んでいます。

これらを踏まえ、合併後に新市の一体性の確立や新市全体の均衡ある発展に資するための公共的施設等の整備を行うにあたっては、交付税措置のある「合併特例債」や国の「合併市町村補助金」等を有効活用することによって、一般財源を節約し、より効率的な財政運営を行うこととします。また、合併特例債を活用して積み立てる地域活性化基金により、地域振興に関する事業や自主的な地区コミュニティ活動及び自治会活動等への支援をしていくこととしています。

なお、合併後も、この計画を一定の指針としながらも、さらに検討を加えながら、堅実な財政運営を基調とした財政推計と調整を進めます。

普通会計・・・地方財政統計上の会計区分で、地方公共団体の全ての会計から、水道事業や病院事業などの公営企業会計、国民健康保険や介護保険等の特別会計を除いた会計を一つの会計としてまとめたものです。

1 歳 入

（単位：百万円）

	区　分	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	合計
1	地方税	11,248	11,129	11,961	11,987	11,435	11,743	12,228	11,793	12,053	12,298	12,314	13,538	13,580	13,612	12,871	12,649	12,333	12,438	12,325	12,313	245,848
2	地方譲与税	1,062	1,376	676	649	610	593	581	545	519	493	517	513	512	520	571	600	598	611	611	611	12,768
3	利子割交付金	57	31	40	40	30	32	20	14	16	15	14	7	17	17	13	13	13	14	13	13	429
4	配当割交付金	8	16	21	6	5	4	12	9	11	44	27	17	21	18	19	19	19	19	19	19	333
5	株式等譲渡所得割交付金	10	17	10	1	2	5	2	2	19	30	28	10	20	21	17	17	17	17	17	17	279
6	地方消費税交付金	1,003	1,001	976	894	922	920	900	894	886	1,071	1,878	1,882	1,762	1,814	1,874	2,314	2,314	2,314	2,314	2,314	30,047
7	ゴルフ場利用税交付金	64	38	41	39	38	33	31	32	32	31	32	31	34	31	32	32	32	32	32	32	699
8	自動車取得税交付金	190	198	178	163	101	86	71	87	79	33	49	62	87	90	43	8	11	11	11	11	1,569
9	地方特例交付金	299	311	97	143	158	176	149	38	38	45	47	48	57	67	61	61	57	57	57	57	2,023
10	地方交付税	16,174	15,433	15,905	16,800	17,325	18,315	18,086	17,802	17,870	17,528	17,330	15,738	15,111	14,156	13,134	13,100	13,090	12,880	12,720	12,640	311,137
11	交通安全対策特別交付金	21	21	20	17	18	17	16	16	15	13	15	15	14	13	14	14	14	14	14	14	315
12	国有提供交付金	17	15	15	14	18	18	16	14	15	14	14	15	15	14	14	15	14	15	15	15	302
13	分担金・負担金	551	555	529	532	531	525	532	564	590	564	551	502	489	383	638	458	461	464	467	470	10,356
14	使用料・手数料	997	802	818	811	821	812	813	810	833	830	859	859	858	833	799	836	838	831	827	815	16,702
15	国庫支出金	6,589	5,544	5,386	5,757	9,585	9,088	7,090	7,011	7,418	7,041	8,144	8,664	8,699	8,633	9,254	8,317	8,419	8,463	8,509	8,654	156,265
16	県支出金	3,825	3,320	3,625	3,840	3,781	4,217	4,309	3,860	3,865	4,806	4,496	5,542	6,451	4,415	4,575	4,386	4,505	4,517	4,530	4,542	87,407
17	財産収入	408	393	671	373	390	758	247	260	242	399	326	289	381	369	1,032	334	337	332	337	334	8,212
18	寄附金	9	8	7	18	21	12	9	2	4	8	18	297	218	241	206	378	379	377	379	380	2,971
19	繰入金	2,566	3,810	2,195	2,297	2,305	1,421	3,413	2,641	2,959	1,754	3,159	2,499	3,245	3,694	6,391	4,316	4,002	3,994	4,001	3,497	64,159
20	繰越金	2,239	2,715	2,017	1,923	2,337	2,278	2,669	2,347	2,538	3,223	3,110	2,868	2,471	3,174	2,797	2,734	3,342	2,522	2,475	2,262	52,041
21	諸収入	574	539	717	418	474	700	500	572	641	722	507	648	827	622	808	668	661	660	660	659	12,577
22	地方債	5,779	3,994	2,765	4,480	4,284	5,295	5,552	4,993	4,981	8,408	3,545	2,972	3,380	3,972	3,920	4,260	2,835	2,770	2,718	2,669	83,572
	歳入合計	53,690	51,266	48,670	51,202	55,191	57,048	57,246	54,306	55,624	59,370	56,980	56,816	58,249	56,709	59,083	55,529	54,291	53,352	53,051	52,338	1,100,011

※「自動車取得税交付金」は、令和元年10月から「自動車税環境性能割交付金」に読み替え

2 歳 出

（単位：百万円）

	区　分	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	合計
1	人件費	10,360	10,280	10,263	10,183	9,927	9,713	9,724	9,589	9,089	9,324	9,170	8,731	8,543	8,488	8,893	8,890	8,844	8,737	8,742	8,711	186,201
2	扶助費	5,980	6,121	6,498	6,713	7,205	8,927	9,326	9,566	9,665	10,267	10,821	11,801	11,477	11,712	13,157	11,663	11,745	11,827	11,910	11,993	198,374
3	公債費	7,810	7,374	7,296	7,195	7,120	6,858	7,100	7,324	7,358	7,552	7,764	7,028	6,661	5,731	5,383	5,514	5,661	5,411	5,139	4,541	131,820
4	物件費	5,178	4,781	4,933	4,957	5,250	5,162	5,441	5,659	5,538	5,943	6,233	6,730	6,545	6,848	6,708	6,747	6,711	6,711	6,711	6,746	119,532
5	維持補修費	1,043	746	779	885	907	932	969	961	926	1,003	943	507	437	517	487	487	487	487	487	487	14,477
6	補助費等	2,589	2,414	2,313	2,394	4,261	2,483	2,515	2,308	2,404	2,605	2,713	2,818	2,764	2,842	2,897	2,826	2,808	2,808	2,808	2,826	54,396
7	積立金	3,354	3,806	2,566	2,588	2,578	3,046	4,528	2,542	3,947	6,073	3,091	3,168	1,734	1,866	1,436	1,368	1,672	1,262	1,638	1,432	53,695
8	繰出金	4,016	4,225	4,326	4,605	5,134	6,468	5,442	5,305	5,207	5,338	5,455	5,357	5,440	5,217	4,924	5,338	5,338	5,338	5,338	5,338	103,149
9	投資及び出資金・貸付金	28	28	18	29	42	28	23	22	16	14	12	39	35	35	34	35	35	35	35	35	578
10	普通建設事業費	10,134	8,440	6,835	8,527	10,032	10,482	9,604	8,299	8,128	8,030	7,282	7,767	11,072	10,402	12,144	9,032	8,181	7,973	7,693	7,588	177,645
11	災害復旧費	483	1,033	920	789	457	279	227	194	123	111	628	399	368	255	287	287	287	287	287	287	7,988
	歳出合計	50,975	49,248	46,747	48,865	52,913	54,378	54,899	51,769	52,401	56,260	54,112	54,345	55,076	53,913	56,350	52,187	51,769	50,876	50,788	49,984	1,047,855

３．歳入・歳出の推計方法

（１）歳　入

①　地方税

過去の実績等を考慮し推計しています。

②　地方譲与税

直近３ヶ年の決算額の平均値で推計しています。

③　利子割交付金

直近３ヶ年の決算額の平均値で推計しています。

④　配当割交付金

直近３ヶ年の決算額の平均値で推計しています。

⑤　株式等譲渡所得割交付金

直近３ヶ年の決算額の平均値で推計しています。

⑥　地方消費税交付金

過去の実績等を考慮し推計しています。

⑦　ゴルフ場利用税交付金

直近３ヶ年の決算額の平均値で推計しています。

⑧　自動車取得税交付金（令和元年１０月から「自動車税環境性能割交付金」に読み替え）

税制改正の影響を考慮し推計しています。

⑨　地方特例交付金

直近３ヶ年の決算額の平均値で推計しています。

⑩　地方交付税

普通交付税については、合併算定替えの段階的減少及び普通建設事業費の増減による公債費増減の影響などを考慮し推計しています。

特別交付税については、過去の実績を考慮し推計しています。

⑪　交通安全対策特別交付金

直近３ヶ年の決算額の平均値で推計しています。

⑫　国有提供施設等所在市町村助成交付金

直近３ヶ年の決算額の平均値で推計しています。

⑬　分担金及び負担金

過去の財源構成割合から推計しています。

⑭　使用料及び手数料

過去の財源構成割合から推計しています。

⑮　国庫支出金

過去の財源構成割合及び今後の所要額を考慮し推計しています。

電源立地地域対策交付金については、現行相当額が維持されると見込み推計しています。

⑯　県支出金

過去の財源構成割合及び今後の所要額を考慮し推計しています。

電源立地地域対策交付金については、現行相当額が維持されると見込み推計しています。

⑰　財産収入

特殊なものを除き、直近３ヶ年平均で推計しています。

⑱　寄附金

平成３０年度は、最終予算額で推計。令和元年度以降は、令和元年度当初予算額（ふるさと納税）と同額で推計しています。

⑲　繰入金

基金は、単年度の財政収支に合わせ不足分を基金から繰り入れるよう推計しています。

⑳　繰越金

前年度の収支差額を計上しています。

㉑　**諸収入**

特殊なものを除き、諸収入一般財源は直近３ヶ年平均により、諸収入特定財源は歳出と連動して推計しています。

㉒　**地方債**

臨時財政対策債は現制度を基に、通常債及び合併特例債は新市まちづくり計画に基づく普通建設事業量等に対応し推計しています。

地方交付税…地域間の税源の偏在と財政力の不均衡を是正すると共に、全ての地方公共団体に一定の行政水準を確保できるよう財源を保障するため、国が一括徴収した財源を配分するものです。
国庫支出金…地方公共団体の支出する特定の経費に対して国が負担する全ての支出金のことです。
県支出金…市町村の支出する特定の経費に対して県が負担する全ての支出金のことです。
繰入金…一般会計・特別会計及び基金又は財産区会計の間において、相互に資金運用することです。
市債…新市が建設事業等の財源を調達するため、国又は金融機関等から借り入れる資金のことです。

（２）歳　出

①　人件費

議員定数は現行の２６人とし、職員数は全会計で令和２年度に１，０００人以内となるよう推移させ、普通会計職員数に置き換え推計しています。

②　扶助費

近年の決算額（決算見込額）の伸び率等を考慮し推計しています。

③　公債費

平成３０年度以前の借入れに伴う償還額に、令和元年度以降の新たな借入れに伴う償還額を加算して推計しています。

④　物件費

過去の実績及び今後の所要額を考慮し推計しています。

⑤　維持補修費

直近３ヶ年の決算額の平均値で推計しています。

⑥　補助費等

平成３０年度決算見込額を基に、過去の実績を考慮し推計しています。

⑦　積立金

単年度収支が黒字になった場合、後年度の財政運営のために、基金に積立てるものとしています。

⑧　繰出金

直近３ヶ年の決算額の平均値で推計しています。

⑨　投資及び出資金、貸付金

平成３０年度決算見込額と同額で推計しています。

⑩　普通建設事業費

新市まちづくり計画に基づき財政収支上、実施可能な事業費を年度ごとに見込んで推計しています。

⑪　災害復旧事業費

令和元年度以降は、令和元年度決算見込額と同額で推計しています。

人件費…職員等に対し勤労の対価、報酬として支払われる経費（職員給与、退職金、委員等報酬、議員報酬等）です。
物件費…各種事業の委託料のほか、臨時職員の賃金、消耗品･印刷製本費等の需用費、郵便料等役務費等の支出です。
扶助費…生活保護法･児童福祉法･老人福祉法等に基づく、各種扶助にかかる支出経費です。
補助費等…各種団体に対する補助金などにかかる支出経費です。
公債費…起債（市債）に係る元金、利子の返済に充てる経費です。
普通建設事業費…道路、橋りょう、公園、学校、庁舎等公共用又は公用施設の新増設等の建設事業に要する経費です。

◆参考資料

１．圏域別主要指標データ（県内占有率）

		1	2	3	4	5
		人口	世帯	有権者	第1次産業人口	第2次産業人口
単位		人	世帯	人	人	人
基準年度		平成12年	平成12年	平成13年	平成12年	平成12年
鹿児島県全体		1,786,194	716,610	1,407,758	99,323	200,548
川薩		105,464	41,648	83,142	4,591	16,551
	県内占有率	5.9%	5.8%	5.9%	4.6%	8.3%
	川内市	73,236	28,632	56,456	1,637	11,949
	樋脇町	7,951	3,087	6,487	540	1,284
	入来町	6,454	2,443	5,270	599	1,017
	東郷町	5,978	2,324	4,898	601	958
	祁答院町	4,625	1,772	3,892	725	647
	里村	1,517	623	1,323	85	230
	上甑村	2,008	974	1,742	146	181
	下甑村	2,803	1,346	2,441	183	238
	鹿島村	892	447	633	75	47
鹿児島		601,693	246,955	465,617	4,589	52,290
	県内占有率	33.7%	34.5%	33.1%	4.6%	26.1%
	鹿児島市	552,098	229,064	425,960	2,318	45,904
	吉田町	11,736	4,001	9,001	278	1,543
	桜島町	4,678	1,788	4,040	562	326
	喜入町	12,802	4,828	10,450	680	1,465
	松元町	12,065	4,234	9,388	349	1,760
	郡山町	8,314	3,040	6,778	402	1,292
姶良中央		127,912	51,672	96,880	4,595	19,620
	県内占有率	7.2%	7.2%	6.9%	4.6%	9.8%
	国分市	53,966	22,302	39,563	838	9,165
	溝辺町	8,537	3,322	6,173	823	1,138
	横川町	5,516	2,320	4,526	524	855
	牧園町	9,613	4,063	7,831	672	1,180
	霧島町	5,918	2,276	4,772	352	707
	隼人町	36,846	14,747	28,202	744	5,566
	福山町	7,516	2,642	5,813	642	1,009
大隅中央		112,956	45,572	87,862	7,120	12,116
	県内占有率	6.3%	6.4%	6.2%	7.2%	6.0%
	鹿屋市	81,084	33,040	61,533	3,568	7,924
	垂水市	20,107	7,910	16,734	1,884	2,455
	輝北町	4,412	1,825	3,732	876	586
	吾平町	7,353	2,797	5,863	792	1,151
薩摩東部		27,331	10,429	22,383	3,042	4,565
	県内占有率	1.5%	1.5%	1.6%	3.1%	2.3%
	宮之城町	17,770	6,813	14,400	1,570	2,933
	鶴田町	4,968	1,806	4,052	600	882
	薩摩町	4,593	1,810	3,931	872	750
日置		61,628	23,293	49,357	3,257	8,472
	県内占有率	3.5%	3.3%	3.5%	3.3%	4.2%
	東市来町	13,623	5,276	11,163	798	2,053
	伊集院町	23,961	8,344	18,164	629	3,204
	日吉町	5,934	2,374	4,999	451	905
	吹上町	9,873	4,048	8,265	673	1,282
	金峰町	8,237	3,251	6,766	706	1,028
出典		国勢調査	国勢調査	県選挙管理委員会	国勢調査	国勢調査

		6	7	8	9	10
		第3次産業人口	面積	新市純生産額	農業産出額	うち畜産産出額
単位		人	㎢	千円	千万円	千万円
基準年度		平成12年	平成12年	平成11年	平成12年	平成12年
鹿児島県全体		526,217	9,187.30	4,370,249,178	40,479	20,670
川薩		27,834	683.39	307,672,211	1,139	555
	県内占有率	5.3%	7.4%	7.0%	2.8%	2.7%
	川内市	20,261	265.44	247,244,580	369	121
	樋脇町	1,926	64.18	14,672,246	183	98
	入来町	1,474	72.38	14,386,071	318	247
	東郷町	1,360	80.15	7,539,725	107	23
	祁答院町	1,021	82.56	7,869,584	145	59
	里村	366	17.31	2,808,918	6	3
	上甑村	457	35.08	4,250,962	3	1
	下甑村	806	57.61	6,799,139	8	3
	鹿島村	163	8.68	2,100,986	0	0
鹿児島		219,170	546.73	1,757,061,607	1,215	530
	県内占有率	41.7%	6.0%	40.2%	3.0%	2.6%
	鹿児島市	204,792	289.79	1,677,869,534	469	181
	吉田町	3,467	54.79	19,461,247	274	200
	桜島町	1,444	32.20	10,921,027	75	12
	喜入町	3,562	61.15	19,291,473	144	39
	松元町	3,651	51.05	17,595,819	147	45
	郡山町	2,254	57.75	11,922,507	106	53
姶良中央		33,778	603.67	364,357,347	1,886	1,123
	県内占有率	6.4%	6.6%	8.3%	4.7%	5.4%
	国分市	13,897	122.51	187,923,553	430	281
	溝辺町	2,645	63.50	31,447,599	326	97
	横川町	1,235	70.45	15,972,000	189	115
	牧園町	2,899	129.66	21,019,360	207	116
	霧島町	1,626	82.54	12,323,059	190	141
	隼人町	9,937	66.49	81,263,299	192	78
	福山町	1,539	68.52	14,408,477	352	295
大隅中央		32,267	544.33	245,697,655	3,525	2,364
	県内占有率	6.1%	5.9%	5.6%	8.7%	11.4%
	鹿屋市	25,312	234.37	185,725,088	1,866	1,168
	垂水市	4,473	161.86	41,045,819	866	612
	輝北町	791	88.95	7,229,983	546	442
	吾平町	1,691	59.15	11,696,765	247	142
薩摩東部		6,374	303.43	77,594,740	1,206	703
	県内占有率	1.2%	3.3%	1.8%	3.0%	3.4%
	宮之城町	4,479	145.95	59,928,738	590	344
	鶴田町	1,026	77.99	8,532,414	278	161
	薩摩町	869	79.49	9,133,588	338	198
日置		16,064	325.28	119,823,757	1,005	400
	県内占有率	3.1%	3.5%	2.7%	2.5%	1.9%
	東市来町	3,433	70.96	25,847,258	163	43
	伊集院町	7,222	55.83	53,538,025	203	78
	日吉町	1,340	29.25	9,966,591	166	95
	吹上町	2,306	96.99	15,649,238	242	134
	金峰町	1,763	72.25	14,822,645	231	50
出典		国勢調査	鹿児島県市町村要覧	市町村民所得統計	第48次鹿児島農林水産統計年報	第48次鹿児島農林水産統計年報

		11	12	13	14	15
		水産業 漁獲高	民営 総事業所数	サービス業 事業所数(民営)	民営事業所 総従業者数	工業製造品 年間出荷額等
単位		万円			人	百万円
基準年度		平成10年	平成11年	平成11年	平成11年	平成11年
鹿児島県全体		13,536,078	86,170	25,268	634,531	1,893,200
川薩		233,184	5,053	1,503	42,117	227,147
	県内占有率	1.7%	5.9%	5.9%	6.6%	12.0%
	川内市	42,960	3,573	1,052	32,803	143,329
	樋脇町	－	388	119	2,888	7,504
	入来町	－	271	78	2,472	70,915
	東郷町	－	216	68	1,068	1,539
	祁答院町	－	205	61	1,140	2,638
	里村	29,571	89	26	437	429
	上甑村	72,124	95	35	577	275
	下甑村	56,855	181	56	652	518
	鹿島村	31,674	35	8	80	－
鹿児島		2,110,362	30,244	9,053	250,145	491,874
	県内占有率	15.6%	35.1%	35.8%	39.4%	26.0%
	鹿児島市	1,564,235	28,580	8,575	239,163	464,191
	吉田町	－	443	112	3,353	7,728
	桜島町	524,353	140	36	774	1,005
	喜入町	21,774	448	153	2,934	5,792
	松元町	－	417	115	2,361	6,393
	郡山町	－	216	62	1,560	6,765
姶良中央		226,153	4,785	1,497	47,027	298,146
	県内占有率	1.7%	5.6%	5.9%	7.4%	15.7%
	国分市	4,430	1,974	608	22,852	215,581
	溝辺町	－	418	118	4,400	7,150
	横川町	－	216	62	2,019	20,960
	牧園町	－	424	142	3,754	1,972
	霧島町	－	325	101	1,992	1,189
	隼人町	205,843	1,105	371	9,943	48,117
	福山町	15,880	323	95	2,067	3,177
大隅中央		2,607,719	4,350	1,298	37,363	79,822
	県内占有率	19.3%	5.0%	5.1%	5.9%	4.2%
	鹿屋市	599,136	4,182	1,245	28,690	35,525
	垂水市	2,008,583	0	0	5,248	32,031
	輝北町	－	168	53	1,147	2,267
	吾平町	－	0	0	2,278	9,999
薩摩東部		0	1,336	390	9,946	52,694
	県内占有率	0.0%	1.6%	1.5%	1.6%	2.8%
	宮之城町	－	977	296	7,320	46,301
	鶴田町	－	192	47	1,266	1,764
	薩摩町	－	167	47	1,360	4,629
日置		107,710	2,513	729	18,700	73,796
	県内占有率	0.8%	2.9%	2.9%	2.9%	3.9%
	東市来町	79,639	629	198	4,196	6,371
	伊集院町	－	834	248	8,019	48,187
	日吉町	6,927	253	63	1,571	7,982
	吹上町	21,144	493	140	2,952	5,396
	金峰町	－	304	80	1,962	5,860
出典		平成10年漁業ｾﾝｻｽ	総務省統計局統計調査部経済統計課	総務省統計局統計調査部経済統計課	総務省統計局統計調査部経済統計課	経済産業省経済産業政策局調査統計部構造統計課

		16	17	18	19	20	21
		小売業総商店数	スーパーマーケット店数	飲食店数	商店年間販売額	金融機関店舗数	全国銀行預金残高
単位		店舗	店舗	店舗	百万円	店舗	百万円
基準年度		平成11年	平成13年	平成11年	平成11年	平成14年	平成13年
鹿児島県全体		23,572	349	4,594	4,575,000	210	3,268,691
川薩		1,388	20	275	177,087	23	192,885
	県内占有率	5.9%	5.7%	6.0%	3.9%	11.0%	5.9%
	川内市	948	20	201	159,779	17	157,674
	樋脇町	97	0	24	4,599	1	8,647
	入来町	83	0	17	3,647	2	7,071
	東郷町	63	0	7	3,498	1	6,585
	祁答院町	78	0	9	1,908	0	5,215
	里村	23	0	5	773	0	1,662
	上甑村	32	0	3	1,647	1	2,093
	下甑村	52	0	8	1,113	1	3,001
	鹿島村	12	0	1	123	0	937
鹿児島		6,901	137	1,835	2,942,557	169	1,640,245
	県内占有率	29.3%	39.3%	39.9%	64.3%	80.5%	50.2%
	鹿児島市	6,458	132	1,724	2,888,283	164	1,585,419
	吉田町	78	1	17	25,188	0	12,756
	桜島町	48	0	55	4,661	1	5,292
	喜入町	163	2	15	9,668	2	14,284
	松元町	92	2	14	10,314	1	13,351
	郡山町	62	0	10	4,443	1	9,143
姶良中央		1,240	24	317	195,510	19	187,890
	県内占有率	5.3%	6.9%	6.9%	4.3%	9.0%	5.7%
	国分市	492	17	132	96,943	8	108,250
	溝辺町	94	0	29	28,456	1	9,352
	横川町	70	0	10	3,334	1	6,075
	牧園町	110	0	27	5,419	2	10,275
	霧島町	70	0	18	3,275	0	6,349
	隼人町	303	7	86	54,304	7	39,534
	福山町	101	0	15	3,779	0	8,055
大隅中央		1,545	29	313	230,822	24	170,632
	県内占有率	6.6%	8.3%	6.8%	5.0%	11.4%	5.2%
	鹿屋市	1,086	23	261	180,509	17	128,399
	垂水市	316	6	41	41,801	4	29,233
	輝北町	55	0	3	2,207	0	4,884
	吾平町	88	0	8	6,305	3	8,116
薩摩東部		417	5	62	26,634	4	29,859
	県内占有率	1.8%	1.4%	1.3%	0.6%	1.9%	0.9%
	宮之城町	313	5	48	22,112	4	19,264
	鶴田町	50	0	6	2,715	0	5,464
	薩摩町	54	0	8	1,807	0	5,131
日置		780	11	101	68,707	10	67,117
	県内占有率	3.3%	3.2%	2.2%	1.5%	4.8%	2.1%
	東市来町	183	2	27	26,485	2	14,734
	伊集院町	239	9	46	26,600	4	25,971
	日吉町	67	0	7	3,352	1	6,638
	吹上町	172	0	16	9,425	3	10,853
	金峰町	119	0	5	2,845	0	8,921
出典		経済産業省経済産業政策局調査統計部構造統計課	株式会社商業界	総務省統計局統計調査部経済統計課	経済産業省経済産業政策局調査統計部構造統計課	株式会社日本金融通信社	全国銀行協会連合会

		22	23	24	25	26	27
		乗用車数 保有台数	新設着工 住宅戸数	病院数	診療所数	特老 施設数	老人保健 施設
単位		台	戸	施設	施設	施設	施設
基準年度		平成13年	平成13年	平成12年	平成12年	平成13年	平成13年
鹿児島県全体		779,931	13,623	291	1,350	126	70
川薩		46,975	761	16	95	11	5
	県内占有率	6.0%	5.6%	5.5%	7.0%	8.7%	7.1%
	川内市	34,211	604	15	58	4	3
	樋脇町	3,553	33	1	7	1	1
	入来町	2,942	28	0	6	1	0
	東郷町	2,639	54	0	3	1	1
	祁答院町	2,044	14	0	5	1	0
	里村	374	2	0	1	0	0
	上甑村	434	4	0	5	1	0
	下甑村	663	9	0	8	1	0
	鹿島村	115	13	0	2	1	0
鹿児島		263,880	5,815	111	485	23	16
	県内占有率	33.8%	42.7%	38.1%	35.9%	18.3%	22.9%
	鹿児島市	241,387	5,509	110	454	18	15
	吉田町	5,622	81	1	5	1	1
	桜島町	1,753	13	0	3	1	0
	喜入町	5,405	78	0	11	1	0
	松元町	5,648	89	0	6	1	0
	郡山町	4,065	45	0	6	1	0
姶良中央		59,358	1,122	17	89	7	4
	県内占有率	7.6%	8.2%	5.8%	6.6%	5.6%	5.7%
	国分市	23,974	566	4	45	1	1
	溝辺町	5,105	98	0	4	1	0
	横川町	2,490	28	0	5	1	0
	牧園町	4,744	43	2	5	1	1
	霧島町	2,802	34	2	4	1	1
	隼人町	17,229	328	6	23	1	1
	福山町	3,014	25	3	3	1	0
大隅中央		51,925	1,019	23	65	7	5
	県内占有率	6.7%	7.5%	7.9%	4.8%	5.6%	7.1%
	鹿屋市	38,685	849	20	46	4	3
	垂水市	7,773	105	3	8	1	1
	輝北町	1,991	11	0	6	1	0
	吾平町	3,476	54	0	5	1	1
薩摩東部		11,792	142	6	18	3	2
	県内占有率	1.5%	1.0%	2.1%	1.3%	2.4%	2.9%
	宮之城町	7,795	108	5	14	1	1
	鶴田町	2,084	23	1	1	1	1
	薩摩町	1,913	11	0	3	1	0
日置		26,651	434	11	46	6	3
	県内占有率	3.4%	3.2%	3.8%	3.4%	4.8%	4.3%
	東市来町	5,871	94	3	11	1	1
	伊集院町	11,051	179	5	20	2	1
	日吉町	2,488	49	1	2	1	0
	吹上町	4,023	52	1	8	1	1
	金峰町	3,218	60	1	5	1	0
出典		(財)自動車検査登録協力会・(社)全国軽自動車協会連合会	国土交通省総合政策局情報管理部建設調査統計課	平成12年衛生統計年報（衛生統計編）	平成12年衛生統計年報（衛生統計編）	保健・福祉施設一覧(県社協)	保健・福祉施設一覧(県社協)

２．地区名一覧

地域名	地区名	校区 地区別 世帯数	校区 地区別 人口	構成 自治会数	小学校名	中学校名
川内	亀山	3,161	7,902	21	亀山小学校	
	可愛	4,835	11,330	34	可愛小学校	北中学校
	育英	1,820	4,335	10	育英小学校	
	川内	2,653	5,768	36	川内小学校	
	平佐西	4,759	11,607	23	平佐西小学校	中央中学校
	平佐東	558	1,296	12	平佐東小学校	
	隈之城	4,829	12,199	52	隈之城小学校	南中学校
	永利	2,281	5,662	28	永利小学校	
	水引	1,394	3,265	35	水引小学校	水引中学校
	峰山	724	1,752	19	峰山小学校	
	滄浪	247	486	6	滄浪小学校	高江中学校
	寄田	230	457	8	寄田小学校	
	八幡	684	1,693	14	八幡小学校	
	高来	983	2,061	9	高来小学校	
	城上	496	1,253	7	城上小学校	平成中学校
	陽成	373	843	9	陽成小学校	
	吉川	155	346	4	吉川小学校	
	湯田	345	733	7	湯田小学校	高城西中学校
	西方	338	587	5	西方小学校	
	19	30,865	73,575	339	19	7
樋脇	塔之原二区	206	506	10		
	塔之原三区	171	472	6		
	塔之原三区	276	656	8	樋脇小学校	
	塔之原西区	409	945	14		
	塔之原五区	362	880	11		
	市比野二区	107	278	4	藤本小学校	樋脇中学校
	市比野二区	94	218	4	野下小学校	
	市比野三区	177	512	8		
	市比野西区	482	1,015	11	市比野小学校	
	市比野五・六地区	389	981	9		
	温泉区	472	1,123	8		
	倉野区	127	311	4	倉野小学校	
	12	3,272	7,897	97	5	1
入来	副田	941	2,801	24	副田小学校	
	入来	583	1,819	19	入来小学校	
	朝陽	216	727	13	朝陽小学校	入来中学校
	大馬越	294	857	11	大馬越小学校	
	八重	65	173	5	入来小・大馬越小	
	5	2,099	6,377	72	4	1
東郷	斧渕	1,355	3,651	16	東郷小学校	
	南瀬	337	762	8	南瀬小学校	
	山田	255	602	4	山田小学校	東郷中学校
	鳥丸	284	687	6	鳥丸小学校	
	藤川	214	453	9	藤川小学校	
	5	2,425	6,155	43	5	1
祁答院	黒木	364	985	9	黒木小学校	
	上手	357	961	9	上手小学校	
	大村	375	995	5		祁答院中学校
	轟	219	472	2	大東小学校	
	麓牟田	592	1,325	7	麓牟田小学校	
	5	1,907	4,738	32	4	1
里	薗上	171	413	5		
	薗中	76	202	2		
	薗下	130	311	4	里小学校	里中学校
	村西	108	241	3		
	村東	140	312	5		
	5	625	1,479	19	1	1
上甑	中甑	350	675	6		
	中野	37	64	1	中津小学校	
	江石	114	209	3		
	平良	186	378	5	平良小学校	上甑中学校
	小島	102	203	3		
	瀬上	130	272	3	浦内小学校	
	桑之浦	42	76	1		
	7	961	1,877	22	3	1
下甑	手打	499	1,012	3	手打小学校	海陽中学校
	片野浦	122	236	1	子岳小学校	
	瀬々野浦	140	229	1	西山小学校	
	内川内	40	67	1		海星中学校
	長浜	525	933	2	長浜小学校	
	青瀬	171	338	2	青瀬小学校	
	6	1,497	2,815	10	5	2
鹿島	麓牟田(鹿島)	371	688	7	鹿島小学校	鹿島中学校
	1	371	688	7	1	1
総　計	65	44,022	105,601	641	47	16

※人口動態調査結果（各市町村で調査年月日が異なります。平成１５年９月３０日時点と１０月１日時点）

３．川薩地区の市町村合併の変遷

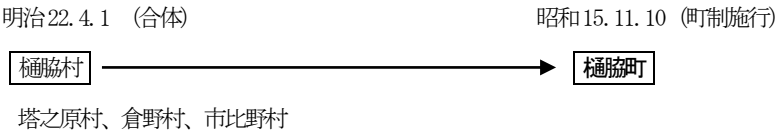

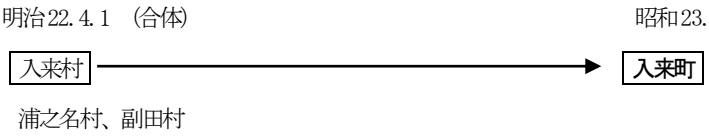

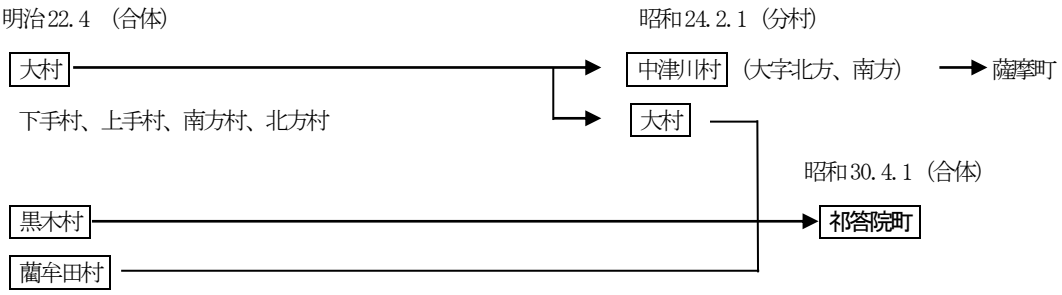

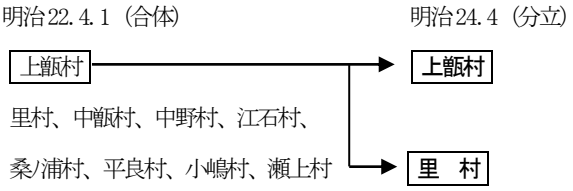



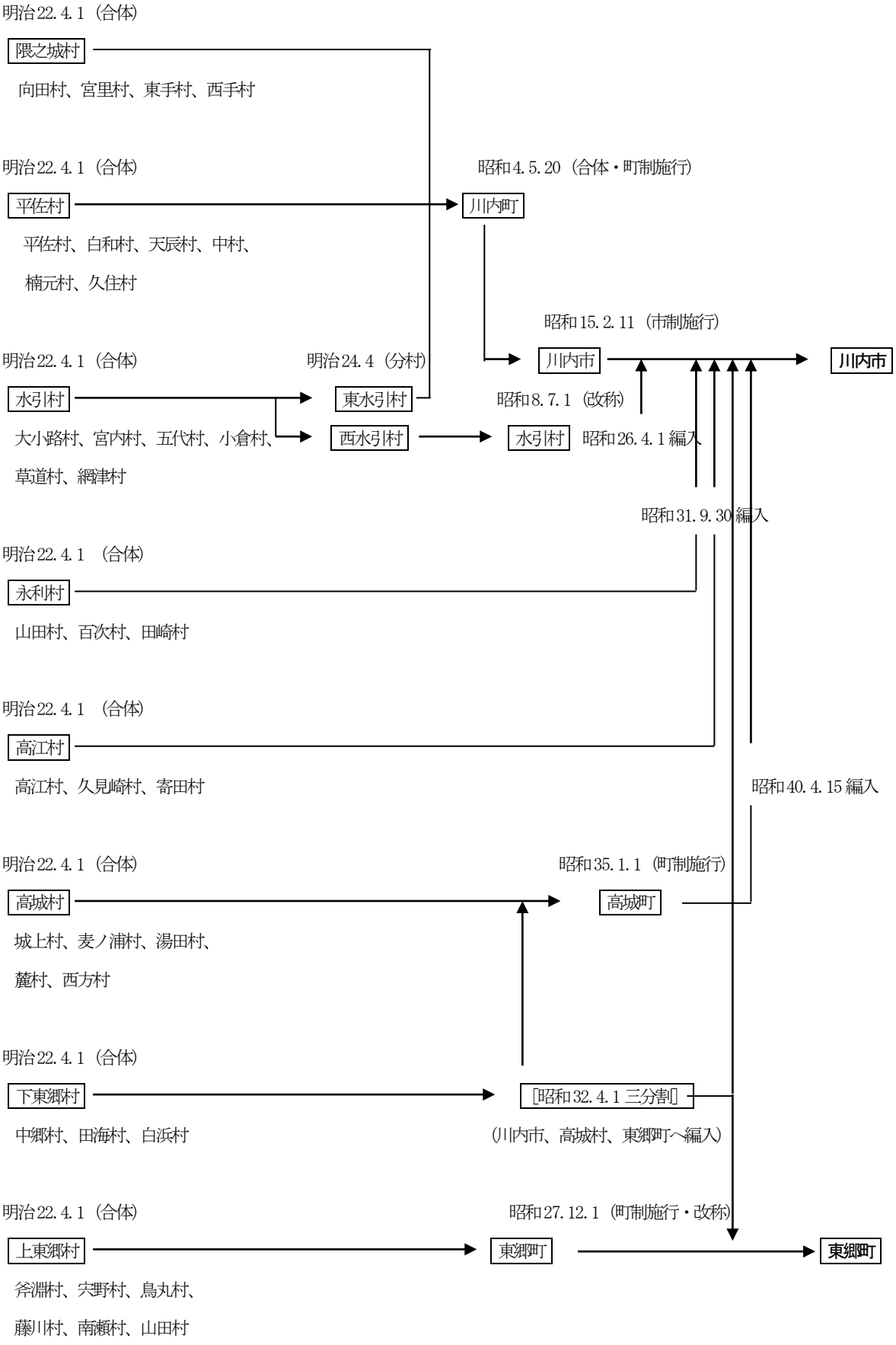
明治22.4.1（合体）
隈之城村
向田村、宮里村、東手村、西手村
明治22.4.1（合体）
平佐村
平佐村、白和村、天辰村、中村、
楠元村、久住村
昭和4.5.20（合体・町制施行）
川内町
昭和15.2.11（市制施行）
明治22.4.1（合体）
水引村
大小路村、宮内村、五代村、小倉村、
草道村、網津村
明治24.4（分村）
東水引村
西水引村
水引村
昭和8.7.1（改称）
川内市
昭和26.4.1編入
川内市
昭和31.9.30編入
明治22.4.1（合体）
永利村
山田村、百次村、田崎村
明治22.4.1（合体）
高江村
高江村、久見崎村、寄田村
昭和40.4.15編入
明治22.4.1（合体）
高城村
城上村、麦ノ浦村、湯田村、
麓村、西方村
昭和35.1.1（町制施行）
高城町
明治22.4.1（合体）
下東郷村
中郷村、田海村、白浜村
[昭和32.4.1三分割]
（川内市、高城村、東郷町へ編入）
明治22.4.1（合体）
上東郷村
斧淵村、宍野村、鳥丸村、
藤川村、南瀬村、山田村
昭和27.12.1（町制施行・改称）
東郷町
東郷町

４．まちづくり計画の策定経過

＜平成 14 年 10 月～平成 16 年 1 月＞

【川西薩地区任意合併協議会】

H14.10.7　川西薩地区任意合併協議会設立総会
H14.10.7　協議会第１回会議
（アンケート実施要領協議）
H14.10.7　調査研究プロジェクトチーム（PT）の設置①新市まちづくり事業 PT
②財政計画 PT、③ｺﾐｭﾆﾃｨ政策 PT
H14.10.11　新市まちづくり事業ＰＴ会議[1]開催
H14.10.15　財政計画ＰＴ会議[1]開催
H14.10.16　ｺﾐｭﾆﾃｨ政策ＰＴ会議[1]開催
H14.10.22　新市まちづくり事業ＰＴ会議[2]開催
H14.10.23　幹事会第１回会議
（計画策定方針の提案）
H14.10.23　調査研究ＰＴ④組織機構 PT の設置
H14.10.29　財政計画ＰＴ会議[2]開催
H14.10.30　ｺﾐｭﾆﾃｨ政策ＰＴ会議[2]開催
H14.10.31　組織機構ＰＴ会議[1]開催
H14.11.6　組織機構ＰＴ会議[2]開催
H14.11.8　協議会第２回会議
（計画策定方針の提案）
H14.11.11　幹事会第２回会議
（計画策定方針の了承）
H14.11.13　新市まちづくり事業ＰＴ会議[3]開催
H14.11.14　財政計画ＰＴ会議[3]開催
H14.11.15　ｺﾐｭﾆﾃｨ政策ＰＴ会議[3]開催
H14.11.18　協議会第３回会議
（計画策定方針の決定）
H14.11.19　新市まちづくり事業ＰＴ会議[4]開催
H14.11.20　組織機構ＰＴ会議[3]開催
H14.11.21　ｺﾐｭﾆﾃｨ政策ＰＴ会議[4]開催
H14.11.25　新市まちづくり事業ＰＴ会議[5]開催

H14.11.25　新市将来構想住民アンケート調査開始
①まちづくり調査（対象:5600 世帯）
②コミュニティ調査（対象:自治組織代表）
H14.11.26　財政計画ＰＴ会議[4]開催
H14.11.27　ｺﾐｭﾆﾃｨ政策ＰＴ会議[5]開催
H14.11.28　まちづくり提言募集開始
※住民及び関係市町村・一部事務組合職員を対象。
H14.11.28　組織機構ＰＴ会議[4]開催
H14.12.6　新市将来構想住民アンケート調査の締切 1863 件 34.4%
H14.12.12　財政計画ＰＴ会議[5]開催
H14.12.12　組織機構ＰＴ会議[5]開催
H14.12.19　幹事会第３回会議
（調査研究ＰＴ活動報告）
H14.12.25　協議会第４回会議
（調査研究ＰＴ活動報告）
H14.12.25　任意合併協議会の解散

【川西薩地区法定合併協議会】

H14.12.25　川西薩地区法定合併協議会発足
H14.12.25　協議会第１回会議
H15.1.7　まちづくりプロジェクト会議･まちづくりプロジェクトワーキング会議の設置
H15.1.9　幹事会第１回会議
（計画策定方針の提案）
H15.1.10　まちづくりフォーラムの発足
まちづくりﾌｫｰﾗﾑ[1]会議開催
H15.1.14　協議会第２回会議
（計画策定方針の決定）
H15.1.17　プロジェクト会議[1]会議開催
H15.1.17　ワーキング会議４部会[1]開催
H15.1.23　組織部会[2]開催
H15.1.29　まちづくりﾌｫｰﾗﾑ[2]会議開催
H15.1.30　コミュニティ部会[2]開催

H15.1.31　まちづくり提言募集締切

[住民及び関係市町村・一部事務組合職員]572 件

H15.2.3　組織部会[3]開催

H15.2.4　専門部会による計画搭載県事業の検討通知（依頼）

H15.2.7　政策部会[2]開催

H15.2.10　コミュニティ部会[3]開催

H15.2.12　財政部会[2]開催

H15.2.14　組織部会[4]開催

H15.2.14　まちづくりﾌｫｰﾗﾑ[3]会議開催

H15.2.17　政策部会[3]開催　～18 日

H15.2.19　専門部会による計画登載県事業の検討終了（回答期限）

H15.2.19　コミュニティ部会[4]開催

H15.2.19　財政部会[3]開催　～20 日

H15.2.20　組織部会[5]開催

H15.2.21　政策部会[4]財政部会[4]合同開催

H15.2.24　プロジェクト会議[2]会議開催

H15.2.25　まちづくりﾌｫｰﾗﾑ[4]会議開催

H15.2.27　幹事会第 3 回会議
（住民・職員提言報告）

H15.3.8　政策部会[5]財政部会[5]合同開催

H15.3.12　まちづくりﾌｫｰﾗﾑ[5]会議開催

H15.3.15　幹事会第 4 回会議

H15.3.19　政策部会[6]財政部会[6]合同開催

H15.3.28　協議会第 4 回会議
（まちづくりﾌｫｰﾗﾑから協議会への提言）

H15.4.4　プロジェクト会議[3]会議開催

H15.4.8　まちづくりﾌｫｰﾗﾑ[6]会議開催

H15.4.17　財政部会[7]開催

H15.4.18　政策部会[7]開催

H15.4.30　プロジェクト会議[4]会議開催

H15.5.2　専門部会による計画原案検討通知

H15.5.11　まちづくりフォーラム提言報告会の開催（参加者 500 名）

H15.5.21　財政部会[9]開催

H15.5.22　幹事会第 7 回会議
（計画原案の骨子説明）

H15.5.23　専門部会による計画原案検討終了

H15.5.27　プロジェクト会議[5]会議開催

H15.6.2　協議会第 6 回会議
（計画原案の骨子説明）

H15.6.9　プロジェクト会議[6]会議開催

H15.6.22　幹事会第 8 回会議
（新市まちづくり計画原案提案）

H15.6.26　協議会第 7 回会議
（新市まちづくり計画原案提案）

H15.6.27　県事業登載可否についての県事前協議開始（依頼）

【川薩地区法定合併協議会】

H15.7.10　川薩地区法定合併協議会発足

H15.7.10　第 1 回協議会
（計画策定方針の決定）

H15.7.14　政策検討部会[1]素案検討

H15.7.15　まちづくりﾌｫｰﾗﾑの発足

H15.7.15　まちづくりﾌｫｰﾗﾑ[1]会議開催

H15.7.22　政策検討部会[2]合同 素案検討

H15.7.22　財政検討部会[1]合同 素案検討

H15.7.24　事務組織調整会議[1]
（関係市町村持ち帰り協議開始）

H15.7.25　プロジェクト会議[1]素案検討

H15.7.29　政策検討部会[3]合同 素案検討

H15.7.29　財政検討部会[2]合同 素案検討

H15.8.1　プロジェクト会議[2]素案検討

H15.8.1　事務組織調整会議[2]

H15.8.5　事務組織調整会議[3]

H15.8.5　政策検討部会[4]合同
（原案説明内容検討）

H15.8.5　財政検討部会[3]合同
（原案説明内容検討）

H15.8.7　第 2 回幹事会

(原案提案事前審議「組織図案」を説明)

H15.8.12　第2回協議会（原案提案）

H15.8.17　まちづくり広聴会
～9月13日 52会場 参加2,685名

H15.8.22　第3回幹事会
(「組織機構の取り扱い」提案の事前審議)

H15.8.27　事務組織調整会議[4]

H15.8.28　第4回協議会
(「組織機構の取り扱い」提案)

H15.9.1　まちづくりﾌｫｰﾗﾑ[2]
(計画原案についての意見交換)

H15.9.2　地区ｺﾐｭﾆﾃｨ調整会議[1]
(経過説明・今後の予定)

H15.9.2　地区ｺﾐｭﾆﾃｨ調整会議作業部会[1]
(経過説明・今後の予定)

H15.9.4　組織に関する助役会議（～5日）
(「組織図案」を検討・協議)

H15.9.9　まちづくりﾌｫｰﾗﾑ[3]
ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ会議委員との意見交換

H15.9.18　第5回幹事会
(原案審議①/広聴結果報告事前説明/「組織図案」の追加提案の事前審議)

H15.9.22　財政検討部会[4]

H15.9.25　第6回協議会
(原案審議①/広聴結果報告/「組織図案」を追加提案)

H15.10.2　第6回幹事会
(原案審議②/修正作業着手事前確認)

H15.10.7　第7回協議会
(原案審議②　修正作業着手確認)

H15.10.8　政策検討部会[5]

H15.10.8　事務組織調整会議[5]

H15.10.10　地区ｺﾐｭﾆﾃｨ調整会議作業部会[2]

H15.10.10　電算情報部会　原案修正確認

H15.10.14　総務部会　原案修正確認

H15.10.14　教育部会　原案修正確認

H15.10.14　企画財政部会　原案修正確認

H15.10.15　産業経済部会　原案修正確認

H15.10.20　上下水道部会原　案修正確認

H15.10.21　建設部会　原案修正確認

H15.10.21　政策検討部会[6]

H15.10.21　財政検討部会[5]

H15.10.22　住民健康福祉部会　原案修正確認

H15.10.23　地区ｺﾐｭﾆﾃｨ調整会議[2]

H15.10.23　地区ｺﾐｭﾆﾃｨ調整会議作業部会[3]

H15.10.24　プロジェクト会議[3]

H15.10.25　財政担当課長会議[1]

H15.10.28　政策検討部会[7]合同

H15.10.28　財政検討部会[6]合同

H15.10.31　プロジェクト会議[4]

H15.11.6　第8回幹事会（修正原案提案事前審議)

H15.11.13　第9回協議会（修正原案提案)

H15.11.13　地区ｺﾐｭﾆﾃｨ調整会議[3]

H15.11.13　地区ｺﾐｭﾆﾃｨ調整会議作業部会[4]

H15.11.14　事務組織調整会議[5]
(地域審議会取り扱い及び職員定数)

H15.11.20　第9回幹事会（修正原案事前審議)

H15.11.26　第10回協議会（修正原案審議)

H15.11.27　県知事協議

H15.12.11　県知事協議（回答)

H15.12.18　第10回幹事会
(県知事協議事前報告/計画決定事前協議)

H15.12.19　地区ｺﾐｭﾆﾃｨ調整会議[4]

H15.12.19　地区ｺﾐｭﾆﾃｨ調整会議作業部会[5]

H15.12.24　第11回協議会
(県知事協議報告/計画決定)

H15.12.25　県知事へ計画書の送付

H16. 1. 5　総務大臣へ計画書の送付

H16. 1.13　まちづくりﾌｫｰﾗﾑ[4] (計画説明/意見交換)

◇会議の役割◇

○まちづくりプロジェクト会議

協議会関係市町村の企画、財政、総務、自治振興担当の部課長等職員及び協議会事務局員により組織。主に新市まちづくり計画原案の策定に関する調査研究を行った。〔10 回開催〕

○まちづくりプロジェクトワーキング会議

プロジェクト会議の作業部会として、企画、財政、総務、自治振興担当の課長補佐・係長等職員及び協議会事務局員により組織。委員は政策、財政、組織、コミュニティの４部会に分かれ調査研究を行った。〔政策８回、財政９回、組織５回、コミュニティ４回開催〕

○財政検討部会

プロジェクト会議の作業部会として、主として新市まちづくり計画「財政計画」の素案策定と主要事業に関する調整を行う。委員は協議会関係市町村の財政担当の課長補佐・係長等職員及び協議会事務局職員により組織する。
〔6 回開催〕

○政策検討部会

プロジェクト会議の作業部会として、新市まちづくり計画の「財政計画」以外の素案策定を行う。委員は協議会関係市町村の企画担当の課長補佐・係長等職員及び協議会事務職員により組織する。〔7 回開催〕

○事務組織調整会議

協議会関係市町村の事務管理、人事担当の部・課長等職員及び協議会事務局職員により組織する。主として合併後の本庁及び支所等の事務組織と地方制度に関することについて具体的な調整を行う。〔5 回開催〕

○地区コミュニティ調整会議

協議会関係市町村の自治振興担当の部・課長等職員及び協議会事務局職員により組織する。主として地区コミュニティ協議会制度及び地区振興計画に関することについて具体的な調整を行う。〔4 回開催〕

○まちづくりフォーラム

協議会関係市町村から推薦のあった一般住民４５名で組織し、新市のあるべき姿を展望しながら、社会基盤、生活環境、保健福祉、産業経済、教育文化の５グループに分かれ、新市のまちづくりについて提言を行う。また、まちづくり計画原案に対する意見、合併後のまちづくりの政策提言に関する活動を行う。〔11 回開催〕

５．用語の解説

【あ行】

アクセス
産業・住宅の立地等における交通の利便性のことです。

インターネット
世界中のあらゆる機関（大学、研究所、政府組織、企業、個人等）のコンピュータネットワークを相互接続した大規模なネットワークのことです。

ＮＰＯ
民間非営利組織のことで、営利を目的としない公益的な市民活動などを行う組織、団体のことです。

【か行】

介護保険
被保険者が要介護状態になった場合に介護費用やサービスなどを給付することを目的とする保険のことです。

海洋深層水
大陸棚沖合の水深２００ｍより深い層にある海水で、水温が低く清浄で、栄養素を多く含むなどの特性を有しています。清涼飲料水等への利用において、事業化が図られるとともに、水産養殖への活用、健康食品などへの利用のほか、冷却水としての活用などに関する調査・研究が進められています。

合併協議会
これから合併をしようとする市町村が、合併を行うこと自体の可否も含めて、合併に関するあらゆる事項の協議を行う組織のことで、関係市町村の議会議員・長・その他の職員・学識経験者で構成されています。

合併特例法
市町村の合併の特例などを定めた法律です。合併協議会の設置請求、市町村建設計画の作成、議会の議員の定数・在任に関する特例、地方交付税の額の算定の特例などが定められています。

観光案内サイン
名所・旧跡案内、市内周遊散策ルート等の誘導看板、地域の産業解説看板などです。

かん養
水が自然にしみ込むように、少しずつ養い育てるということです。

九州新幹線
平成16年3月13日に九州新幹線鹿児島ルート(鹿児島中央～新八代間)が開業されます。新八代～博多間は平成25年開業が予定されています。

繰入金
一般会計・特別会計及び基金又は財産区会計の間において、相互に資金運用することです。

県支出金
市町村の支出する特定の経費に対して県が負担する全ての支出金です。

国庫支出金
地方公共団体の支出する特定の経費に対して国が負担する全ての支出金です。

公共施設里親（アダプト）の制度
自治体が、道路や公園、海岸などの清掃活動を地元住民に任せる制度で、地元住民を里親に、公共施設などを養子になぞらえたものです。（社）食品容器環境美化協会等がまちの美化をめざして「アダプト・プログラム」として制度化、全国的な広がりを見せています。

合計特殊出生率
15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、１人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子ども数に相当します。

公債費
起債（市債）に係る元金、利子の返済に充てる経費です。

コーホート
同年（または同期間）に出生した集団のことです。コーホート要因法とは、その集団ごとの変化を用いて人口推計を行う方法です。例えば、ある地域の現在20～24歳の住民は、5年後には25～29歳に達しますが、その間の死亡や転入・転出による移動によって人口に変化が生じます。このような年齢階層ごとの変化が、今後の5年間も継続すると仮定して、現在の人口を基にある階層における移動の数と人口の割合を用いて 5年後の人口を推計することが可能となるという考え方です。

【さ行】

サテライト教室
大学等が、大学施設以外で社会人等を対象にして講義を行う分校のことです。

市債
新市が建設事業等の財源を調達するため、国又は金融機関等から借り入れる資金です。

市税
地方公共団体が、その行政に要する一般経費を賄うために、その団体の住民及び企業から徴収する課徴金です。

自然エネルギー
太陽光・熱・風力・地熱などの自然界のエネルギーを指すが、法制度では「再生可能エネルギー」と呼んでいます。

市民サービスコーナー
住民票の交付など簡易的な窓口で、合併前の川内市中央公民館内に設置してあります。

新エネルギー
太陽エネルギー、風力エネルギー等の「再生可能エネルギー」、ごみ焼却熱や下水熱等の「リサイクルエネルギー」、「従来型エネルギーの新利用形態」であるコ・ジェネレーション（熱電併給）、燃料電池等のエネルギーの高効率利用、電気自動車や天然ガス等のクリーンエネルギー利用を含めたエネルギーの総称です。

人件費
職員等に対し勤労の対価、報酬として支払われる経費です。（職員給与、退職金、委員等報酬、議員報酬等）

人材バンク
厚生労働大臣の認可を受け職業を紹介する民間の職業安定所のことです。転職を希望する方のキャリアアップの相談を受け、企業から依頼された求人情報の提供を行います。

CATV
アンテナを用いずに映像を同軸ケーブル・光ファイバーケーブルを用いて伝送する有線のテレビ。双方向通信が可能。回線は電話・インターネットにも用いられます。

スケールメリット
規模を大きくすることで得られる利益のことです。

政策
目標達成のための手段としてとる、特定の方法・進路のことです。

施策
ほどこすべき策。実行すべき計画のことです。

ゾーン
地帯・区域・範囲のことです。

【た行】

男女共同参画社会
男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受でき、かつ、共に責任を担うべき社会のことです。

地域力
地域の自然や歴史文化というような財産と特性を踏まえた地力（本来持っている実力）のことです。

地区
合併前の関係市町村の小学校区・地区の範囲を示します。

地区コミュニティ
人々が共同体意識を持って生活を営む一定の地域のことで、関係市町村の 65 地区（現小学校区・地区）を指します。

地区コミュニティ協議会
各地区のあらゆる分野の活動を連携強化し、行政とのやり取りを行う窓口としての団体とし、これまでの地区・校区連絡協議会等の機能を更に充実した自治活動組織です。

地区振興計画
これからの地方分権の時代には、これまでにも増して地区住民の発想による施策を大事にしていくことが必要であり、自己決定、自己責任、自己実現の意識を持って行動することが大切となってきます。このような考え方に基づき、それぞれの地区の実情を最も知っている住民自らが、それぞれの地区の特色を活かしながら地区の将来がどうあるべきかを話し合って「地区振興計画」としてとりまとめたものを新市の総合計画の参考とするものです。

地方交付税
市町村間の税源の偏在と財政力の不均衡を是正し、全ての地方公共団体に一定の行政水準を確保できるよう財源を保障するため、国が一括徴収した財源を配分するものです。

電子モール
コンピューターネットワーク上の仮想商店街のことで、インターネットを用いて商品の通信販売を行います。

特認校
小規模校入学特別認可制度により、自然環境に恵まれた小規模の小中学校で、心身の健康増進を図り、豊かな人間性を培いたいという保護者の希望がある場合には、通学状況や生活指導面など教育的な配慮の上、市内に住んでいる児童生徒が、通学区域に関わりなく、誰でも入学申し込みをできる制度です。

都市核道路
川内市街地の2環状8放射道路網などの都市文化ゾーン等における幹線道路のことです。各地域から川内市街地へあるいはインターチェンジ等へのアクセス向上のための道路です。

都市計画マスタープラン
都市の発展の動向、人口、産業の現状及び将来の見通しや住民意向を反映させて、長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、土地利用や都市施設などの配置及び整備、その他の都市計画の基本的な方針を示すものです。

都市力
類似の資源が集まることによる規模拡大の効果の発揮や異なる資源が融合することによる相乗効果の発揮によって、都市としての魅力が向上することです。

TMO
中心市街地活性化法に基づき、商業関係者が組織する機関のこと。中小小売商業高度化事業構想を策定し、それを具体化した事業計画が国の認定を受けることによって、補助金や免税措置などの支援措置を受けることができる。タウンマネージメント機関ともいいます。

【な行】
ネットワークサイン
公共案内サイン→市境案内（ゲートイン）、公共施設案内・誘導、道路標識、施設名板などです。

農業振興地域整備計画
県知事より農業振興地域の指定を受け、農用地として利用すべき土地の区域（農用地区域）を定めた農用地利用計画のほか、農業生産基盤、農業近代化施設の整備等の計画からなる長期計画です。この農用地区域内で農地等を転用する場合は、農用地利用計画の変更を行う必要があります。

【は行】
普通会計
地方財政統計上の会計区分で、地方公共団体の全ての会計から、水道事業や病院事業などの公営企業会計、国民健康保険や介護保険等の特別会計を除いた会計を一つの会計としてまとめたものです。

普通建設事業費
道路、橋りょう、公園、学校、庁舎等公共用又は公用施設の新増設等の建設事業に要する経費です。

扶助費
生活保護法・児童保護法・老人福祉法等に基づく、各種扶助にかかる支出経費です。

物件費
各種事業の委託料のほか、臨時職員の賃金、消耗品・印刷製本費（需用費）、郵便料（役務費）等の支出経費です。

補助費等
各種団体に対する補助金などにかかる支出経費です。

防災行政無線
市町村が防災情報を収集し、また、住民に対して防災情報を周知するために整備している無線ネットワークのことです。

パートナーシップ
友好的な協力関係のことです。

光ファイバー
光信号を伝達するために作られたガラスあるいはプラスチックを素材とする細い線のことです。従来の電話回線などと比べ、大容量のデータを瞬時に送ることが可能です。

肥薩おれんじ鉄道
鹿児島県と熊本県及び沿線の10市町が出資し、第三セクター鉄道会社として平成14年10月31日設立された「肥薩おれんじ鉄道㈱」が運営する鉄道のことです。

ファミリーサポートセンター
育児・介護について、援助を受けたい人（依頼人）と行いたい人（支援人）が会員となり、相互に助け合い、仕事と育児・介護を両立できる社会環境をめざすための制度です。

フィルムコミッション
映画やドラマ、コマーシャルなどの撮影活動を誘致・支援し、映像化による地域のイメージアップ、ロケ隊による経済効果、また、市民参加による地域の活性化を図ろうとするものです。

ブランド
商標、銘柄のことです。

ポートセールス
航路や港湾物流機能等の誘致のために、港湾管理者や港運業者等がその施設やサービスの充実を図り、港湾利用の開拓や拡大をめざした荷主・船会社等に向けて展開する港湾利用セールス活動のことです。

PFI
プライベートファイナンスイニシアチブの略称です。これまでの公的部門による社会資本の整備・運営に民間資本や経営ノウハウを導入し、民間主体で効率化を図ろうという政策手法のことです。

【ま行】
まちづくり交流センター
ボランティア活動支援の総合窓口として、情報の受発信、相談、調査、研究、ボランティアの登録、団体の活動支援等を実施する組織です。

【や行】
ユニバーサルデザイン
老若、健常者・障害者のわけ隔てなく誰もが利用しやすい「すべての人のためのデザイン」のこと。「障害、障害者」に対する人々の意識を変えようと、デザインにおけるバリアフリー（段差や仕切りをなくすなど障壁のない状態）の概念をより一般的にしたものです。

Uターン・Iターン
U：出身地から地域外へ進学や就職のため都会に出た後、出身地に戻ることです。I：出身地にかかわらず、住みたい地域を選択し移り住むことです。

【ら行】
LAN
同一建物内などの総合的な情報通信ネットワークのこと。コンピューターネットワークを基本とし、多様な情報を一括して送受・処理できるものです。（ローカルエリアネットワーク）